

平成25年度行政事業レビュー
(公開プロセス)
議 事 録

内閣府復興庁予算会計班

平成25年度 行政事業レビュー（公開プロセス） 議 事 次 第

日 時 平成25年6月27日（木）9：30～15：52

場 所 復興庁記者会見室

- ・民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費（内閣府）
- ・学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業（文部科学省）
- ・東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業（経済産業省）
- ・農産物等消費応援事業（農林水産省）
- ・地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省）
- ・放射性物質・災害と環境に関する研究（環境省）

○萬屋企画官 定刻になりましたので、ただいまより「復興庁行政事業レビュー公開プロセス」を開始いたします。

本日、進行役を務めます復興庁企画官の萬屋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、初めに寺田副大臣から御挨拶を申し上げたいと思います。寺田副大臣、お願いいたします。

○寺田副大臣 おはようございます。御紹介いただきました担当副大臣の寺田でございます。

担当という意味は、私は復興庁の副大臣でありますとともに、内閣府の副大臣といたしまして今回の事務事業のレビュー、行政改革、または独立行政法人改革等を担当させていただいております。

きょうは、この復興庁予算についてのレビューということで、御承知のとおり行革推進会議のほうでこのスプリングレビューを行い、そしてまたサマーレビューを行い、概算要求につなげていく。そして、全ての予算項目をゼロベースで見直していくということが先般決定をされたわけでありまして。復興庁予算についても同様にゼロベースでレビューを行っていただき、適正な予算執行と、そしてまた来年度の概算要求に向けて御示唆、御意見を賜ればまことに幸甚に存ずる次第であります。

また、御承知のとおり、今回の復興庁予算は大変多くの特別増税の形でもって国民から血税をプラスアルファでいただき、復興予算枠に充てているとすることは委員の皆様方御高承のとおりでありまして、そうした意味でも国民的にも注目をされている予算項目となっております。

どうか、そうした意味でレビューのほうを忌憚のない、そしてまたさまざまな観点から闊達な御意見、または御示唆を賜らんことを私のほうからも切望するものでございます。

今、復興庁も被災地の復興に全力で取り組んでおります。そして、いよいよこのまちづくり、面的整備も東松島を中心にスタートし、さまざまな諸課題に今、全力で取り組んでいるところでありまして、委員の先生方のさらなる御指導と御支援のほどをお願い申し上げます。冒頭私からの御挨拶にかえさせていただきます。

ひとつよろしく願いをいたします。

○萬屋企画官 ありがとうございます。

まず、最初に本日の公開プロセスの趣旨を御説明させていただきます。

政府は毎年、行政事業レビューとしまして事業にかかる予算の執行状況等を整理し、必要性、効率性及び有効性の観点から検証をして当該事業の見直しを行うとともに、その結果を公表することとされております。

公開プロセスは、この行政事業レビューの一環として行われるもので、外部有識委員と事業所管部局が公開の場で議論、検証を行うことにより、事業の改善策を求めることを目的とするものでございます。復興庁としましては、今回が初めての公開プロセス開催とな

ります。

続きまして、外部有識委員の皆様を御紹介いたします。

復興庁指名の外部有識委員は向かって奥から、永久寿夫先生、阿部博友先生、中里実先生です。

永久先生におかれましては、本日の会議に当たりまして意見の取りまとめ役をお願いいたします。

次に、行政改革推進本部事務局指名の外部有識者委員は、続きまして岩瀬大輔先生、大久保和孝先生、梶川融先生です。

先生方、本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

なお、中里先生は御都合により午前中のみのお参加とさせていただきます。

それでは、本日議論いただきます事業でございますが、まず午前の部におきましては「民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費」「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業」の3事業、午後の部におきましては「農産物等消費応援事業」「地域公共交通確保維持改善事業」「放射性物質・災害と環境に関する研究」の3事業、合計6事業を各50分で御議論いただきたいと思います。

外部有識者委員の皆様におかれましては、審議後半にお手元のコメントシートを回収させていただきますので、適宜コメントシートの記載をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、最初の事業、「民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費」の議論に入らせていただきます。資料は、2ページをお開きください。そこに示しておりますのは、復興庁予算における本事業の位置づけとしまして、町の復旧・復興の中の復興関係公共事業に当たります。

なお、大久保先生におかれましては本事業の関係者であります。したがって、表決については御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、事業所管部局である内閣府から、事業概要の説明を5分程度でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○内閣府 おはようございます。内閣府PFI推進室の澁谷と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、5分ほどで御説明ということでございますが、3ページに書いてございますように、昨年5億8,300万の予算をいただいております、執行率が56.9%、執行率が悪いということで多分この場に呼ばれたのではないかと思われませんが、事業メニューに2つございまして、2つ目の丸の説明会を実施するか調査を実施する。これは問題ないと思いますが、恐らくその上のPFI事業に関してコンサルタント会社に委託して公共団体の案件形成に対する支援を行う。この執行率が悪いという御指摘ではないかと思っております。

なぜこういう事業を実施しているかということですが、平成23年7月に決定された復興基本方針の中で、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携、PPP/PFIによる復

興の促進ということがうたわれております。

実は、この復興基本方針は、私も当時、今の立場ではない形で深くかかわったのですが、当時の雰囲気はやはり総力戦じゃないか。復興は総力戦で、官だけではなくて国、公共団体だけではなくて民間も含めて総力戦で当たるんだということで、民間の資金を幅広く民間事業者とも連携してということが強く言われていたということをお記憶してございます。

そこで、PFIについても使えるものはどんどん使おうということで、ただ、これは被災地だけではなくて全国のPFI、1999年にPFI法ができていますけれども、日本の公共団体の中でPFIを一度も実施したことがないところは9割もあるんです。被災地も全く同様でございます。一度も実施したことがない自治体が急にPFIというものもなかなか難しいわけです。

それで、何が一番面倒くさいかと聞くと、導入可能性調査といたしまして、PFIを実施することが可能かどうかという調査を、これは交付金の対象にもなりませんし、かなり大変だということなので、この導入可能性調査に当たる部分を国が肩代わりして、国の費用で公共団体と連携しながら調査をしようというのがこの趣旨でございます。

それで18件ほど手が挙がりました、こちらがコンサルタントに発注するわけですが、実施しましたのが14件です。理由は非常に単純明快でして、企画競争という手法で発注をしているわけですが、内閣府は企画競争というのは一度もやったことがなかったそうでした、公告するまですごく時間がかかりました。

8月に案件をほとんど決めていたんですけれども、実際に公告したのが11月の中旬です。企画競争というものを内閣府において実施することが初めてだったということで、時間がかかって、11月の中旬に公告したので手を挙げる人もなかなか少なく、実際にこれは4件が不落、応札者なしということになって実施できなかったというのが大きな理由です。この部分はもう既に実績がありますので、ことしは早目の発注ということで既に改善がされているわけですが、もう一つ私が個人的に思うのは、PFIというものに対する理解が2つの意味で十分ではなかった。

1つは、復興交付金を使えば国費でやってくれるので、何も民間支援を使わなくてもいいという思いが強かったということ。2つ目に、PFIというけれども、余りメリットはないという思いがかなり多かったということです。

それで、最初のことについては、復興交付金で確かにいろいろな施設がつくられるんですけれども、実際に今後、維持管理とか、そういうことも見通してまちづくりの計画をつくるステージになると、つくるときは交付金が出るかもしれないが、トータルで見た場合にどうなのか。やはり民間の資金も活用した維持管理ということも含めて検討すべきじゃないかという思いがだんだん浸透してきたのではないかと思います。

今回のこの調査で気仙沼の調査を実施したんですけれども、油のタンクが被災をして、これは復興交付金で気仙沼市役所の施設として復興するわけですが、維持管理は民間にお願いしたい。

ここで、コンセッションという方式を使いました。一種の公設民営のような手法ですが、民間事業者に維持管理をお願いできないか。この油については当然利用料金が入るわけですから、独立採算でやってもらうということで、全く新しいコンセッションという方式を使った維持管理も含めた復興というものが調査結果で示されておりまして、気仙沼市さんにおいて今その方向で実施に向けた検討がされている。こういうものは、一つのいい事例ではないかと思っています。

2つ目に、全国的PFIについての意義です。これは資料の11ページでございますが、ことしの骨太の方針でこのPFIについては抜本改革をしたい。これまでのPFIは結局、税金で延べ払い的にファイナンスをする手法が大半でして、本当の意味でのPFIではないんじゃないかということで、抜本的にこれは変えよう。公的負担をなるべく減らす方法で変えようということで、イメージ図が13ページにあるんですけども、従来の延べ払い型というのが一番左です。その次がコンセッション型、公共施設等運営権制度、気仙沼がいい例ですけども、仙台空港が名乗りを上げていまして、村井知事が非常に熱心に、この間、国交省のほうで民営化法が通りましたので、空港についてのコンセッションというものもここで進めていきたい。

一番右がPRE戦略みたいなもので、岩手県の紫波町というところが既に実施をしておりますけれども、なるべくこの民間の資金を活用したPPP/PFIを進めていくということが骨太の方針、成長戦略にもうたわれております。こういう新しい方式も被災地も含めてこれから普及をしていきたいということで、ことしについてはきちんとその改善をして、せっかくいただいている予算でございますので、効果的・効率的に活用していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○萬屋企画官 ありがとうございます。

改めまして、本事業につきましては自治体向けの事業で執行率が十分高くないものについてどのような改善方法があるのかを検討するという観点から、公開プロセスの対象として取り上げたものでございます。

お手元の論点シートに記載しておりますように、議論すべき論点としましては、昨年度の予算執行率が約57%と十分に高くなかった要因を踏まえまして、市町村が本事業を活用しやすくするためにはどのような運用の見直しを行うべきか。あるいは、政府全体としてPFIのさらなる推進を図っていく動きがある中で、全体の動向を踏まえた運用改善方法の検討が必要なのではないかなどがあるのではないかと考えております。

それでは、本案件につきまして質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要の説明を受けまして、御質問のある先生には挙手をお願いいたします。

では、永久先生よろしくお願いたします。

○永久先生 今の御説明の中に、仙台空港ですとか気仙沼のケース等のお話がありましたけれども、こうしたPFIとかPPPとか、そうしたものは極めて重要なことだと思うのですが、

今おっしゃったケースというのはこの関連性から考えるとどういうふうに関連していますか。

これというのは、この事業との関連性です。PPP/PFIはいいにしても、仙台空港はこれとは関係ない話ですね。要は、違う事業によって、あるいは村井知事の宮城県が自発的にそういうことをしようとしたケースですね。確認だけです。

○内閣府 仙台空港は、村井知事のほうで宮城県庁に委員会を設置されまして専門家の方、それから国交省の航空局なども入れた委員会を、たしか震災の年だと思えますけれども、設置されて、これは別途この予算とは関係ない形で検討を進めております。

○永久先生 では、今これに基づいてどのような成果が出ているのでしょうか。実際にPFIを使ったものが企画されているとか、つくろうとしているというケースはどれだけございますか。

○内閣府 実際に昨年14件の調査を行っているわけですが、この14件については先ほどの気仙沼の例も含めて、それぞれこのPFIの導入に向けた検討が各自治体で進められているということです。

さっき申しましたように、PFIについては通常2年くらいかけて各自治体が導入可能性調査というものを行います。それを踏まえて、各自治体で実施方針の策定をして民間事業者を選ぶというプロセスに入るわけですが、昨年実施をしたことで導入可能性調査の前段階が終わったということになりますので、自治体の中で、特に気仙沼などはかなり前向きに早急の実施方針をつくるべく検討されていると聞いております。

○永久先生 まだ調査の段階だということですね。

○内閣府 はい。

○萬屋企画官 そのほか、意見、御質問等がございますでしょうか。

阿部先生、お願いいたします。

○阿部先生 資料の5ページの点検結果の欄ですが、2番目の項目として「PFIの案件形成支援により、地方公共団体が提案したPFI事業を実施するための課題を明らかにした」と書いていらっしゃるが、「今後は事業の具体化に向けて活用される」、この部分がすごく大切だと私は思うんです。

先ほど少し御説明いただいたように、PFIの問題点として交付金を使えばよいという誤解があったのではないかと。あるいは、そのPFIのメリットが少ないのではないかと。こういうことが具体的な課題として挙げられると思うんですが、先ほどおっしゃった以外に昨年度の事業の結果として明らかになった課題と、その具体的な克服策というものがあれば説明していただけますでしょうか。

○内閣府 女川の例が典型的なんですが、あれはたしか漁組のいろいろな倉庫だとか、そういう施設を復旧するというので、これも交付金の対象なのですが、なるべく民間の負担を入れて、交付金ですと一定の仕様になるわけですが、もうちょっと使い勝手のいいものにしたいというときに、民間というのは漁組とか、そういうところですが、

民間が少し手を入れてお金を出してもいいからもっと使い勝手のいいものにとという要望は、なかなか通常の公共事業ですと難しい。

PFIというのは、こういうものに使えないんじゃないか。PFIというのは最初から、一からPFIとして事業を実施するもので、復興交付金の事業とは全然別物なんじゃないかという誤解があったんですけれども、今回の調査を一緒にやらせていただいて、交付金を導入するけれども、最終的にPFI事業者整備から運営までお願いをする。こういうPFI契約を結ぶわけですが、そのPFI契約の中で民間がさらにプラスアルファで負担するということを入れれば、実質上、交付金プラス民間の負担という形で少し仕様のいいようなものがつくられる。

これは、全くPFIと交付金事業というのは別物だという誤解があったものが、一緒にコラボすることができるんだということがわかったということで、これは調査結果を踏まえてほかの自治体にとってもちょっと新しい情報だったということは聞いています。

○阿部先生 もう一点教えていただきたいんですけれども、昨年度の実績として6ページに記載されている3本の柱というものがあると思うのですが、1番目が「被災地におけるPFIの活用に関する基礎調査」としての出費が3,100万、それから2番目の柱として「被災地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた可能性調査に関する支援」、これが一番大きくて2億8,000円程度、それから「震災復興に関するPFIの一層の推進に向けた諸外国のPFI支援制度調査」この3本の柱を記載されているんですけれども、今年度の予算の中でこの3つの項目への大体の振り分けについては御検討されているのでしょうか。

○内閣府 今年度は、この真ん中の部分だけの予定でございます。

○萬屋企画官 中里先生、よろしく申し上げます。

○中里先生 今の御説明で、PFIについてなじみのない自治体がほとんど9割以上だということだったんですね。それで、PFIに無関心、あるいはそれについての十分な知識のない自治体が大多数を占める中で、執行率が低くなるのはある意味、当然で、最初から多くを期待し過ぎたんじゃないか。

この震災復興を機会にPFIという手法をまさか広告宣伝して、多く広めようというプロジェクトではないですね。こういう手法もありますということですね。そうだとしたら、9割が関心のない自治体だということを前提に、当初から絶対的な予算の規模とかも、そうは読めないでしょうけれども、あるいは考えるべきだったということなのではないでしょうか。その辺がよくわからないのですが。

○内閣府 PFIを広めようという意図が云々という、今の御意見はややわかりかねるのですが、PFIというのは例えば今回もまさに成長戦略の柱でありますし、骨太の方針の中の重要な新しい政策課題で、昔から必要な公共施設の整備、管理を行う上でなるべく公的負担を減らして民間資金を活用する。これは1999年に法律が導入されて以降、政権ごとにそれぞれの政策の大きな柱になってきたということだと思います。

したがって、PFIを広めようということ自体、この政策目的自体は別に今まで否定された

ことでもなければ、今回の骨太の方針ではこれまでPFIという手法を使ってきたことが本来の政策目的に本当に合っているのかどうかという検証を我々も行った上で、これは抜本改革をしようということではあります。

ただ、PFIを広めようということ自身は、復興基本方針の中でも民間の力を活用して総力戦でいくということがうたわれていますので、それ自体は特段何か問題視されるようなことではないです。

○中里先生 もちろんです。ありがとうございます。

○萬屋企画官 では、岩瀬先生。

○岩瀬先生 国交省で直接やられている事業との関係というのはどういうふうに考えればよくて、今後そちらのほうに吸収していくとか、一緒にやるとか、そういうことはどういうふうに考えたらいいんですか。

○内閣府 国交省の事業は、私が国交省にいるときに始めた事業なんですけれども、国交省の所管のものに関する調査ですので、それ以外のものは先ほどあった石油タンクだとか、漁組の倉庫みたいなものは国交省事業になりませんので、そこは誰か国交省以外の役所がやらなきゃいけません、国交省はある意味で大口の役所ですので、国交省独自で調査費をつけることはできますが、ほかの役所はなかなか難しいので、内閣府のほうできちんとそこは計上している。こういう役割分担をしております。

○永久先生 では、それとの関連でいいですか。

民間資金等活用事業推進機構というものができると聞いていますけれども、これとの住み分けというのはどういうふうにされる予定なのでしょう。

○内閣府 官民連携インフラファンドでございまして、これは民間の金融機関がいわゆるシニアローンのような形で出せないような、ある意味、不動産ビジネスみたいな形で収益を上げようとしてそういうPFIをやろうとする場合、その部分というのは銀行はなかなかリスクが高くて全額ローンができない。

いわゆるメザニンといわれるミドルリスクミドルリターンの部分について、普通は諸外国でもインフラファンドというものが出てくる。それで、このファンドというのは大体3桁億以上のもの、メザニンというのがある部分の事業になりますので、仙台空港のようなものについては恐らくこのファンドの出資が出るかと思えますけれども、今回の被災地の復興の調査でやったようなものはいずれもそのレベルにはなりませんので、直接このファンドがということにはならないと思います。

○永久先生 では、今のことをまとめますと、先ほどのこちらがやっている事業と国交省が出向している部分と、この新しくできるものとは、きっちりと住み分けができていくということですね。

○内閣府 はい。

○永久先生 わかりました。

それでもう一つですけれども、では先ほどちょっと話しかけましたが、このほかで、要

はこの事業とは関係なくてPFI事業というのはどれだけ進んで企画されているのでしょうか。つまり、PFIの事業というのはこの地域でさまざま行われようとしていると思うんですけども、それがどれくらいあって、これがかかわっている事業というのはどれくらいあるんでしょうかということです。

○内閣府 被災地の復興関係、あるいは被災地絡みでPFIが検討されているものについては、今回の私どもの調査、それから国交省の調査にかかわるもの以外は私は承知しておりません。

○永久先生 先ほどの仙台空港の宮城県のものは。

○内閣府 それは、別です。

○永久先生 別ですよ。そういうものはほかに幾つかないんですか。それだけですか。

○内閣府 仙台空港以外は、特段聞いておりません。

○萬屋企画官 それでは、寺田副大臣。

○寺田副大臣 やはり、PFI推進室としては努力不足だと思います。自治体が誤解をしているとか、自治体を責めるべきではなく推進すべき立場なわけですよあなた方は。これは検討経費ですから、それは検討経費としてこんなものだというのはともかくとして、これはきちんとその自治体への説明、ガイドラインをつくるべきですね。先ほど言った交付金との合わせ技の点についても、またはBTO、BOT、いずれの場合についても使い勝手の改善をしているわけでありますから、自治体の誤解を解く努力をする責任は当然推進室側にあるわけであります。

したがって、手を挙げるのが少ないことは自治体が悪いものではありません。皆さんの努力不足であります。そこで、明確なガイドライン、こういう場合はこういうふうに使えるというものをつくらないことは、まさに行政側の不作為に当たるわけです。今回も国策としてこれだけ推進をしていく。また、新たな箱もできるわけでありますから、今後の取り組みについての改善、取り分けPFIの推進とこの有効活用についての指針を示していただかないと、何ら事態は改善しないと思いますが、御所見をお伺いします。

○内閣府 済みません。ちょっと説明不足で申しわけなかったんですけども、今回のこの予算の中で日本経済研究所に委託をしました「被災地におけるPFIの活用に関する基礎調査」という事業ですが、これはコンサルタントのほうで被災自治体を回りまして、PFIについての意識を私どものほうからお聞きをして、そこでいろいろな課題をあぶり出して、その上で全国で幾つかグッドプラクティスがあるわけです。その全国のグッドプラクティスをわかりやすい形で、パワーポイントのような形で整理をしたパンフレットのようなものをつくっております、これは被災自治体だけではないんですけども、お配りをしているということをやります。

それから、ことし、昨年度の補正予算の中で700万ほどいただきました。これは、復興予算ではないです。普通の一般会計なんですけれども、全国でPFI事業を一度もやっただけの自治体にこちらから足を運びまして、いろいろと先ほど御紹介したようなパンフレッ

トのようなものをお見せをして、きちんと皆さん方にPFIの御活用についてのアピールをするということはやらせていただいております。

○寺田副大臣 全国一律じゃだめなんです。これは復興の促進に必要な経費であって、促進するためにプラスアルファがなければこの経費としての正当性は言えないんじゃないですか。

○内閣府 済みません。被災自治体は全て回らせていただいて、今は補正予算のお話をさせてもらっております。

○寺田副大臣 補正予算じゃなくて、この今年の予算です。

○内閣府 ですから、この予算の中で日本経済研究所に委託した調査の中でそういう資料をつくらせていただいて、それを補正予算でもって各自治体を回るということはやらせてもらっております。ことしもまた予算をいただいておりますので、引き続き各自治体に対する普及啓発については努力をしていきたいと思っています。

○寺田副大臣 では、明確にその交付金とこのPFIの活用の仕方、あるいは当初からでなくてもいろいろな利活用がある点も十分に周知されるわけですね。

○内閣府 はい、その通りです。

○萬屋企画官 進行役のほうから、そろそろ質疑、議論の終了時間が近づいておりますので、お手元のコメントシートへの記載も合わせてよろしく願いいたします。

では、永久先生どうぞ。

○永久先生 このPFIの調査案件というのは、例えば町の中の公民館だとか、あるいはさまざまな単体の施設があるかと思えますけれども、そういうものに対するPFIの可能性の調査というふうに理解したらよろしいですか。

○内閣府 そういうものもあります。

○永久先生 あとはどういうものがありますか。この事例を見ればいいんですか。

○内閣府 はい。

○永久先生 コミュニティ拠点とか、よくわからないところが結構あるんです。

何を言いたいかというと、要はまちづくりの復興計画というのはあるかと思うんですが、そうした全体像の中での位置づけというのはどうなっているのかと思うんです。つまり、単体でPFIがいいとか何かというのはあるかもしれませんが、全体の計画の中で位置づけられないといけないんじゃないか。つまり、全体の青写真の中でそれを位置づけていかなければいけないと思うんですが、そうした意味においてこれはどういうふうな形で進められているのでしょうか。

○内閣府 自治体のほうから、まず自分たちがこういう計画を復興まちづくりの中でしたい。こういうものをつくりたい。こういうものを復旧・復興したいということで、だけどこれはPFIがひょっとしたら使えるかもしれないから、国のほうで調査をしてほしいということを公募して手を挙げてきていただく。

したがって、町のほうでもともとこれは自分たちでやりたいんだというものについて今

回私どものほうの調査対象にさせていただいているということで、あくまでもイニシアチブは自治体のほうに。

○永久先生 あとは、実際に延べ払い型以外のものという話は出てきているんですか。

○内閣府 先ほどの気仙沼のものがコンセッションということですか。

それから、須賀川市の交流センターですけれども、複合型でやりたいということで、これはこれからの検討になるんですが、さまざまな収益施設なども含めてもうちょっと複合的な施設をすることで公的な負担の軽減を図れないかということも含めての検討がこれからなされるということでございます。

○永久先生 要は、そうした形で公的な負担がPFIで一方で減る。だけど、このコストよりかかってしまったら困ってしまうということはないのでしょうか。

つまり、PFIをするためにもっと余計なコストがかかってしまうということは可能性としてありませんか。

○内閣府 PFI法に基づいてPFI事業を実施する場合には、必ず通常の公共事業でやる場合に比べてPFIのほうが、これはコストが低いんだというパブリック・セクター・コンパレータールとの比較ということが義務づけられております。バリュー・フォー・マネーが上がるんだということを確認した上でPFIで、上がらなければPFIとしてやらないということですか。

○永久先生 そうじゃなくて、単体の話ではなくて、こうした事業をやることのコストも含めてです。

○内閣府 ということも含めて、最終的にPFI事業としてやるかどうかということになりますので、今回の私どもの調査というのは本来であれば自治体が自ら100%負担をして導入可能性調査をやって、その上で最終的にPFIをやるかどうかの判断をする。

だから、導入可能性調査をするということについて、それがとてもじゃないけれどもやれませんかということ、PFIというオプションを選択することがそもそもその段階でなくなってしまうことを防ぐために、あるいはPFIというものを活用できるところは活用していただくということ。

○永久先生 でも、延べ払い型になってしまったら結局は全部公費じゃないですか。そうですよね。

○内閣府 そうですね。

○永久先生 支払う時期がずれたり何かしますけれども、そうしたときに、では全部延べ払い型だったらこの調査をやって金額は、この調査をやってやらなくても同じ結果に近くて、この調査をやった分だけ公費を使うということになりませんか。

○内閣府 延べ払い型は今回の骨太の方針で抜本改革すべきだという御指摘をいただいています。従来、延べ払い型であっても普通に公共事業として整備、維持管理をするよりは、効率的な計画でという民間の提案を受けてPFIでやるということですので、通常の公共事業でやるよりは安く上がるということが前提になっております。

ただ、ファイナンスが結果的に100%税金だというのはおっしゃるとおりです。

○永久先生 そうですね。

○萬屋企画官 それでは、梶川先生お願いいたします。

○梶川先生 これは、前年執行率がなかなか上がらなかったという部分で、自治体の理解が少し不足していたというような話もあったのかもしれませんが、これはPFI全体については結構長く啓蒙活動が図られていると思うんですけれども、来年もそこそこ、ことしよりはかなり多くの金額を御予算として取られています、その辺はかなり地元のニーズというものは把握されておられるのでしょうか。

もちろんやってみなければわからないという点はあるのですが、それにしてもかなり本格的にPFIに取り組みたいというニーズはそろそろ地方自治体の案件としておつかみになられているということを前提に、この金額を算定されているのでしょうか。

○内閣府 昨年、先ほど言いましたが、18件採択しようと思って、実際に私どもの会計上の手続が非常に遅かったということで、4件が実施できなかったということが多分、実際に執行率が低い一番大きな理由だと思うんですけれども、既に昨年の時点で積み残しがあるということもあるし、去年いろいろ問い合わせは結構きていたんです。

しかし、まだ手を挙げるだけ煮詰まっていけないんだというお話が去年の時点で幾つか寄せられていました。ことしも実はかなり応募はきていましたが、ことしの場合は被災自治体からではあるけれども、中身としてちょっと復興と関係ないものも幾つかあったので、これは今、精査をさせていただいているところです。

○萬屋企画官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 我々企業ですと、外部のコンサルティング会社を使うときは相当高度な専門性が必要か、あるいはどうしても人手が足りないというときに限られるような気がしまして、今8ページを見ているんですけれども、これは本業として皆さんがやるべきことであって、外部に頼むことなのか、ちょっと疑問に思ったので伺いたいのですが、一番上のPFIの活用促進の基礎資料とか、ヒアリングとか、説明会という日本経済研究所さんが出されている部分と、あとは下のプライスウォーターさんに出したものなども、政府から各国のカウンターパートみたいなのところにちょっと聞けば、普通の事務局がヒアリングして取りまとめてくれるような感じもあるので、こういったものに2,000万とか3,000万とか出してやるのは、ほかの役所では多分やっていないようなことだと思うのですが、これはどういうふうに考えたらよろしいですか。

正直、企業の経営の側から見るとすごくリッチな使い方をしているなという感じで、よほど忙しくて人手が足りないのかと思ったのですが。

○内閣府 両方ともですけれども、特に上のほうは先ほども説明しましたとおり、被災地の全部の二百何箇所公共団体を訪問して個別に説明に回ったりも含め、こういうことをやっておりまして、旅費だとか実際の人件費なども非常にかかるということになっております。

それから、海外のほうも実際に諸外国の、この場合は海外の支店がございましたので、

そこに実際に個別に調べてもらったりしているのですけれども、そういったところで非常に調査も要りますし、そのほかの費用経費的なものもかかるといったことになっております。

○岩瀬先生 一番下のものなどは、各国でどういうふうに行っているかというのは国交省さんがわかるんじゃないですか。

○内閣府 我々のほうで把握をしていなかった部分について、最新のものを。

○内閣府 私は国交省でPFIを担当していましたが、国交省よりはこれは内閣府のほうで国内のものでいろいろな事例を集めておりまして、かつ諸外国の支援制度というのは実はインターネットとかではわからないんですね。それで、実際に自治体と国の政府との関係というの、行っているところとヒアリングをしないとわからないところがございます。

特に、イギリスの場合はリージョナル・デベロップメント・エージェンシーといったようなところがお金を出したりとか、いろいろと複雑な体制になっておりますので、そういうことは現地に行かないとわからないということがございます。

ちなみに、この成果は国交省とも共有をしております。

○萬屋企画官 中里先生。

○中里先生 諸外国の調査ですけれども、今、調べたのですが、PFI法ができたのが平成11年ですか。随分長く諸外国の調査をやっていたんですね。

○内閣府 このコンセッションも含めた新しいタイプのものというのは、つい最近になってから調査をしています。

○中里先生 新しいタイプだということですか。わかりました。

○萬屋企画官 梶川先生。

○梶川先生 今のお話と関係するのですが、震災復興に資するというふうに諸外国の調査の話も冠がついているんですけれども、非常に今、震災からの早期の復興というのは重要なテーマだと思うのですが、その辺に関する知見というのは何かこの調査で得られたのでしょうか。

PFI一般の諸外国の制度のお話なのか、震災復興という非常に緊急的な政策課題に対する調査であられるのか。その辺を教えてくださいと思います。

○内閣府 もともと復興基本方針に書かれているのは、やはり民間の資金をなるべく活用してと、要は被災自治体の負担なり、あるいは使える民間資金はなるべく使いたまうということで、早期の復興に資するという観点からどういうものが考えられるかという意味で実は見られています。

通常のPFIといいますと、イギリスのPFIはサッチャー改革で取りこぼしのあった学校とか病院を狙い撃ちにしてやっているということと、それから鉄道も民営化に最初から外れたということで、若干そういうところがあります。

したがって、これまでそういうPFIについてのバリュー・フォー・マネーの使い方などをずっと研究してきたんですけれども、そうじゃなくてまちづくりとか地域活性化に資する

ような施設を、なるべく早期に民間の資金を活用するという観点でどういう手法があるのか。実は、PFIという手法に限らず、ローカル・アセットバック・ビークルとか、いろいろな手法もあり、そういうことも含めての検討をしてもらっているということです。

○萬屋企画官 永久先生、お願いします。

○永久先生 まずコンセッションとか空中権の件ですけれども、これは基本的にこの地域とかでなかなか難しいんじゃないか。需要があるのかどうかということが考えられるので、もともとそれは考えられますよね。それをこの復興のために改めて調査する必要があったのかどうかという問題がひとつあるのではないかと思います。

それから、先ほどの質問の中にあるんですけれども、自治体が自分たちのまちづくりの復興計画をつくるときに、もともとコンサルは入っていないのでしょうか。その中で、既にPFIとか何かも検討していて自治体自体でつくっているケースはないのでしょうか。

○内閣府 まず、空中権とか、そういう話は恐らく大都市だと思いますので、多分それはないと思います。

コンセッションも、空港のような大きなコンセッションだけではなくて、先ほどの気仙沼のような公設民営のようなことも含めてコンセッションというものであれば、そこは考えられなくはないと思います。

まちづくりの計画は、それぞれの自治体において国交省の予算も含めて、当然それは調査会社も委託しながら、住民の意見を聞きながらまちづくりの計画をつくっていくというプロセスをやっています。

○永久先生 やっていますよね。ということは、自治体のサイドからコンサルを使ってPFIをやろうというルートはそちらからもあるということですね。

○内閣府 まちづくりの中でこういう施設、こういう施設ということでトータルとしてのまちづくり計画というものはあるんですけれども、この施設は復興交付金が使えます、この施設はどうですかと、例えば須賀川の場合ですと市民交流センターが被災をして、これを復旧したいけれども、なかなか交付金がダイレクトに使えません。

だけど、これはまちづくりの核にしよう。そのためには、いろいろなほかの施設もここに集約をするという計画を彼らはつくったわけです。その中で、交付金が使えないならばPFIということでどうかということでは我々に手を挙げてきたわけです。

○永久先生 須賀川自体はコンサルを使っていないんですか。

○内閣府 使っています。

○永久先生 ですよ。そこのコンサルはそうした提案はできないんですか。

○内閣府 それは、まちづくり全体でどういう配置がということでして、PFIの手法についてというのはそのコンサルは必ずしもPFIに精通しているかどうかというのはまた別問題ですので、あくまでもこの導入可能性調査というのはピンポイントでスペシフィックに、この施設についてどういうPFIの手法がということは、これはこれでやるということが必要になってきますので、まちづくり全体を考える中の一つのついでにやるというようなもの

ではちょっとないような気がします。

○永久先生 自治体が雇っているコンサルというのはかなり大手のところが多いかと思うんですけども、そうしたところはPFIの知識とかはないんですか。

○内閣府 そういう意味では、別にやっていただいても構わないと思うんですけども、私どもはそこはPFIについて導入可能性調査というものをきちんとやって、PFIの実施方針を決める際には公共団体の議会に対して説明責任を負うわけです。

したがって、きちんとしたPFIについての特化した調査というものをやって、こういうやり方でやればPFIでやることによってメリットがあるんだということを彼らの議会に説明する責務があって、そのために通常はスペシフィックな調査をするということは一般的であります。

それで、もちろんそれはまちづくり全体の調査の中でやればいいんですけども、ただ、それはやれる人はやればいいし。

○永久先生 その調査に対しても国からお金は出ているわけだから、自治体については特に負担がふえるわけじゃないですね。

○内閣府 それは自治体の選択の問題であって、ただ、私どもとしてはPFIに特化した調査をやりたいけれども、お金がないという。

○永久先生 でも、自治体自体はまちづくりでお願いしているコンサルにお願いできちゃうわけですよね。なぜしないんですか。

でも、PFIにしたいからこの事業に対して頼むわけでしょう。

○内閣府 そこは、私どもとしては自治体がPFIの調査を詳しくしたいという人たちのためのオプションを私どものほうで御用意するということですので、それは実際の選択の問題ではないかと思えます。

○永久先生 よくわからないんですけども、御説明はわかりました。

○萬屋企画官 中里先生。

○中里先生 PFI/PPP推進協議会というかなりレベルの高そうな団体があるようですけども、こういうところとの連携というか、情報交換というのはどうなっていますか。

○内閣府 私ども、実は専門家派遣事業というものをやっております、被災自治体に限らず全国の自治体からPFIについて教えてほしい、相談に乗ってほしいということがありますと、私どもがその都度、その都度、今、御指摘のあった協会の方に旅費と謝金を払って自治体に派遣するというのをやらせていただいています。

○中里先生 そういうふうに連携しているわけですね。

○萬屋企画官 そろそろ予定しております時間がまいっております。先生方におかれましては、コメントシートの記載が終了されましたら、担当の者に合図をお願いいたします。

なお、引き続き御質問のほうもよろしく願いいたします。

梶川先生。

○梶川先生 お聞きしていて、これは復興ですが、本当に特徴的に町全体のまちづくりと

いう全体像が重要になると思うんですけれども、先ほどももちろん自治体が財政的に厳しい中で、ここのPFIの調査のコンサル費用が非常に負担になる。

ただ、そうはいつでも町全体の復興計画の予算の中で、この費用が何となく難しくPFIを考えると、考えないとかいうディシジョンになるのか。今、復興庁さんとしては全体としての支援をお考えいただける中で、ここだけが何か切り出されている部分について、全体支援の効率とどんな感じなのかということをちょっとお聞きしたいんです。

この全体像とどういうふうによくマッチングしているのか。ほかの御予算ですね。ハードの予算等も含めまして、さすがに町全体という相当な金額のことを自治体も考えられると思うので、ちょっとそのコンサル費用だけというのは何となく全体整合が見にくい気がするのですが。

○内閣府 PFIを実施する場合、これは諸外国、皆そうなんですけれども、バリュー・フォー・マネーの検討というものを行います。それで、ここはかなり膨大なガイドラインが英国にもありまして、なかなか難しいんです。イギリスもPFIの導入初期にあつてはPFIクレジットという、これはつい数年前にもう普及したということではなくなったのですが、自治体はその導入可能性調査を行ったりする際も含めて、やはりそこは補助をするという仕組みを多くとりました。

これは、バリュー・フォー・マネーのチェックをして、しかも民間事業者が公共施設を運営するという、ある意味でここはそれなりの大きな判断を自治体ができるに当たって本当にそれでいいんだろうとか、出す際にどういう条件をつけなければいけないのかとか、例えば水道事業であれば飲み水なのでこれは大丈夫かなとか、いろいろな市民の不安がある中で、ではどういう条件を出せばいいのかとか、そういうことをそれなりに事前の段階で2年くらいかけて検討する。これは、諸外国においても我が国のPFI全般的、一般的な話であります。

したがって、まちづくり全体の中で、これはPFIでやったほうがいいのかもかもしれないねというくらいの話はもちろん出るんですけれども、そこから先、本当にPFIにどういう条件を出せばいいのかとか、どういうことになったらPFIに本当に出せるのかということは、それなりの検討をスペシフィックにしないと難しいということだと思います。

○萬屋企画官 寺田副大臣。

○寺田副大臣 閣議決定でも明確にこのシナジー効果という言葉が入っているわけで、12兆円というのは当然ある程度、目の子の数字じゃないわけですね。そのうち、一体被災地で実施をされるPFI、あるいは民間資金の活用額ですね。国のほうの予算枠は25兆と明示をされているわけですから、その被災地における利用の促進という目的にかんがみ、また明確にその数値目標をかけられていることから見て、被災地3県で一体どれだけの民間資金を引き出すか、そのめどがないとおかしいですね。これを教えてください。

○内閣府 余り外に向かって公表はしていないのなんですけれども、コンセッションに関していうと、空港でいえば仙台空港ですが、ただ、これは復興と呼べるかどうかはまた別の話

です。下水道については、被災地で幾つか検討が考えられるのではないかとすることは中身としては織り込んでおります。

それ以外に、収益施設の活用型ですとか公的不動産の活用についてはなるべく被災自治体においてもぜひ活用していただきたいということでして、なかなか数字を申し上げにくいのですが、この十何兆とある中で当然のことながら兆の金額に乗るくらいのもものは被災地においてぜひ実施していただきたいということで、中では検討しておるということでございます。

○永久先生 ちょっと待ってください。仙台空港はこれとは関係ない話ですね。

○内閣府 そうです。

○永久先生 そうですね。これで、例えば各自治体で相当PFIの可能性があるとすれば、10ページの資料にある、このくらいの数では逆に物足らないというか、本来PFIの可能性はあるんだったらもっともってあってしかるべきだろうと思うんです。

それで執行率が57%くらいで、つまり自治体側の需要がないということじゃないんですか。

○内閣府 済みません。執行率が悪いのは何度も申し上げておりますが、実際に18件手を挙げて14件しか実施できなかったということで、全く手続的な問題であります。

それで、次にアクションプランは今後10年間の目標で、この抜本改革は今から始めるということでして、被災自治体も含めてこういう新しい手法をどんどん自治体に私どものほうでよくアピールをして普及啓発をして、各自治体にイニシアチブをとっていただいてやっていくというのはこれから行っていくことで、10年間これから行っていくことですので、今回のこの調査結果が直ちにアクションプランにということではなくて、引き続きそこは復興予算だけではなくて、私どもの通常のPFIの予算なりも含めてアクションプランの実施に向けた努力はこれからもずっと続けていきたいと思っています。

○萬屋企画官 それでは、時間がまいっておりますので、コメントシートの記入のほうをよろしくお願いいたします。記入が終わり次第、回収をさせていただきますので、そのコメントの取りまとめをさせていただきますと思います。

取りまとめに若干時間をいただいておりますが、引き続き御質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

○岡本統括官 では、少しお話を聞いていまして補足説明というんでしょう、どちらの肩を持つわけではないんですけれども、実はまちづくり計画、特に沿岸部で大きな津波警報がきまして、47市町村につきましては発災直後から国土交通省を中心に国の役人が入りまして、その町をどう復旧するかという面的な粗々な絵を描くというのでしょうか、水に浸かって沈下したところはもう家を建てずに高台に移りましょうというような大きな絵を描くことを始めました。

その後、住民同意をとりつけまして、どの地区に移るか、何人移るかといういわゆるまちづくり計画を、よりブレイクダウンしてきております。女川の例も出てございますが、

町の真ん中自身はもう浸水いたしましたし、かつそこには危険なので建てられないということで町全体のつくりかえの作業をしております。

繰り返しになりますが、当初は町役場ではとてもできませんので、国交省の役人が入りまして御協力し、現在市町村が独自及び民間の力を借りて、かつとてつもない事業量でございまして他の市町村から応援職員をたくさん派遣いたしまして、今、取り組んでおるところです。

その中で、多分永久先生がおっしゃったように、幾つかの施設をどこにつくるかという話があると、ではその施設の整備主体は誰にするか。それを彼らが言っているPFI方式なのか、直営なのか、何でやるのかという議論は多分その次に進んでくると思います。

まちづくり計画の面的な計画、それも粗々な話と、より具体化したもの、そしてさらに個別の施設という幾つかのレベルがあって、どの段階でどの施設をどのような手法でするかということは、多分かなりの市町村でこれから始まってくるのではないかと。全体を見ている立場から申し上げますと、そういう感じかと思っております。

ただ、彼らが言っておりますように、今まで経験のない弱小の市町村が多うございまして、正直申し上げてそこまで多分気が回らないというか、まず被災者のお世話と、それからまちづくりの計画だけでとても今は手が回らない市町が多くて、その掘り起こしが一つの課題であろうかとは思っています。

一般論で申しわけございませんけれども、全体を見ている立場からしてちょっと補足させていただきます。

○萬屋企画官 梶川先生、どうぞ。

○梶川先生 今のことも関連するんですけども、これは基本的には自治体間の公募という形でいらっしゃると思うのですが、逆にまちづくり計画の進行に合わせて、むしろこちらから重点的に使えそうだなというところに重点的なアプローチをされる逆の方向というのでしょうか、公募とそういうようなことというのは今どのくらいコラボレーションしておられるのかという点です。

重点施策地域とか、そういうものがおありなのかどうか。結局、その全体の進捗によってニーズは出てくると思うので、そういうものと体系的に見てこの予算繰りをされているかどうか。その辺も合わせてお聞きできればと思います。

○内閣府 多分、岡本統括官はよく御存じだと思いますが、私は発災直後に国交省で復興担当の課長をしまして、被災地に何度も入って被災直後の復興まちづくりの立ち上げの非常に難しい場面をずっとお手伝いさせていただいた経験があります。

その中でいろいろなプレイヤーの方、被災地外から来たコンサルタントの方とか、専門家の方とか、NPOの方とか、いろいろな方が、ここはこういうふうにしたらいんじゃないかとか、そんなアドバイスをするのですが、統括官がおっしゃったように当初被災自治体はとてつもない状況じゃなくて、なかなかそういうアドバイスを聞けるような状況ではなくて、ちょっと落ち着いてきた去年くらいから、ここは最初は去年はこんなふうと考えて

いたけれども、もっとこういうふうにしたらいんじゃないかとか、そういう動きが徐々に出てきています。

そういう情報は私どものほうにもきちんと入ってきておりますし、去年の調査は自治体からの手挙げだけではなくて民間からの提案というものも受けつけようということで、民間からもここはこうしたらいいんじゃないかというような御提案があって、いいものについては私どものほうで自治体と連携して調査をするということになっていきますので、ある意味、自治体からもただ待っているだけではなくて、私どもから自治体のほうに、こういう制度があるから手を挙げてみたらいかがですかということは実は内々やらせていただいているところです。

○萬屋企画官 取りまとめにもう少し時間がかかるようでございますが、御質問のある方はございますでしょうか。

では、取りまとめコメント案の準備ができましたので、永久先生から御説明をお願いいたします。

○永久先生 それでは、発表いたします。

6名の有識者の評価結果は、「事業全体の抜本的改善」とされた方がゼロ名です。それで、「事業内容の改善」とされた方が4名、「現状どおり」とされた方が1名ということでございましたので、これは「事業内容の改善」ということになろうかと思えます。

主なコメントとしましては、5つほどあります。それをお話します。

まず1つ目ですが、諸外国の制度調査は不要、あるいは予算を使い過ぎている。

2つ目、予算執行率を高めるため市町村への周知を徹底し、使い勝手をよくするべき。

3つ目、まちづくり全体の支援施策の中での位置づけを明確にし、効率的に執行すべき。

4つ目、自治体が復興計画の中でコンサルを使っているケースがあるはずであり、その中でPFIの検討がなされるべき。

そして5つ目ですけれども、昨年度の基礎調査の成果を活用して高い執行率を実現していただきたいというものがありません。

これを踏まえて、全体の評価結果としましては、先ほど申し上げましたけれども「事業内容の改善」ということで、取りまとめのコメントは、海外制度の調査など復興との直接的な関連が薄い事業は25年度以降は実施すべきでない。2つ目が、市町村へのさらなる周知やまちづくり施策全体の中での本施策の位置づけを明確にすることなどにより、さらなる執行率の改善を図るべきとしたいと考えておりますが、御意見があればどうぞ。

PFIの活用の重要性というのは皆さん御認識されていると思うんですけども、それに対しての効率的な使い方というのはまだ改善の余地があるのではないかなというような御意見だと思います。

これでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○永久先生 では、この結果でお願いいたします。

○萬屋企画官 結論の取りまとめ、どうもありがとうございました。

続きまして、次の事業、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」の議論に移らせていただきます。

説明者の入れかえをさせていただきます。少々お時間をいただきますので、5分後から再開とさせていただきますと思います。

(内閣府関係者退室・文部科学省関係者入室)

○萬屋企画官 それでは、2番目の事業、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」の議論に入らせていただきます。

復興庁予算におきます本事業の位置づけとしましては、被災者支援の中の心のケアに当たります。

それでは、事業所管部局である文部科学省から事業概要の説明を5分程度でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。よろしくをお願いいたします。

こちらの16ページの論点等説明シートと、あとは22ページにそれを図式化した資料がつけてありますので、これを合わせ読みしていただければと思います。

この事業はまさに心のケアということで、あとは文部科学省として教育を支援するということを柱にしております。目指すところは今、非常にあちこち避難、または仮設住宅という環境の中で地域が離れてしまっている。また、子供たち同士も離れてしまっている。そういう状況を、何とかして地域コミュニティを再生したいということでございます。

こちらの22ページにありますように、放課後などでの児童・生徒の学習支援ですが、なかなか仮設住宅等での自宅学習が非常に厳しい環境にある。入り口を入ったところの物置きで勉強しなければいけないというような状況がございます。そういうことを、何とか教育の機会平等の観点からも支援しなくてはいけないということで、国が大きな支援を今回やっているわけでございます。

また、大人たちも仕事や生活の場を失って非常に心が痛んでいるという状況の中で、地域課題を自分たちで解決して乗り越えていただくということで、防災教育はもちろん心身の健康、放射線と健康管理や土地の権利関係、債務といった非常に切迫した課題、こういうものについて学習機会を提供する。また、世代間交流で高齢者の方々も孤立化しないようにするというのを、この学びを通じてやっていこうというのがこの学習活動の大きな柱になっております。

また、スポーツ・レクリエーションですが、スポーツの力というのは非常に心のケアについても重要なんですけれども、もともと総合型スポーツクラブということで何とかやっていこうという活動が今、休止、廃止の状況に立たされている。それを支援することによって、これも世代間を通じてですけれども、元気になっていただく。または、スポーツを核として地域のよりどころとなっただけでいこうというような活動も支援しております。

また、ICTを活用して自宅学習ができるような、ドリル学習ができるような、そういうタ

ブレットの貸し出し等もやっている。

その核になるのが、教育については地域教育コーディネーターという方でございますし、スポーツについては地域スポーツコーディネーターという方がまさにキーパーソンとなって、いろいろな学びの支援者、ボランティアとその子供たちを結びつけ、または小中学校の子供について学校との連携、学校での様子などをコーディネーターの人が把握し、課題を共有することで適切な学習支援を行う。そういうことで、NPOであるとか教員OB、PTAの関係の方々がコーディネーターとなり、核となって活躍いただいているということでございます。

我々といたしましては現場を見ておりますけれども、非常に定性的な表現になるんですが、大きく心のケアも少しずつですけれども、前進しているということがございます。

なお、執行とか、その辺は8割方でございますけれども、ようやく24年度の途中からこういう活動ができる状況になってきたという地域もございますし、25年度はさらに前年の同期に比べても活発化しているということ聞いておりますので、このような状況も踏まえ、これからも執行の適正化で万全の体制、サポートをやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○萬屋企画官 ありがとうございます。

この事業につきましては、被災者支援を目的とするソフト事業につきましてどのようにアウトプットを把握していくべきか。最終的な目標をどこに置くべきかという観点から、公開プロセスの対象として取り上げております。

改めまして、お手元の16ページ、論点シートに記載しておりますように、議論すべき論点としましては、本事業により提供される「学習の場」や「スポーツの場」への地域住民の参加を募る際に、「地域教育コーディネーター」及び「地域スポーツコーディネーター」はどのような役割を果たしているのか。子供たちの学習環境の改善や、地域住民の交流の一層の促進を図るために、どのような運営改善が考えられるのか。また、被災地で活動する民間団体等との協力連携を積極的に図るためには、どのような運営改善方法が考えられるか。さらに、被災地のニーズに応え、地域コミュニティの再生の取り組みのためのアウトカムとアウトプットをより適切に設定、把握していくなどがあるのではないかと考えております。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。これまでの事業概要等の説明を受けまして、御質問のある先生、挙手をお願いいたします。

大久保先生。

○大久保先生 幾つか御質問したいんですけれども、私どももいろいろとコミュニティスクールに支援をしたりして被災地などを見てきているのですが、非常にこの取り組みの成果にばらつきが大きくて、極めてパーソナリティーが色濃く出ているというのが私の理解でございます。

そのような状況の中で、まずこの手のそもそも文部省としてのコミュニティ、教育を中心としながら地域をまとめていくという取り組みはまだ始まったばかりで、ようやく一部の県でコミュニティスクールだとか、そういった取り組みも始まったような状況の中において、一体この地域教育コーディネーターというのはどういう人がどういう成果をもたらすようにしていこうとしているのか。いわゆるこの担い手というのはどういう方を想定していらっしゃるのかということが非常に難しいかと思えます。

2点目は、他省庁でもいろいろ似たような事業でコミュニティを中心とした復興関連というものがたくさんあって、他方で被災地区においてそれを担える人材というのは極めて限られてきた中において、そういった事業との重複感とか、そういったものについては現在どのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○文部科学省 ありがとうございます。

我々も、成果のばらつきが生じてはならないというようなことを非常に重視し、19ページにもありますように、まさに文部科学省から都道府県、指定都市を通じて採択の形で市町村、または団体、NPOなどに委託をしていくということですが、それぞれのところで地区ごと、例えば集会所ごと、学校ごとといった状況をちゃんとならしていき。または、底上げしていく。

そして、都道府県において市町村全体のばらつきでありますとか、それをならしていくということで、もちろんパーソナリティというか、個々の資質みたいなものは少なからずあるのかもしれませんが、そこはやはり県市がかかわっている以上、自治体の把握力と責任でバックアップし、それを国全体が今度は都道府県間の差がないようにバックアップしていく。そのために、研修事業も年に2回から3回やっておりますし、そういうところにこれから国としてもちゃんと目を配って全体の底上げをしていかななくてはならない。

そこで、確かに人材が限られているという面がございます。社会福祉の事業をやっている方で教育のほうも見られる方、そういう方については両方連携する形でこのコーディネーターをしていただくということもあるかもしれませんが、または東京からのNPOの方々でそれを担えるコーディネーター的人材が御活躍いただいているところもあります。

ただ、それが全部になっているかということ、そうではないかもしれません。そういうことを広げるべく、東京にいる人材も含めて全国的シェアでまだまだ心のケア等を解決できていない。終わっていないんだということで、また人材を集めるというようなことも、国としても今後配慮していかななくてはならないと思えます。

ほかの事業との関係ですけれども、基本的に目的、事業、かなり我々は教育とスポーツに特化していると思っておりますので、これで重複をしているものがあるとは承知しておりますが、ただ、同じソフト事業でさらに連携できるものがあるとなれば、そういうことは大きな視野で連携等にかかっているかなければいけないと考えております。今後、配慮していきたいと思えます。

○大久保先生 もう一つ質問させていただきたいんですけれども、スポーツを通じて子供たちに対してどう効果的な影響、効果が出てくるかということについては、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○文部科学省 スポーツに関してでございますけれども、スポーツは地域スポーツコーディネーターというものを国の委託事業でそれぞれ被災3県に配置してございます。

それで、地域のスポーツコーディネーターは子供に限らず、被災地域3県に国のほうが受託者に委託して、被災地域を網羅するような形で仮設住宅の集会所に出向いて行って、どういったスポーツとかレクリエーション活動ができるのかということで、現地の要望をまず吸い取ります。

その後に、スポーツコーディネーターがスポーツ・レクリエーションのプログラムを企画します。それで、その現場の声を吸い取って高齢者、子供問わず、全年齢を対象にしまして講師の方が出向いて行って、高齢者であれば簡単な手遊びから始まって、子供であればバレーボールをやったり、ここではどういったものが必要なのかというそれぞれの地域の要望を吸い上げる。

要するに、子供は特に外遊びができない。福島などはそうですけれども、そういった体力低下もございますので、そういう子供たちの体力向上も含めて、高齢者も当然、仮設住宅にこもりっきりになってしまうので、皆様と会話をする場所を提供するという意味でも、活力ある地域再生ということでこの事業の目的としております。

○大久保先生 私はもうちょっと踏み込んでお聞きしたいのは、運動不足になるから運動しなければいけないというのはわかるんですけれども、それがいわゆる教育的な効果としてどういうふうな関連性が出てきますか。

というのは、この後、指摘しようと思っっているんですけれども、さまざまなスポーツ事業に支援をしているのですが、何のためにこれは支援をしているのか。スポーツクラブの運営の補助費を出してやろうとしているのか。それとも、一定の政策的目的に応じてその成果を出すために、その手段としてスポーツに取り込んでいくということがあると思うんですね。

もう少しだけ申し上げると、私も被災地を幾つか回った中で、やはりそれを科学的にきちんと分析して、このまま運動不足であれば子供たちの生育にこういう大きな影響が及ぶんだ。それを回避するために運動というものをやらなければいけないんだとか、そういったようなもう少し踏み込んだ御説明があったほうが、ただ、このまま見ていると、本当にスポーツクラブの運営補助をしているだけじゃないかというような執行にしか見えないんですけれども、もうちょっとその辺りを文部省としてお金を出すときにどういう趣旨とか、効果というものを具体的に教えていただけるといいかと思ったんです。

○文部科学省 数値目標みたいなものとか、実際にどういうものを達成するかというのは具体的に定性的にしか言えないんですけれども、子供たちについては確かに運動不足になっている。高齢者については、避難生活を余儀なくされて仮設住宅の生活が長引いて、や

はり心身の不調を訴えるということがございます。何とか、住民一人一人が主体的に復興に参画することができるような地域コミュニティを再生するというのが目的でございます。

それで、先ほど総合型クラブの運営補助という御指摘がございましたけれども、震災後に総合型クラブの活動がかなり休止したり、実際に総合型クラブ自体が活動をストップして潰れているところも多々ございます。やはり総合型クラブというのはスポーツ活動を行う地域のメインの活動場所でございますが、そういう総合型クラブが崩壊していますので、何とか総合型クラブを再開したり復旧するような目的で、いわゆる休止している総合型クラブが再開することも含めて、この事業をきっかけにしたいということで、実際にこの事業をきっかけとして設立したクラブというのが聞いたところによると2つ、田野畑村スポーツクラブとか、陸前高田も24年の11月に設立している。

休止していたクラブが再開しているところは、岩手については4つ、宮城についても4つ、福島も聞いたところでは1つということで、何とか運動したくてもできないものを国として支援して、きっかけづくりとしてクラブの再開とか設立とか、クラブだけでなくて体育協会のほうにもこの事業を委託して、体育協会からスポーツコーディネーターを派遣している。総合型クラブだけではなくて、被災地域全域を網羅できるような形で県とか、体育協会とか、クラブと連携しながらやっていく事業です。

総合型クラブが中心になっていることは確かでございますけれども、クラブの運営補助ということではございません。

○大久保先生 最後一言だけ申し上げたいんですけれども、そういう意味では産業振興としてはそういうことはあると思うのですが、「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」としてという位置づけになったときに、今の文脈に妥当性があるのかという点で、例えば某クラブのホームページを見ていると、その具体的な補助を受けた中身については、入場料を全クラブが負担する。楽しくカーリング大会をする。それから、参加者の便宜、無料送迎バスを出す。

こんなことが書かれているんですけれども、先だって私は郡山のペップキッズなどに行ったときに非常に感動したのは、慈恵医大の先生が子供たちの成育との調査関係をした中で、科学的に見てこういう運動場をつくっていくと子供たちが限られた空間の中で運動機能を確保できるというようなことを検証しているんですね。こういうのは、実は国のお金がほとんど入っておりませんで、民間の企業が支援をしてやっている。もちろん自治体も支援はしているんですけれども、そういう意味においては一体、何のためにこの支援事業でどういう政策的効果を期待してお金を出されているのかということが、若干この資料を見るだけではよくわからないという気がいたします。

○萬屋企画官 永久先生。

○永久先生 先ほど、重複があるというふうには承知していないというお話がありましたけれども、例えば同じ復興庁計上で文科省の執行事業のスクールカウンセラーの緊急派遣

事業、この内容の1つで被災した幼児、児童、生徒、教職員等の心のケアに資するためのソーシャルワークや学習支援、学校運営の補助等の支援活動事業というのがありますね。
○萬屋企画官 質疑の途中でございますが、寺田副大臣におかれましては他の公務のため、こちらで失礼をさせていただきます。

(寺田副大臣退室)

○永久先生 それで、先ほどありました「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」の概要の中の1つでも、仮設住宅での生活等により困難な学習環境にある子供の学習支援や居場所の確保というのがあります。

この差がどこにあるのか、素人目にはなかなかわかりづらいし、実際にスクールカウンセラーのほうの支援を受けたあるNPOのホームページには、仮設住宅避難児童に対する学習生活支援が対象事業として認定を受けましたとあります。

重複がないとおっしゃいましたが、重複があるようにしか思えないんですけれども、どういうふうにして御説明いただけるかと思えます。

○文部科学省 もちろん、そのスクールカウンセラーの緊急事業については当然承知しておりますし、NPOがそれを活用して事業をなさっている。

ただ、我々がいろいろ注視して見ていますと、もちろん我々が全てを把握できているわけではないんですけれども、特にこの専門職、要するに臨床心理士を持った方とかソーシャルワーカーとして働いてきた方を使わないと、それだけ重要な地域、多分、女川とか、そういう津波の被害もあり、そしてまた今後のいろいろな地域課題もあるところについて、やはりそこは集中的に少し手厚いことを専門職でやろうということで緊急スクールカウンセラーの事業でやられている。

そして、一般的に全体の被災地については、我々の1,480円という謝金ですけれども、このようななるべく広く被災地をカバーする事業でやっているということで、住み分けができていくかという我々としては一応できていると思っているし、同じ省内ですから、これはどちらが適切だということは話をしてやっているわけでございまして、決して無視して一方的に縦割りではやっていないと思っています。

○永久先生 お願いする立場からすると、どちらなのかわからないですね。これは、窓口が1つじゃないわけでしょう。この事業でお願いします、この事業でお願いしますと別々にやらなければいけないわけですね。

○文部科学省 我々としては、共有してやっております。

○永久先生 共有してされているんですか。その枠が違うという、予算額も違うということで、それぞれ別にやっているということですか。

○文部科学省 より適切なものを選択できるようにしていただいているということです。

○永久先生 例えば、申請してどちらかわからない。そうなると、例えば片方でお金が余って、片方でお金が足りないというような状況が発生するということはないですか。

○文部科学省 同じ省内で全般を会計とかも見ておりますので、これは適切に内容とか深

刻度によって、こちらがいい、こちらがいいということを融通し合っているということですか。

○永久先生 では、違う事業でも予算は一緒にしてしまっているということですか。

○文部科学省 違います。一緒ではないです。

ただ、窓口の相談というか、受付についてはワンストップサービスとまではいかないかもしれませんが、きっちり被災者に適切に対応できるように我々配慮しております。

○永久先生 それでいうと、例えば厚生労働省とか、そうした文科省のほかにもいろいろやられているのがあって、受益者のほうからするとどれにお願いしていいのかわからないということはないんでしょうか。

○岡本統括官 ちょっと私のほうから説明しますけれども、先生がおっしゃるように、復興庁をつくるときにワンストップサービス窓口をつくらうというのがまさに復興庁設立の狙いをごさいますして、例えば福島、宮城、岩手に復興局という復興庁の出先の機関をつくりましたし、沿岸には各県2か所ずつ支所をつくらうと、基本的にはそこで被災自治体の御相談を全て受け付けて、どういう悩みを持っているのかを聞いた上で、それを各省に割り振っていくといいますか、ではこれはあなたのところでできますよねと、その相談窓口は本来我々が機能したいという思いでやっていますけれども、それが十分かどうかは別にして、復興庁としてはそれを頑張っていこうということをやっているところです。

○永久先生 では、改めて確認します。こうしたことをお願いする場合には、地元の復興局のほうにお願いすると、自動的にこれがいい、あれがいいというふうに振り分けられると考えていいですか。

○岡本統括官 中身を聞いて、これだったら文科省のこの事業がいいとか、あるいは厚労省のこちらかなということを経営局で考えながら、各省と我々が調整するというシステムです。

○永久先生 そのルートでないものはあり得ないということですか。100%ということですか。

○岡本統括官 直接、被災地の方々がほかの役所に行ってはいけないとまでは言っていないので、文科省の事業を知っている人が文科省に直接行くかもしれませんが、基本はなるべく復興局で受け付けて。

○永久先生 一元的な管理が行われているというところには至っていない。

○岡本統括官 我々はそこを目指していますけれども、胸を張って絶対全部やっていますということまでは、なかなか現状ではちょっと言いがたい状況ではあります。

○永久先生 わかりました。

○萬屋企画官 中里先生。

○中里先生 行政事業レビューとかではこちら側の意見が分かれてしまうのは余りよくないことなのかもしれませんが、私は教育者ですので、教育者と言ってもビジネスローですからかなり企業のことは知っているつもりですが、そうはいつでも教育というのは

ウエットなところがつきもので、ビジネススクールのケースのように必ず数値的に割り切れるものではないというところがどうしても残るわけです。

月に何度も学生とコンパをやるとか、これは余り本来の業務じゃないんですが、そういうものも結構重要でございまして、特に被災地で仮設住宅に帰ると親たちが将来の生活の不安でけんかばかりしているというような状況の中で、子供たちを外に連れ出して一緒に遊んであげるのもいいと思うんです。別にスポーツの形にこだわる必要はないし、ルールのもとで規律だとかでやる必要はないので、連れ出してというところはあってもいいと思うんです。

それは、効果は数値化しにくいでしょうけれども、むしろ形式論理に流れて形式さえ満たせばそれで予算を消化してこれは科学的にこうだというよりは、科学的なことももちろん重要ですが、もうちょっと数値化しにくいんですということ正面からおしゃって、その中で10人の子供のうち1人でも2人でも、幾らか気持ちよくなってくればというところがないと、余り金をかけるわけにはいかないでしょうけれども、なかなか難しいところがあるんじゃないか。大変申しわけないですが、そんな感想を持っております。

○萬屋企画官 大久保先生。

○大久保先生 今の点はまさにそのとおりなんですけれども、私も幾つかの県の教育委員会とかを今いろいろ手伝わせていただいて見ていて思うのですが、だからこそ大事なのはやはりコンセプトというものをしっかり明確に一本、筋を通すべきじゃないか。

先ほど言った、いろいろなリストを見ていて、スポーツクラブへの応援というのはいいんですけれども、何のコンセプトなのかというのが全然見えてこない。そこはもう事業者任せでいいんですということでは私はないと思っていて、やはり一つのコンセプトを実現するために一つの予算をとって、それをいろいろな数を展開することによって政策効果を実現していくんだ。

そういう意味においては、今やられようとしている事業が、先ほどから子供たちから老人までということを含め、そして被災地における部分なんですけれども、キーワードはわかるんですが、何をしたいのかということが全体的に見えないので、そこについてもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○萬屋企画官 御説明ありますでしょうか。

○文部科学省 事前に先生方にお渡ししている資料で、ちょっと大量にございますが、1枚目に各地域からのアンケートということでスポーツ・レクリエーション支援というものを先日お渡しいたしました。それを簡単に読み上げます。

○萬屋企画官 資料の何ページになりますでしょうか。

○文部科学省 事前に配付している資料でございますので、多分、本日、机上には。

先日、事前に委員の先生からの宿題でお渡しした資料で、アンケートです。どういう効果があるとか、そういった1枚紙です。

○岡本統括官 余部はないんですか。

○萬屋企画官 今、ございますか。

○文部科学省 失礼いたしました。簡単に御説明します。

やはりコンセプトというのは非常に大事という御指摘を受けました。それで、23年度の補正、24年度、実際にこれから25年度事業を始めていくわけですけれども、さまざまな方からのアンケートをとっております。

やはりこれも定性的な話になるんですが、1つは心の傷が絶えず、自発的に健康のことを考えて運動しようと考えないでいた被災住民が自主的に運動教室を開催したとか、実際に子供と大人と一緒に参加するスポーツ教室を提供して、要するに外遊びの減少による子供の体力低下に対する衰えの理解が進んだとか、あとは先ほど申し上げましたように総合型クラブが活動休止、消滅した地域もありましたけれども、この事業をきっかけに再編成、再出発のきっかけとなった。総合型の再編成に向かう関係者のモチベーションが上がったというようなことですね。

あとは、アンケートは自由様式もとっておりますけれども、仮設住宅の入居者には絶望感を持っている方々が多くいらっしゃいますので、被災地ではやはり各団体の支援活動はどんどん減ってきている。釜石では、仮設住宅の常勤の連絡員が廃止になるという計画もあると聞いております。また、復興住宅への入居開始に合わせて、再度コミュニティががらがる懸念があるので、今後もこの事業を続けてほしいとか、やっと形になり始めたコミュニティも弱体化し、再生への道筋が途絶えてしまうので本事業の継続的な事業展開を望みますということで、この事業の継続の声が各方面から上がっております。

それで、先生御指摘のように、こういうふわっとした形のものでしかないんですけれども、今後どういったものを目指すかというコンセプトを局内で検討しまして、もう少しこの事業の目指すべき部分というのを検討していきたいと思っております。

きょうはこういった形でしか言えませんが、申しわけありません。

○大久保先生 3点だけ申し上げさせていただきたいと思っております。

1つは、今のところにコンセプトとコンテンツが非常に混在していて、手法論の話とコンセプトというのはきちんと分けてメッセージを出したほうがわかりやすいかと思っております。

2点目は、ではこのICTの支援は一体何なんですかということになってくると、どうもそのコンセプトを実現していくための通信インフラを整えていくという趣旨にはおよそ見えないような事業が多過ぎて、やはり大事なことは、たまたま学校にどこかの予算で足りないところを補充しているんじゃないか、ほかでもやっているでしょうみたいなものがあるんですね。そうじゃなくて、今のコンセプトを実現するんだったら、もうちょっと事業としてもあるんじゃないかということです。

3点目としては、文科省さんが今すごくいろいろないい取り組みをしている。創造的復興教育もそうですし、特に公民館を活用した地域コミュニティの再生のプロジェクトなども私はすばらしい取り組みだと思っておりますけれども、せっかくそちらでいい議論をしておきながら、こちら側で全然かみ合っていないのはもったいないなと思ひまして、やはりそ

の地域というものをどうやって再生していくのかということも、もう少し踏み込んだ事業にさせていただけたらいいんじゃないかと個人的には思うんですけども、もし何か御意見があったらお願いします。

○萬屋企画官 どうぞ。

○文部科学省 今、ICTのインフラ整備というお話がございましたけれども、こちらの事業でICT支援員の配置ということを盛り込んでおりますが、インフラの整備ではございませんでして、まさにコンセプトで申し上げますと、先生方の支援と、あとは子供たちの学習面での支援というコンセプトで取り組みをさせていただいているものでございます。

御案内のとおり、現地では仮設住宅ですとか仮設校舎といった、必ずしも十分な暮らしや学習といった環境がない中で、どういうふうにしたら従前のこれまでどおり、震災前のおよりの生活、あるいは学習に近い環境で過ごしていただけるかといったことで、例えば電子黒板を活用した授業は児童・生徒の興味関心を引きつけて、授業に集中するきっかけをつくるといったお声がございました。

これは、仮設の校舎等で授業を行うと、壁が薄かったり仕切りがなかったりして隣のクラスの声がどうしても聞こえてきてしまう。そういった中で、児童生徒の集中力が途切れがちになるだけけれども、こういったICT機器を使うと集中力がまた戻るといったお声が聞かれているところでございます。

あとは、生徒の学習面のサポートでございますけれども、従前でしたらわからないところがあれば学校へ残って放課後、先生にちょっと教えていただくといったことができたわけですが、仮設住宅に入居される方々が多くなってございまして、学校から遠いので一斉にスクールバス等で帰られるといったことで、どうしても自宅に戻ってから学習せざるを得ない。

自宅に戻っても、仮設住宅であるがゆえになかなか勉強に集中できないといったことで、遠隔装置を使った学習の支援といった取り組みをさせていただいているところでございまして、そういった取り組みをする支援、必要な方々の配置に必要なお金を若干でございしますが、工面をさせていただいているところでございまして、インフラの整備についてはあくまでも地元の自治体のほうで整備をさせていただいているということでございます。

○萬屋企画官 それでは、予定の時間もまいっておりますので、先生方におかれましては恐縮でございますが、コメントのシートの作成方も並行してお願いいたします。

それでは、梶川先生のほうからどうぞ。

○梶川先生 地域のために、どの事業も非常に有用な事業でいらっしゃると思うんですけども、その中で地域課題の学習会というような地域のコミュニティ再生の流れの中では当然考え得ることだと思うのですが、ここも題を見せていただいていると、土地の権利関係の債務に関する法律問題であるとか、世代間交流促進の高齢者の孤立化防止とか、内容として非常に他省庁さんにかかわられるようなものも多いと思うんですね。

それで、この辺は限られた復興のための予算の中で具体的にどんな連携をとられ、学習

という意味では文科省さんだとは思いますが、もうちょっと広く、今、被災地の政策課題として他省庁さんも多分非常に関心を持たれている部分で、実際に何らかの予算措置などあると思うんですけども、具体的にその辺はどんな形で割り振りをお決めになったり、連携でより効果の上がる取り組みをされているか、ちょっと教えていただければと思います。

○文部科学省 端的に回答いたします。

社会教育ということで、成人教育は文科省が担当しておりますけれども、もちろんその課題によっては他省庁が得意とする分野、他省庁が専門の大学の先生、有識者を知っている分野がありますので、学びをつくる、またはプログラミングをするのは我々が一番得意だと自負しております。

そこに乗せるものについては、教える力についてみれば他省庁が持っているリソースを活用するというで全体のプラットフォームになるということと、どういうふうに教育はやっていったほうがいいのか。どういうものを第1回から第15回まで組み立てるかというのは、我々のほうがノウハウを提供してやるということで我々が取りまとめている。そういう形でやっていくものだと思っております。

○梶川先生 一般概念としてはすごくわかるんですけども、緊急の被災地に対する重点施策として現実に今、例えばどんな連携をとられているかということをお聞きしたいんです。

○文部科学省 まさに、我々が独自にいろいろな法律課題であっても、別に文部科学省でも法教育というのはやっていいわけでごさいます、当然、現地の大学さんですね。国立大学、私立大学問わず、そういうところにそういうものに一番ふさわしい先生がいないかということをお我々がやるわけですけども、そのときに余りにも土地の権利関係などの深い話とか、実務に伝わってくるような話は、やはりこの専門のところの省庁が少し絡んでいかなければいけないので、そこはまさに現地の復興局さんを通じて人を紹介してもらったり、その担当省庁とつないでいただいたりして、ニーズに間に合うような形で対応している。これもちょっと一般論に近いかもしれませんが、そういうアレンジをさせていただいております。

○萬屋企画官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 効果をより高めるという意味では、ばらばらといろいろなことをやられるよりも、もう少し絞り込まれてやるという考え方もあるのかと思ひまして、例えばICTに1,000万円というのはものすごく少ない金額じゃないですか。何か実験的にやられているという印象を受けて、例えばそれを本格的にやるならば、ある程度そういうノウハウじゃないですけども、そういうものがあっていろいろなところに多岐に展開されるというならばわかるんですけども、1,000万円ということだとソフトなのかハードなのかよくわからないんですけども、すごく中途半端な印象を受けるんですけども、この約10億の地域教育と、約9,000万円のスポーツと、約1,000万のICT支援という配分が適正なのか、あるいはもっとある程

度絞り込むことで効果を高められるんじゃないかという私の素人の感想についてはどう思うふうに思われますか。

○文部科学省 ICTの1,000万が適正かどうかということでございますけれども、これはなかなか適正か否かという答えはしづらいところではございますが、まずICTの支援員の配置に必要な前提としては、その地域、その自治体でICT機器を整備していただかないといけないということがまず条件になってまいります。そういたしますと、ハードルとしては自治体にとってはなかなか低いものではないかと考えます。

○岩瀬先生 これは人件費だけの支援になるんですか。

○文部科学省 はい、そうです。

○岩瀬先生 では、既にハードがあることが前提になってしまうんですね。

○文部科学省 そうです。

○岩瀬先生 でも、あるけれども使えていない。電子黒板があるけれども、ちゃんと使われていないところに使い方を教えに行くという感じですか。

○文部科学省 そうですね。基本的には、先生方が使いたいんだけど、どういうふうに使ったらいいのかとか、そういうこともございますけれども。

○岩瀬先生 買ってはあるけれども、使っていなかったんですか。

○文部科学省 現状としてございますのは、仮設の校舎に入ってしまったので、従来のやり方だとどうしても子供の集中力が途切れるので、電子黒板を新たに仮設の校舎に入れたい。ついては、なかなか先生方も慣れていないので、そういった詳しい方に助けていただけないかということでやっていただいている例はございます。

○岩瀬先生 買うところは、自治体のまた別の予算でやられて、その支援という感じですか。

○文部科学省 さようでございます。

○岩瀬先生 1,000万円というのは、何か所に何名派遣されているんですか。

○文部科学省 24年度は学校数でいいますと10校で、実際にお使いいただいた金額としては大体630万円ということです。

○萬屋企画官 では、阿部先生。

○阿部先生 私のほうは単なる確認なんですけれども、19ページの資料を見ますと、復興庁さんから文科省さんに資金が流れて、それから各都道府県の教育委員会等がその資金を受け取って採択する形になっているんですが、その次の20ページで内訳を見ていきますと、大体が謝金等で支払われています。この謝金の管理、あるいはその水準ということなんですけれども、これはどなたが管理されているのか、念のために教えていただきたいということが第1点です。

それから、2点目につきましては心のケアは非常に重要だと思うんですが、これは被災地というよりも被災者の心のケアだと思うのですが、昨日送っていただいた資料は各自治体別にかなりプログラム数のばらつきがあるんですけれども、その需要の掘り起こしとい

うのはどのような形で、あるいはどのような基準で行っているのか。

やはり人数的に少なくても、避難地域で孤立している被災者の方もいらっしゃるかと思います。そういう人たちの心のケアも非常に重要かと考えておまして、そういう被災者をあまねく支援していくためにどのような工夫が可能かということがポイントなんですけれども、その辺りでアイデアがありましたら教えていただきたいということと、きっとその議論が現在の80%の達成率というのを、より高めていく要素になっていくのかということを考えておりますので、教えていただきたいと思います。

○文部科学省 まず謝金の管理でございますけれども、再委託先のところになりますので、例えば市町村の教育委員会なり何なりが管理して執行しているといった状況でございます。

被災者に対するケアということでございますけれども、大筋のほう、例えば福島県などですと沿岸部のほうから仲通りのほうに避難されている方も多々いらっしゃいます。そちらのほう、福島県のほうから当該自治体のほうに委託しましてそちらのほうでケアをするとか、そういった形を進めておりますし、主に県を中心としまして、岩手県でもそんなんですけれども、そういった避難先の方々に対するケアなどについてさらに推進するような形で掘り起こし等をやっておりますので、24年度に比べて25年度のほうが予算額も上げていただきまして、執行のほうも進めているといった状況でございます。

○阿部先生 最初におっしゃった謝金の管理のところですが、特に自治体のほうで基準等を設けていらっしゃるということなのでしょうか。

○文部科学省 我々どもとしましては、国としては上限として1時間当たり1,480円といった数字を出しております。それ以下の数字も多々ありますけれども、その範囲内で自治体さんのほうで規約をつくって執行しているといったところでございます。

○萬屋企画官 済みません。そろそろ時間もまいっております。コメントシートを回収させていただきたいと思いますので、担当者のほうに合図をお願いいたします。

引き続き、質疑は続行いたします。永久先生、どうぞ。

○永久先生 これは、効果が測定しづらいというのは本当にそのとおりだと思いますけれども、そうした中でこの事業をいつまで続けていくのかというような出口といいますか、終了に向けたビジョンというものはあるのでしょうか。それがないと、どの状態になったらよしというものがないと、ずっと継続してしまう可能性もある。もちろん、その必要があれば継続すべきだとは思いますが、そのビジョンというものはお持ちでしょうか。

○文部科学省 正直申し上げて、それをお示しするのは非常に難しいというのが現状であります。

というのは、目に見えるものではない部分が多いので、どういう状態になったかと我々が定性的に申し上げるのは結構簡単ですけれども、被災者、受け取る側からしてその状態にするためにはどうなんだ、何をしてくれるというぐらい、やはりこれは深刻かつ深い問題だと思っています。

ですから、単に見え方として例えば仮設住宅が全て解消した場合とか、そのようなこと

を軽々に我々は言うべきではないと思っております、それは何十年も続く人もいるかもしれないし、特に子供でしたらかなり小学校時代、その前に被災した経験みたいなものがどこまで治癒できるか。そういうことにもかかわってきますので、これはよくよく都道府県、市町村を通じてまさに声を拾っていきたいし、我々も現場を歩いてその状況の見極めについて数年以上かかることは我々は間違いないと思っております。けれども、どういう状態になったら本当に自立といいますか、国のサポートとの関係をどうできるのかについて、これは慎重かつきっちりとやっていきたいと思っております。

○永久先生 心の傷とか、そうしたものは一生残るでしょうし、あるいは地域コミュニティが完全に再生できる保証もないわけですが、例えば個人個人で考えたならば、さまざまな心の傷を持っている方は日本全国にいらっしゃるわけだし、さまざまな経験をされてコミュニティ自体が崩壊していくような経験をされている方もいらっしゃると思うんですね。

ですから、どこまで特別なものとしてお金を注ぎ込んでいくかというところの一つのビジョンというものはやはり持つておく必要があるのではないかと。なかなか難しいのはわかっています。わかっていますけれども、そうしたものも今すぐということではないのかもしれないと思いますが、持つておく必要があるかとは思っています。意見になってしまいましたけれども。

○萬屋企画官 梶川先生。

○梶川先生 これもちょっとお聞きするのも難しいお話だとは思いますが、今、被災地の自治体全部の学校とかというわけではないと当然思うんですけれども、先方の必要性に対する充足されている割合というのは、大体必要そうだなと思われるところにはほとんどこの事業をされているのか。本当はさらに拡充はしたいんですけどもというところなのか。どんな感じなのか。

それから、限られた予算でやられるわけですから、どのテーマをより拡充されたいのか。もちろんだれも必要で、本当に放課後の部分はどこにも必要だ。これは難しいと思うんですけれども、この辺でどの地域とか、どのテーマとかで、優先順位がうまく配慮できているのか。充足の今の状態と、多ければ多いほどいいに決まっているんですけれども、そのところはどのようにお考えになっているかをちょっとお聞きしたいと思います。

○文部科学省 被災された、または避難されている自治体のカバー率を計算しますと、一応、今9割ちょっとはあると思っております。

では、残りの1割近くはしなくていいのかというと、我々はしたい。ただし、その自治体にまだ体制が整っていない。ある意味、まだ戻れていないといえますか、例えば埼玉県の加須市、双葉町の方々はようやくこの6月から役場がいわき市に戻りということで、住民も子供ですと1学期とか節目がないと多分戻れないと思うので、そういう時期を見てからようやくきちんとこちらも支援できる体制が整うのかなというふうに期待しているんですけれども、それでもやはり事務力の問題で、ほかの地域も手を挙げたいんですけども、

去年は挙げられなかった。今年はなるべく早く考えているというところもあります。

そういうところが整えば、我々はさっきの執行率の改善も含めてですけれども、本当に100%執行しつつ、そして充足率も100%になるようなことで頭の中では想定しております。○梶川先生 ただ、これを100%に上げられるためにはさらなる予算を投入されるという形なのか。今の予算体系の中で少しテーマを整理して、少しずつフェードアウトされる部分、例えば地域学習の部分を変えるテーマに向けていくとか、その辺はどんなふうにお考えなんですか。

申し上げたいことは、どうしても資源は限られている中でどのぐらい、より比較優先順位で適切にという部分は、特にこういう被災地復興という緊急的なテーマだけにお考えいただければとともに、その難しさを逆に思ってお話をさせていただいているところなんです。

○文部科学省 本当に国民全体からお預かりしている大切なお金でございますので、これは有効に最大限活用しなくてはいけないし、被災者のニーズに最大限応えていってということで、その効果も数字じゃないですけども、それぞれの人が自立していくとか、将来この地域に恩返しをするんだ、役立つんだというような形で子供たちにも成長していただく。これは教育の力だと思っているんですね。

そういうことを実現するためには、では今、被災されていないところと比べて何に彼らは困っているのか。そこの差の部分には、絶対優先的に応えてあげなくてはならない。今、自宅で学習できない。義務教育というのはやはり学校の教育もしっかりだけれども、家庭学習と一体となって義務教育は保障されるものだ和我々は思っているんで、そこの放課後の学習機会、こういうものがなせない状況があるわけですから、そこのところが最優先だと思っております。

あとは、その他、さまざまな手法とかアプローチというものも混ぜながらやっていきたいと思っておりますので、さらなる有効な予算の活用について真摯に取り組んでいきたいと思えます。

○萬屋企画官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 やられていることはいずれもすごく大事なことだと思うんですけども、この事業概要とかを読んでいると、やはりばらばらといろいろなことをやろうとされている印象を受けまして、もちろん現地から上がってくるニーズに応えるというスタイルになると多少しょうがないと思うのですが、例えば子供たちの学習支援であればそれに特化してそれだけやられたほうが、いろいろ共通項を、単にお金を渡すだけではなくて、もっといろいろとガイダンスみたいなものがないかと思うんです。

というのは、保護者の心のケアとか、地域住民の防災教育とか、お年寄りのスポーツというのは、これは全然違う話のような気がしていて、何となくお金をあげて何かやりたいことをやらせてあげているという感じがするんですが、そこを例えば子供の学習の支援というふうに絞り込むことをされていない理由というのはなぜですか。

○文部科学省 いろいろなやり方とか方針は立てられると思うんですけども、我々が現状としてこういう組み立て方をしているのは、当然メニューというか、支援できる方策は多いほうがいいだろう。

先ほど申しましたように、ちゃんと皆が集まれる場所をまだ設け切れていないところもあったりするとき、やはり学校を活用して学校のICTを使ってとか、そういうことで支援するというのも当然やらなくてはいけないこともあるかもしれませんが、我々がいつも申している地育、徳育、体育の生きる力でございますので、スポーツとか体力の面もやはりおろそかにできないと我々は思っております。

○岩瀬先生 お年寄りのスポーツとかは、子供のスポーツとは全然違うじゃないですか。例えば、子供に特化するというんだったらまだわかるんですけども、コミュニティ再生というところまでつなげちゃっているから、ちょっと無理があるという言い過ぎなんですけれども、もともと予算の項目がそういうものだからかもしれないですが、幾らでもやればいいんですけども、さっき言ったどこでやめるのかとか、ほかの地域とのバランスといったときに、どうも分散しているがゆえにどこまで何をやればいいのかとか、いろいろなことが中途半端になってしまっているような印象を受けるんですが。

○文部科学省 それについては、御指摘を踏まえて検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

○萬屋企画官 大久保先生。

○大久保先生 まさに岩瀬さんと同じ意識を持っていて、あれもこれもというごった煮みたいになっているので、一体何をしたいのかというのをやはり整理しなければいけないんじゃないか。

1つは、先ほど申し上げたように、いわゆるコミュニティスクールみたいな、地域と一体になっていこうということを今、各県でやっていますけれども、そういう話とこれはどう違うのかということと、それから一方で教育委員会も意識の差が市町村によって相当あると思うんです。これを民間事業でもNPOでもいいんですけども、まずは足元の教育委員会がこういったときにどういう機能を果たしていくのかということが明確に示されていない中で公募をかけられているんじゃないかということに温度差が出てきていて、非常に熱心なところとそうでないところが出てきている。

それから、3点目としては、地域コミュニティの再生といったときに、本当にこれはお役所が言ってやるべきことなのか、もう少し自治体自身が自主的にやっていくべきじゃないか。被災地を回ればおわかりのように、被災を受けた度合いも違いますし、もともと町の成り立ちも違いますし、小さな7万人ぐらいの町になってくると、その中でまたいろいろないきごじがあったりもめごとがあったりして地域がまとまっていない。

こういうようなところも、もう少しきめ細かく地域再生をやっていくときに、それは中央省庁から見たらなかなかかわりにくいですから、地方自治体のほうと一緒にすることによって複数で分散しているような予算を一体化していくところにおいては、私は予算の執

行についてももう少し項立ても含めて整理していくべきなのではないかと考えました。

最後に、やはり女川だとか大槌だとか、カタリバなどがよく頑張っていて、ようやく国からの支援も受けられるようになって、初期の段階は私どもそこそこのお金を出させていたいただけなんですけれども、本当に被害が大きいところに余り十分にお金が回っていない。こういうようなところについて、それは入札の手續の問題はあるにせよ、やはりいささか違和感を覚えざるを得ないところについては改善していただきたいと思います。

○文部科学省 御指摘、ごもつともだと思います。先ほど直前にありましたように、被災の起き方によってうまく支援が受けられないというのは、まさに申請できる事務体制とか、何に職員のパワーを使うかというところと我々の思いとのギャップがあったことは確かです。

ですから、23年度はそれが全くできなかった。24年度はようやく教育のほうにも目を向けられるようになった。25年度から本格的にというところもありますので、24年度までについては見えにくい面はあると思いますけれども、執行の最適化については本当に十分、市町村の自立性とかニーズとかをきっちり踏まえながら、国としてもきちんとしたものを考え、教育として何をやるべきかということの考えとか優先順位をつけてやっていきたいと思っています。

○萬屋企画官 ただいま、コメントの集計をさせていただいております。

引き続き御質問、御意見がありましたらお願いいたします。また、説明者のほうから追加の説明等がありましたらよろしく申し上げます。そのほか、御質問等はございませんでしょうか。

今、コメントの取りまとめを行っておりますので、いましばらくお待ちください。

それでは、大久保先生お願いします。

○大久保先生 最後に言おうと思ったんですけれども、これ自体の取り組みは大事だということは重々皆さん承知だと思っておりますが、こういう取り組みをしたことがないのであれば、まさに効果を測定し、それを改善していくような仕組みを私はつくるべきじゃないかと思っています。では、よりどういったところに重点配分していったらいいのかということ、もうちょっと被災地の方たちなどにも入っていただきながら、それを次の予算に反映していくような仕掛けをしていくことによって、これから教育などというのは5年、10年かかって復興していかなければいけないので、私はそういうプロセスをつくるべきかと思っています。

ちなみに、私どもの法人でも教育ニーズマッピング調査というのを実施して、各被災地域における教育上の課題、震災によって受けた影響、それから民間からの支援を含めた改善状況ということを調べました。実は、文部省でもそういった調査をしていないというふうに伺って、文部省の協力もいただいて私ども実施したんですけれども、やはり刻一刻と被災地の状況も変わってきていると思います。

ぜひ、そういったことを適時とまでは申し上げませんが、できる限り反映してい

くような仕組みをつくることによって、日々、改善していくということをしていただけたらと思いました。

○文部科学省 本当にそういう知見、御指導をいただきながら、我々も長期的な視点での効果検証の方法等を考えていきたいと思えます。

○萬屋企画官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 済みません。私は先に言うのも何ですけれども、「現状どおり」とつけてしまったのですが、気持ちとしてはさっき申し上げたように、やはりいろいろ変えるべきところはあるんじゃないかという思いがありますので、「現状どおり」というのが多少多くていいんだと思っていただきたくないので、私の1つの「現状どおり」は限りなく改善への思いを込めた、頑張ってくださいという「現状どおり」ですので、そこは1個割り引いて聞いてください。

○萬屋企画官 それでは、取りまとめのコメント案の準備ができましたので、永久先生よろしくお願いたします。

○永久先生 6名の有識者の評価結果は、「事業全体の抜本的改善」とされた方がゼロ名です。「事業内容の改善」とされた方が3名、「現状どおり」とされた方が3名です。

主なコメントとしましては、効果が数値化しにくい領域であるが、被災地の子供たちの立場に立って細やかな政策を引き続き地道に実施してほしい。

2つ目が、広くニーズを拾い上げて執行率を高めていただきたい。

3番目が、省庁間連携を強め、より重点的に予算執行をしてほしい。

次が、地域コミュニティをどう再生したいのかというコンセプトを前提にした施策を考えるべき。

事業の効果を測定し、改善していくプロセスを構築するべき。

取り組みは有用だが、多岐にわたりすぎている。対象をフォーカスすることで高い効果を上げられるのではないか。

事業終了に向けたビジョンをつくる必要があるというものがありました。

これを踏まえて、全体の評価結果としては、先ほどの岩瀬さんの話にもありましたように「事業内容の改善」に近いというお話でしたので、全体としての評価は「事業内容の改善」ということにさせていただきたいと思えます。

そして、取りまとめコメントは、事業自体の必要性は高く、引き続きニーズを拾い上げて適切な執行に努めていくべき。一方で、どのようなコンセプトでこの事業を実施し、最終的に何をを目指すのかという全体のデザインを、今後の予算執行や予算要求の過程で検討し、行政事業レビュー等を通じてその内容を明らかにしていくことが求められる。最後に、他省庁の事業との重複について整理が必要であるということでございます。

何か修正等ございましたら、よろしゅうございますか。

そうしましたら、こういう内容にいたしたいと思えます。何かコメントがあればと思うんですけども、ありませんか。

○萬屋企画官 よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○萬屋企画官 それでは、結論の取りまとめ、ありがとうございました。

続きまして次の事業、「東日本大震災復興ソーシャルビジネス」の議論に移らせていただきます。時間が若干押しておりますので、説明者入れかえ作業ができ次第、再開させていただきます。

(文部科学省関係者退室・経済産業省関係者入室)

○萬屋企画官 それでは、本日3本目の事業でございます。「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業」の議論に入らせていただきます。

復興庁予算における本事業の位置づけにつきましては、産業の振興、雇用の確保の中その他に当たるものでございます。

それでは、事業所管部局である経済産業省から事業概要の説明を5分以内でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○経済産業省 それでは、御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、36ページの概要から説明させていただければと思います。この事業の目的は、東日本大震災の被災地では、いまだに多くの社会的課題を抱えていらっしゃいます。例えば生活困窮者、買い物弱者、風評被害などがございます。こうした被災地におけるさまざまな社会的課題について、ビジネスで使われている手法を用いながら解決することを目的としております。

次のページにまいりまして、本ソーシャルビジネスにおいて経済産業省がターゲットとしている事業について御説明しております。下の図で、縦軸が「利益」となっておりますけれども、この利益が高い事業、こちらについては基本的には民間事業者の方々が自然に参入していくものと理解しております。

次に、横軸が「社会的な課題」となっておりますけれども、この社会的課題が高いものであって、現時点では利益が低いために公的機関の介入が必要なもの、こういったものを本事業では補助対象としてございます。

次に、38ページの「事業内容」といたしまして、(1)～(3)については「SB創出事業」となっておりまして、(1)と(2)については実際にSB事業をなさっていてノウハウを持っている方、こういった方が具体的に被災地でSBを行おうとしている方々にノウハウを移転する事業となっております。(3)については、実際にSBを行おうとする人に直接支援をする事業となっております。(4)の「SB復興フォーラム事業」については、これは復興フォーラムによって成果事例、またSBの支援の方を巻き込む事業となっております。

次のページにまいりまして、本事業での具体的な事業者を示しております。

1. の「SBノウハウ移転・支援事業」におきましては、キッチンカーによる支援といたしまして、これは具体的には岩手県の釜石市で実施しておりますけれども、社会的な課題

といたしまして「店が破壊されて営業できない失業者」が発生しました。また、「食料品などが入手困難になった人」が発生しております。こうした中で、キッチンカーによる調理方法、商品調達方法、また販売方法、経営マネジメント等のノウハウをSB事業者に移転しました。

これによって、「SB事業者の声」といたしまして、震災・津波によってお店を流されて職を失ったが、このキッチンカーの仕組みによってお店を再開することができたといった声。また、利用者にとっては、津波で車が流されて移動手段がなくなって買い物が困難になったが、このさまざまなキッチンカーが販売に来てくれるお陰でいろいろな商品を購入することができ、感謝していますといった声をいただいております。

次のページにまいりまして、4番目の「復興フォーラム事業」ですけれども、まだまだソーシャルビジネスについて認知度が十分でないといった現状がございます。こういったソーシャルビジネスについての取り組みを広く一般に周知することによって、多くのソーシャルビジネス支援者の方を巻き込んでいく。また、成果事例を発表することによってほかの地域でも実際に取り組んでいただく。こういったことを目的としておりまして、全国8か所で実施しました。この8か所によって、合計の参加人数は約1,500名となっております。また、新聞社、ラジオなどと連携しながら実施している次第でございます。

続きまして、31ページの行政レビューシートですけれども、真ん中の予算額については平成24年度2億円となっております。成果目標といたしまして、24年度～28年度で1,000件の成果実績、新事業を創出することを目標としておりますけれども、平成24年度は174件となっております。また、補助事業者については16件となっております。

次のページにまいりまして、平成24年度の公募実績は、申請が72件に対して16件を採択してございます。また、不要額が多くなっておりますけれども、これは補助事業者の事業の進捗がおくれたり、また補助対象経費外の経費が含まれていたことが原因となっております。

続きまして、34ページをごらんください。こちらに具体的な費用を示しておりますけれども、AとBの事業については具体的にノウハウを移転する事業となっておりますので人件費が占める割合が大きくなっております。

Cについては、具体的なSB事業を行う事業となっておりますので、人件費だけではなくて機器等の賃貸料、またはパンフレットの作成等の割合が大きくなっております。

Dについては、フォーラム事業の実施事業化となっております。

また、次のページには「支出先上位10者リスト」を示してございます。

こちらからの説明は、以上でございます。

○萬屋企画官 ありがとうございます。

この事業につきましては、事業者支援を目的とする事業につきましてどのようにアウトプットを把握していくべきか。最終的なアウトカムをどこに置くべきかという観点から、公開プロセスの対象として取り上げております。

30ページの論点シートに記載しておりますように、議論すべき論点としましては、事業の成果指標につきまして現在はソーシャルビジネス事業の創出数を用いておりますが、地域経済への波及効果をより適切に把握できる指標を設定すべきではないか。また、ノウハウ移転・支援事業や企業連携支援機能強化事業の実施により、どれだけのソーシャルビジネス事業が創出・定着しているのか、フォローアップする仕組みを設けることはできないかなどがあるのではないかと考えております。

それでは、質疑、議論に入らせていただきます。御質問、御意見のある先生は挙手をお願いいたします。

大久保先生。

○大久保先生 私は、ここは専門分野なものですから、そもそもソーシャルビジネスとは一体どういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○経済産業省 私どもについては、まず社会的課題を解決するものであって、また継続的に法人が持続的に、1回だけじゃなくてずっと引き続いて支援していく、ビジネスとしてやっていくものをソーシャルビジネスとして考えております。

○大久保先生 定義はそうなるんですけども、これは実際やっぴらっしゃる事業との兼ね合いを見ていくと感ずるのは、例えば途上国などにおけるソーシャルビジネスなどもそうなんですけれども、ただ単に企業が持っているノウハウを渡すだけではないですね。

本当は、やはりそこには解決ができない何かの理由があつて、それを解決するためにイノベーション的なプラットフォームをつくることによって、新しい解決策を模索することによって成功していくのがソーシャルビジネスだと思うんですけども、今これを見てみると、キッチンカーなどというのは私にいわせるとソーシャルビジネスではなくて、それはただの事業支援だけであつて、それをソーシャルビジネスというのはいささか違和感を覚える。

むしろやらなければいけないのは、まさに誰もが解決できないような課題を、いろいろなステークホルダーたちを巻き込んで解決していくべきプラットフォームをつくっていく。そのときに、イニシャルコストは出すんですけども、フローベースのところについては自立をしていくような仕掛けというのをやっぴかなければいけない。そうすると、何か今、御紹介いただいたものがソーシャルビジネスなのかといわれると、すごく違和感を覚えるのは私だけなのかもしれませんけれども、その辺りについてもう少し補足していただけないでしょうか。

○経済産業省 今の点についてですけれども、例えばキッチンカーについては実際に困っている方がいらっしやいまして、こういったものは例えば町とか、民間の事業者にとっては市場が小さいので、なかなか参入しても利益が得られない。そういった中で、店が破壊されて営業ができなくなったけれども、また地元に住んで商売としてやっぴきたいといった方々がいらっしやいますので、そうした中で就業対策とともに住民の人たちの利便性確保といったものをやっぴきたいと思つております。

○大久保先生 キッチンカー自体がだめだということは申し上げていないんですけれども、それは民間支援員が行って、マルシェ1つにしてもそうですし、例えば日本トラベルレストランなどというのはもともと震災前からずっとそんなことをやって、地域の活性化などでもさまざまな政策を打って皆、努力をしてきたと思うんです。

このソーシャルビジネスの創出のためにそこに予算をつけたということについて、余り筋が通っていないなというふうにいまだに思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○経済産業省 繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、そもそも社会的なニーズのあるところにこの事業を入れていくべきだという、その趣旨は当然、私ども第一に考えておりました、例えば今キッチンカーの話が出ましたのでキッチンカーの例で申しますと、最終的な出口はキッチンカーでずっとやっていくという方もおられますけれども、基本的には実店舗が流されてしまいまして生活の基盤を失ってしまった。

その方々のうちの大抵の方は、やはり最終的には実店舗、本当の店舗を持ちたいということなんですけれども、この瞬間にもう基盤がなくなってしまった。どうしようというときに、キッチンカーという手段がありますということでございますので、基本的にはキッチンカーを使ってしのいでいただく。そして、最終的にはやはり実店舗を持っていただくということで、その基盤の整備のところソーシャルビジネスの手法を適用しているという考えでおります。

実際問題、私どもの実際の予算が使われていますのはキッチンカーをやっていただく方に対する支援ではございませんで、キッチンカーのノウハウを彼らに伝授する、その方々に対するソフト支援、端的に言えば出張費でございますとか、事務費でございますとか、そこを支援しておりますので、これはソーシャルビジネスとはいえ自立的に回っていかないとけないですから、実際の事業に対する支援というものは行ってはおらないところでございます。

さらに、その事業の拡大と申しましょうか、その展開を考えたときに、1対1という形ではたかが知れておりますので、またこれもキッチンカーの話で申しますと、この知見のある方が例えば釜石に行きます。そこでやはり行政の力がどうしても必要になりますので、例えば道路を占有するとか、そもそも飲食業を路上でやっていいのかみたいな許可の問題もございますので、これは行政を絶対に巻き込まないと立ち行かなくなります。

したがって、組織、システムとして行政も入れた検討会というものをつくっておりました、そこに私どもの予算で出張していただく知見の方が行き、そこで実際にこういうふうに戻すといいですよと、こういう形で申請をしていただきましょう。皆が皆できるわけではございませんので、実際に審査を最終的にいただくわけでございますけれども、こういう方ならば確かにやっていただけるだろう。

さらに、そのOKとなった方に対して知見を実際に移行するというソフト支援を行っておりますので、生み出していくシステムですね。それを構築した上で、そこに知見を

移行していく。そのシステムについてのソフト支援を行っているということでございます。
○大久保先生 もう最後にさせていただきますけれども、その最後の後段のところだけはわかるんですが、ソーシャルビジネスというのは個々のプロジェクトそのものをサポートしていくのではなくて、まずはそのプラットフォームをつくっていくべきであって、実際にこのキッチンカーを営業される方に対してノウハウを支援するのは民の世界ではやるべきであって、それはお互いにウィン・ウィンのビジネスの中でやっていくものだと思うんです。

ただ、そういうことをマッチングしていく出会いの場をやっていく。これは既にいろいろな地域で実際にそういうマッチングだとか、いろいろなことに自治体に取り組んでいて、実はその産業、店舗が流されたとか、個別の会社をどうするかという話と、私は何が納得できないかという、それをソーシャルビジネスという言い方でくくること自体にやはり違和感があって、世界で考えている、あるいは最近CSR論で言われているソーシャルビジネスとは随分一線を画して、個別の産業支援とか、復興支援とか、復旧支援とかということで整理をしたほうがいいんじゃないか。これによってその地域の社会課題の何が改善されたかという、この方の店舗の営業活動が再開したということは支援されたとしても、地域の課題そのものが解決したわけではないと思うんですね。

それは、たてつけとしていけば雇用を何名確保したとか、3人確保したとか、そういうことになりますけれども、ソーシャルビジネスが求めようとしているのはそういうことではないですね。まさにその地域の貧困だとか、マラリアだとか、栄養失調だとか、そういったさまざまな課題について民のビジネスをやりながら、いわゆる行政政府にかかわってそういう政策をどうやって展開していくのかということを探しているものであって、そういうことの違和感がどうしても拭き切れないということでございます。

○萬屋企画官 それに対して、お願いします。

○経済産業省 多分、ソーシャルビジネスの定義だと思うんですけども、まさに大きな定義ではそれは王道としてあると思うのですが、私ども復興支援という枠組みでやっておりますものから、方法論としてまさにソーシャルビジネス的な方法論を使って、実店舗が流されてしまった方の立ち上げというところを支援しているということですので、趣旨としてはそうかと思うんですけども。

○大久保先生 私が何を言いたいかというと、今回6月に産業界で被災地をずっと回ってきたんですね。産業界がほとんど起きていないんです。

それで、一体こういうことが横展開して、1店舗、2店舗は確保できたとしても全然横につながってっていない。本来、復興支援という枠組みでこういうビジネスのモデルケースをつくっていて、それを政策として産業振興をやるんだったらわかるんですけども、何か点での支援をやっていらっしやっていて、それが横展開されていないんじゃないかというのが被災地をずっと回ったときの私の印象だったので申し上げているわけです。長くて、済みません。

○萬屋企画官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 お伺いしたいんですが、このフォーラムは除くと全部で15の団体にお金を渡して、174事業創出したという部分についてちょっと教えていただきたいんですけども、ノウハウ移転が71、企業連携支援が100、それぞれどういうものなのかをもう一度教えていただきたいのと、あとは新事業創出の3つというのはどういうものか御説明いただいてもいいですか。

○経済産業省 まずノウハウ移転のノウハウについては、例えば食品企業と連携して品質に問題がないか、包装不備等で市場価値をなくした食品等、こういったものを有効活用して住民に低価格で渡していく。こういったものを、まずノウハウ移転として行っております。

○岩瀬先生 済みません。それが8団体から71だから、その71というのはどういうふうに数えているんですか。今、32ページの「点検結果」のところを見ているんですけども、皆さんが8団体にお金を渡されて、そこから71者にノウハウが伝授されたということなんですか。32ページの真ん中辺です。

○経済産業省 これは、具体的には、71の事業者が実際にいろいろな事業を行っている形となっております。

○岩瀬先生 では、これは新規に何かを始めたのではなくて、既に事業をやられている方がということですか。

○経済産業省 既にやられている方が新しい事業を始める場合もございますし、また新しくつくってやる場合もあります。少なくとも新しい事業をやっているものをカウントしております。

○岩瀬先生 ノウハウ移転前後で、この71者の売り上げはどのぐらい増えたんですか。

○経済産業省 売り上げについて捕捉できていないんですけども、例えば先ほどの具体的事例に幾つかヒアリングして聞いたんですが、先ほどのパワーポイントでいいますと、例えば40ページは風評被害によって地域の物産が売れなくなったためにこれを支援するというものですが、これが約半年で400万円の売り上げ増につながっているとなっております。

○岩瀬先生 今のは、ノウハウ移転ですか。

○経済産業省 今のは、具体的にSBを行う人に対して支援を実施した事業となっております。

○岩瀬先生 国がお金を出して間接的に事業をサポートしているのであれば、売り上げぐらいいい出させてもいいんじゃないですか。71者なりが受益しているのであれば、そうでないと効果がわかりませんね。

というのは、もともとやっている人たちに対しての支援だとしたら、本当に効果があるのか。この71件というのは、カウントにならないと思うんですね。ただちょっと教えてもらったかもしれないので、そこはどう考えたらいいですか。

○経済産業省 まさに御指摘のとおりでございまして、政策の効果でメジャーメントをしっかり測らないといけないというのは全く御指摘のとおりでございまして。

ただというか、事業の実施が24年度からということございまして、1年目が終わったところでございまして、まさに立ち上がるころ、あるいは立ち上がりつつあるところでございまして、何らかの方法でその政策の効果というものは捕捉しないといけないというのは認識しております。

○岩瀬先生 あとは、34ページでちょっとお伺いしたいんですけども、人件費のところなのですが、もともとある団体で、もともと人を抱えていて、もともとかかっているコストを負担するためにいっちゃっているのか。それぞれの取り組みをやるために、新たに何か追加でかかっているものを払っているのかというのは、どういうふうに考えたらいいですか。

○経済産業省 これについては、もともと自分の事業のために行うものについては入っておりません。新たに移転するためのもの、例えば実際に福島に行って事業内容を教えるとか、そういったものだけが入ってございます。

○岩瀬先生 それでいうと、例えば一番下の一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワークさんのところで、この金額の適正をどう考えるのかということですが、8回セミナーをやらせて、人件費に1,600万使っていて、ワンイベントのために1回人件費を200万も使うんですか。その規模感がよくわからないんですが。

○経済産業省 A、B、CとDは基本的には違う事業でございまして、A、B、Cにつきましてはソーシャルビジネスのやり方を伝授する側の方に対する人件費ということございまして、伝授された側の事業費については一切出ていない。要するに、教授代という形の人件費でございまして。

それから、Dにつきましてはまさにイベントでございまして、一番大きなイベントですと800人規模でございまして、実際にその交付決定がなされてからイベントまで多分1か月とか2か月ぐらいしかなかったんですけども、その間に2〜3人の方が張りつきで会場のメニューからロジスティクスから全部やりまして、その呼ぶ方も含めてアレンジを全部やったということですので、大体そのぐらいの方が1か月、2か月稼働していただくと数百時間分ということですので、こういう積み上げになっているところでございまして。

○岩瀬先生 8か所イベントをやって1,600万というのは、ワンイベントで200万も人件費を使うのはすごく高いような気がするんですけども、そんなものなんですか。

○経済産業省 これについての具体的な内容ですけども、例えばまずはプログラミングを構成して、そして実際に講演していただく方、またパネリストの方々との調整、またはアンケートの作成、最後に実績報告書とかアンケート集計とか、そういったものも入ってございまして、そういった中で1件当たり大体200万円となっております。

○萬屋企画官 阿部先生。

○阿部先生 目標の設定なんですけれども、31ページです。24年度は目標に対しての成果

の実績数が174件で達成率が17.4%ですが、この1,000件というのは5年間の数値であると思いますので、その初年度として17%ということだと思っただけなんですけれども、やはり目標というのは年度について設定をして、年度ごとにその達成の度合いを見ていくべきではないかと考えております。

さらに、その内訳としては先ほどもあったんですが、32ページの点検結果の中にありますようにノウハウの移転、企業の連携支援、そして新事業創出、この3つの要素に分かれていますと思うんですけれども、ノウハウ移転が71、それから連携支援が100件、新事業創出が3件で、合計してしまっただけで全体で174、5年間の内訳でいうと17.4というのが少しアバウトな目標設定になっていないかという懸念がございますので、例えば先ほどの3つの要素のうち、本年度はどこに注力してどのぐらいの具体的な目標を持って達成していくのか。そういった目標の緻密性が必要ではないかという印象を受けましたけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省 まず目標設定ですけれども、これは年間約200件創出することを目標としております。それで、現在174件ですけれども、現在また準備しているものがございますので、それで200件ぐらいを目標としております。

それで、28年度までで1,000件という形で、5年間で1,000件ということになっておりますけれども、各年度の事業によって200件ぐらいを目標としていきたいと思っております。

○経済産業省 まさにこれも御指摘のとおり、174という単純に足しただけの数字でいいのかという御指摘もあると思いますし、その粒度の問題ですね。その3つで1というカウントをするものが同じ粒度なのかということもありますので、そこは今後緻密にやっつけていかなければいけないというふうには理解しております。

実際問題、ちょっと前の資料ですと、実はこの数字は200幾つに積み上がっていたんですけれども、見直しをいたしまして、余りにも粒度が違う。こちらの1事業に対してこちらの1事業と粒度が違い過ぎるところがございまして、再精査をいたしまして数字が174になったんですけれども、そのような粒度と申しましょか、何を1とカウントするのか。要するに、何を目標の1とするのかも含めて精査をする必要があるということは認識しておるところでございます。

○阿部先生 この新事業の創出というのが非常に重要だと思うんですけれども、そのためにノウハウの移転であったり、支援があるのかなと思います。

そうであるとすれば、新事業創出の目標をもう少し具体的な数値として設定されたほうがいいのではないかという気がいたします。

○萬屋企画官 永久先生。

○永久先生 最初に大久保さんから御指摘があった定義によってしまうとは思いますが、お話を伺っていると、ソーシャルビジネスというよりもむしろ普通の中小企業支援というか、そうしたものとどこが違うのかというふうにとちょっと考えてしまっただけで、これは被災地における事業者に対する金銭的な支援などは当然あるわけですね。いろいろなど

ころからありますね。

例えば、そうした事業展開をしていく中で当然ノウハウなどは自分たちでいろいろな形で探してくるだろうし、それを提供してくれるようなところもあるだろうし、そうしたものの事業というのは復興のプロセスの中でどれぐらい立ち上がったのかとか、そういう数字はわかるのでしょうか。つまり、SBとそうじゃないものの見分けがちょっとわからないですね。その辺りは、どうなんでしょうか。

○経済産業省 ちょっと難しいところですけども、このSB事業については今まで申し上げたとおり、174件の事業を創出しておりました。

○経済産業省 あとは、そもそもどのドメインを狙うのか。そのドメインの規模ですね。それがどのぐらいで、この事業にはどのぐらい充足をするのかということだと思んですけども、実際問題その捕捉は大変に難しゅうございます。

ですので、粗々の近似を使うしかないんですけども、一つの相場感としてあり得るのは、この分野はソーシャルビジネスのメインプレイヤーとなる方、恐らくNPOの方がやはり多くを占めるであろう。

については、NPOの方々が活動しておられる、いわゆる私どもがソーシャルビジネスとして認識する活動数ですね。その活動数というものは、実は調べられております。それをざっと調べましたところ、私どもがメインとしてターゲットにしております3県1市では8,000事業ぐらい今、行われているらしいです。

したがって、NPOの方々のいわゆる私どもが対象としようとしているソーシャルビジネスアクティビティーがざっくり8,000で、捕捉していない分野もありますので2倍、3倍あるのかもしれませんが、固く見積もると8,000プラスアルファぐらいかと思えます。

そのうち、我々は1,000事業を何とか5年間で支援をしたいと考えておりますので、固くというのは逆ですね。過大評価されるはずなんですけれども、8,000のうちの1,000ぐらいで、実際の本当のドメインはもしかしたら10倍かもしれませんが、そのぐらいのところを狙っていきたいですし、全体としてみると先ほどの二次元の表がございましたけれども、自立的に回っていく。要するに、官の支援が要らない分野もたくさんあるはずですし、相場としては全部やる必要は当然ないので、ただ、充足率としては最も高く10%ぐらい、多分その半分、3分の1ぐらいの支援ができればいいかという感じです。

○永久先生 何かソーシャルビジネスならばソーシャルビジネスと名前がついているので、それに特化というか、定義で変わってしまっているんですけども、定義がすごく曖昧な部分があって、一方でその中小企業等に対する支援などがあるとすれば、その住み分けというのはわかりづらいなという感じが今の御説明でもやはり残っています。

○萬屋企画官 それでは、そろそろお時間がまいっております。コメントシートの作成方もよろしく願いいたします。作成できましたら、また担当者に合図をお願いいたします。

それでは、梶川先生。

○梶川先生 ほとんど重複する部分ですけども、多分事業の1と2というのは100%補助

で、逆に言えば最終受益者じゃないところの補助なので、それはそれでよろしいんじゃないかと思うのですが、やはり接触したということではなくて、どういうふうにノウハウが移転されてそれがどう生きているかというところまで、100%補助される以上、成果の実態把握をまず目標をお決めになってつかんでいただくのがいいのかなという気がしたんです。

あとは、この3の実際に事業者補助になる部分で補助率3分の2というのは何か御考慮いただける余地は、もう少し広く薄くという意味で補助率を下げてされるようなことを考えられる余地はないのでしょうか。やはりこういうビジネスは、本人たちのモチベーションが非常に高くないとそもそも事業としては始まらない話だと思いますので、そういったことを考えますと、この3分の2というのは割合とパブリックなので3分の2ということだとは思いますが、何か御考慮いただける余地があるかどうか。これは、質問にもなります。

それから、4番目はさっきちょっと岩瀬さんがおっしゃられた、業者さんの選定方法というのが一般の競争入札でないのは何か御事情があるんですか。やはり固有性が高かったということですか。イベントみたいなものというのは、設置とか何とかは結構いろいろ代替業者の方もその部分に関してはおられるような気がするんですけども、後ろの2つは質問にも近いところですか。

○経済産業省 まず公募についてなんですけれども、これは一般にホームページ等で公募いたしまして、あとは価格等を見ながら採点して採択することとなっております。

また、もう一点の3分の2の補助率についてなんですけれども、これは実際のSB事業者をなさっている方と意見交換をしながら検討していきたいと思えます。

○梶川先生 では、最初の公募のほうはほかにも何社か来られてということですか。

○経済産業省 実際は、3~4倍の公募者がおります。その中から、有識者の審査委員会等におきまして事業の趣旨に照らし合わせての採択ということでさせていただいております。

それで、復興フォーラムのほうも補助事業ということになっておりますので、それも公募がございまして、その中からSBの関係でフォーラムができるところについてのものを厳重に審査いたしましての結果でございます。

○梶川先生 わかりました。ありがとうございます。

○萬屋企画官 そのほか、御意見はございますか。

では、大久保先生。

○大久保先生 そういう意味で、本当にソーシャルビジネスの範囲をどの程度まで捉えるかということに尽きると思うんですけども、これはいろいろ今インターネットで見ていると、例えば須賀川の銀牡丹の部分がございすね。ミツバチプロジェクトです。これが、いただいた資料によると移転先事業者数は4、支援ソーシャルビジネス事業者数が9、それで事業を9創出したということなんです。

それで、これはよくよく見てみると、2011年からもう1,000本の日本酒をつくっていると

いうことは、当然、米というのはその前の年からできていて、そういったお酒をつくるのが事前にコミットできていないと、こんなスピードでは多分出てこないと思うんです。2011年は1,000本売れたから翌年は3,000本にするんだとあって、東京で販売市のイベントをやりますということが出ているわけですね。これのどこかソーシャルビジネスなのか。ただの従来の実業の延長で、少し背中を押したとか、販売のお手伝いをしたとか、この程度なのではないかと感じたんですね。

それからまた、ほかの実業もちょっと見てみると、このミツバチプロジェクトを見ていくといろいろ出てくるんですけども、同じような話でいきますと福島ふるさと体験交流会などの話でもそうですが、屋台を利用したB級グルメの販売がソーシャルビジネスの新規創出というふうに、社会から見たときに納得できるのかというのが非常にわかりにくいというか、では一体何なんでしょうかと話です。

それから、ずっとめくって行って、最後にこれもよくわからなかったのは、公益財団みらいファンド沖縄というんですけども、琉球フィルハーモニー管弦楽団にノウハウを移転したということですが、これは仙台フィルハーモニー管弦楽団を事業指定型プログラムによる寄付金で支援と、これもソーシャルビジネスなんだろうかと話です。

それから、さらにその10行ぐらい上のコミュニティ・ユース・バンクmomoレスキューーストックヤード、これは被災地の防災等の支援活動です。いずれにしても余り細かいことをこれ以上取り上げても仕方がないんですけども、このリストを見るだけでも少なくとも我々の感覚の中ではソーシャルビジネスではなくて通常の実業ではないのかということについては、どのように御説明されるかと思ったんです。

○経済産業省 今回の事業については、被災などによって社会的課題が増えていますので、そういった社会的課題を解決するというところに重点を置いております。

例えば、先ほどのミツバチプロジェクトについては、風評被害によって地域の産品が売れなくなったという社会的課題がありますので、それを東京のこういう地域の産品などをうまく販売するようなどと協力していただきながらやっております。

それが、考え方によってはビジネスに近いじゃないかとかといった御指摘はあるかと思えますけれども、そういった社会的課題に重点を置いて今回支援させていただいております。

○大久保先生 そういう意味では、私もコメントに書いたことをここで申し上げさせていただくと、何でも社会的課題に入ってしまうということですね。CSR論の世界の中における社会的課題というのは、やはり地域における本当に重要なマテリアリティーということで、重要性事項をきちんと絞り込んで行って、その解決困難な問題をどうしていくのかということの枠組みを提供していくのがこのソーシャルビジネスによつての解決であって、そんなことをいったらゴミが落ちていきますというのは社会問題ですねとあって、ではごみ拾いも社会ビジネスですねと、極端にいうとこういう話になっていくと、やはり中身との整合性というのは納得感がいかないの、もう少しその辺りの機軸とか、考え方とか、定義づ

けとか、この辺りを明確に示されて、その範囲の中でどういう事業が可能なのかということとは示すべきではないかと個人的には思いました。

○萬屋企画官 現在、先生方からコメントシートを提出いただきまして、今、集計をしております。引き続き、御質問等ございましたらこの時間を利用してお願いいたします。

梶川先生。

○梶川先生 質問というより、御担当の関係もあると思うのですが、受け手が、このソーシャルビジネスという事業ネーミングについて少し幅が広くなられてしまった。ですから、考えてみますと、もう少し政策のターゲットをきちんとわかりやすくお書きいただく形で予算として設定されるほうが、かえって誤解を招かないのではないかとことです。それをやることによって、成果目標とか、そういったものもよりクリアに見えてこられるんじゃないか。

ちょっと余計なことですけれども、やはりソーシャルビジネスみたいなテクニカルタームというとおかしいですが、今さんざん話題になったように、少し定義のある言葉ですとむしろそちらに引っ張られてしまうので、援用されたのはすごく気持ちはわかるんですけれども、もうちょっと被災地の何とかみたいな日本語ベースで目標をお書きいただいたほうが、政策目標がわかりやすくなるんじゃないかなという気はしたんですけれども、これは感想に近い話です。

○萬屋企画官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 私も同じような感想なんですけど、例えば39ページで示していただいた仮設入居者への食品などはおもしろいなと思うんですけれども、これをこの2か所じゃなくて全部の仮設住居でやるとか、先ほど大久保さんが言われた点で言えば、やはりこういうものは被災地特有の課題だと思うんですね。

一方で売上げが減ったとか、風評被害は風評被害対策でまたいっぱいありますし、売上げが減ったというのは普通の商売は何でもそうなので、例えば被災地特有の課題を5つ絞って、それらを解決する方策を見つけて、それを横展開されるサポートをする。

例えば、39ページのようないい例があるんだとしたら、これをもっと広めたり、ほかのところはどうやっていくかに包括されたほうがいいかもしれないなと思いましたので、冒頭に大久保さんが言われたように、点で個別に支援しているとすごく実効性も疑わしいので、もう少し本当に切実な、今2013年という段階で被災地の方々が切実に抱えている課題を幾つかピックアップして、さらにその課題のうちソーシャルビジネス的なもので解決できるものに絞ってやられると、同じ2億円でも全然インパクトは違うんじゃないかと思いました。

○萬屋企画官 説明者側からの追加の説明等はございますでしょうか。

○経済産業省 委員の先生方からの御指摘は、ある意味ごもっともでございまして、梶川先生からもお話がございましたとおり、成果の評価をするにはその分子と分母で、分母が何なのかというところがわからないといけませんので、対象をどうするのかというところ

はもう少しクリアに、確かにソーシャルビジネスといいますと、本当の王道であるところのソーシャルビジネスというところからすると、実際に事業がそこだけに閉じているかというところとそうでないところも実際ございますので、どこに特化したソーシャルビジネスなのか、そもそも日本語でいうと何なのかというところも含め、絞った形で検討していきたいと思っております。

○萬屋企画官 ありがとうございます。

それでは、取りまとめコメント案の準備ができましたので、永久先生よろしくお願いたします。

○永久先生 6名の評価結果は、「事業全体の抜本的改善」とされた方が3名、「事業内容の改善」とされた方が3名、「現状どおり」はゼロ名です。

主なコメントとしましては、各予算年度においてより緻密な定量目標を設定すべき。事後的な実績把握に努めてほしい。

いまだ数が少なく、さまざまな具体例をふやす努力が必要。

一般の事業者支援との違いがわからない。

ソーシャルビジネスのコンセプトを明確にし、事業を再構築すべき。

個別事業者の支援に終わっている印象。廃止も含めて検討すべき。

ソーシャルビジネスという名のもとに産業復興支援にすぎず、目的と整合性がとれていないというものがありました。

こうした内容を見ますと、3対3で割れておりますけれども、全体の評価の結果としては「事業全体の抜本的改善」といたしたいと思っております。

その取りまとめコメントとしましては、支援対象とすべきソーシャルビジネスがどのようなもので、産業復興支援とは何が違うのかという事業の目的、対象を再度明確にすべきということ。そしてまた、その上で事業の効果を図るための、より緻密な目標を設定し、事後も含めた実績把握にとどめるべきであると考えております。

ソーシャルビジネスの重要性はわかっているものの、そうした曖昧さが極めて高いので、抜本的に改善してほしいというような意見かと思っておりますけれども、皆さん何か修正ございましたらどうぞ。ありませんか。

(異議なし)

○永久先生 そうしましたら、このような内容にしたいと思います。

○萬屋企画官 結論の取りまとめ、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事業をもちまして午前の部は終了となります。午後の部は、予定では13時10分からでございましたが、時間がちょっとおくれておりますので再開は13時20分からとさせていただきますと思います。

午後につきましては、農産物等消費応援事業の議論を始めたいと思っておりますので、引き続き御活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、一旦休憩とさせていただきます。お疲れ様でございました。

(午後12時44分休憩)

(午後1時19分再開)

○寺門参事官 それでは、定刻より若干早いのですが、午後の部を再開いたします。

午後の部からは、中里先生にかわりまして上村敏之先生に御参画いただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、「農産物等消費応援事業」に入ります。復興庁予算における本事業の位置づけといたしましては、原子力災害からの復興再生の中の風評被害対策に当たります。

事業所管部局である農林水産省から5分程度で事業概要の説明をお願い申し上げます。

○農林水産省 農林水産省食料安全保障課長の太田でございます。よろしくお願い申し上げます。

農産物等消費拡大推進事業、通称「食べて応援しよう！」官民連携推進事業と称しております。

事業の目的、概要でございます。被災地等の農産物等に対する信頼を確保するための取り組みとして、新聞、雑誌などを通じてPRをするということと、それからこのような取り組みに賛同する企業のネットワークを活用して、いわゆる民間事業者による被災地応援フェアといったものを実施していただく取り組みを拡大するというものでございます。

予算額でございます。23年度は、農林水産省計上で、補正予算で実施をいたしました2億1,000万でございます。24年度以降は、復興庁計上の予算となっております1億2,600万の予算になっております。

事業目標及び成果実績でございます。農林水産物に対する被害というのは、東日本大震災及び原発事故によりまして広範に広がったわけでございます。例えば農業でいきますと、生産農業所得統計の減ということで738億円の被害が出ております。それから、東北6県のJAの売り上げとして575億円の減というものが出ております。こういったことを回復するというのが、究極の目的になると考えております。それで、成果目標として、この「食べて応援しよう！」に賛同する企業による売り上げの増として41億円というのを目標にしております。

こうした信頼の確保というのは広範な取り組みによるものでございまして、どういう事業がどういう効果をもたらすかというのはなかなかわかりづらいところがありますので、私どもの事業によって応援フェアをしていただいた小売店などの売り上げの増加というのが、端的にこの事業の成果として計測できるのではないかとということで、その売り上げ増の41億円というものを成果目標としております。実績としては、24年度は45億円という実績でございましたので、ほぼ達成できているかと考えてございます。

ページをめくっていただきまして、43ページは自己点検でございます。

まず「国費投入の必要性」ということで、どうして国費なのかということでございます。被災地を応援してくれという取り組みにつきましては、福島県はもとより宮城県、岩手県、それから全国市町会などから、国が主導してこういった取り組みをしてくれというような要望が多数寄せられております。こういったことから、国が実施をする必要があるのかな

と思っております。

それから、「事業の効率性」でございます。一般競争入札の総合評価方式で実施をしております。

それから、新聞、雑誌、WEB等複数のチャンネルを組み合わせながら、できるだけ効率的に実施をしようということで取り組んでおります。例えば、農林水産省で実施をいたしました平成23年度におきましては、この取り組みに出演していただくタレントにつきましてはボランティアということで、ノーギャラで出演をいただくということで経費の節減を図っております。

それ以降、復興庁に事業が移行しました24年度以降につきましては、多額の費用がかかりますテレビCMを廃止してコスト削減に努めるということをやっております。なかなか事業効果を限られた予算の中で発揮するという取り組みですので、難しい面はありますけれども、できる限りの工夫をして実施をしているというふうに考えております。

「事業の有効性」につきましては、先ほど申しましたように、45億円の売り上げ増というものがあるということ。それから、整備された成果物につきましては、例えば雑誌の原稿につきましてはWEBサイトに掲載をする、あるいは関連イベントで配布をする。こういった取り組みをして、二次利用に努めているところでございます。

それから、関連する事業といいますか、「重複排除」という項目で「福島産農産物等戦略的情報発信事業」というものを挙げさせていただいております。こちらにつきましては、特に放射性物質の被害が大きい福島県産の農産物にスポットを当てているものでございまして、私どもの事業は広く被災地の農産物の風評被害の信頼の確保のための取り組みということで、役割分担をしていると考えております。

あとは、資料をずっとめくっていただきまして、これまでの実績などございますけれども、53ページに全体のパッケージの概要という資料がお手元にあるのではないかと思います。このような原子力災害による風評被害を含む影響、こういったことにつきましては「食べて応援をしよう！」というものだけではなくて、全体的に体系立てて対策のパッケージが必要であろうということで、いろいろな対策が講じられております。それをまとめたものがこの資料でございます。

1と2と大きく分かれてございます。1は「放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化」ということでございます。まずは検査をしっかりする。それから、検査がしっかりできる体制を組む。そして、検査をしっかりすることによって基準に満たない農産物の流通の阻止をするというのがまず基本になります。それから、こういうことをしておりますということをわかりやすく正確に情報提供するというのが1でございます。

こういった取り組みがあるのと合わせまして、風評被害を受けた産業への支援ということで、農林水だけではなくて工業品も含めて、あるいは観光も含めて、いろいろな取り組みがなされるということになります。その一環として私どものほうの「食べて応援しよう！」のキャンペーンがその中に位置づけられるというようなことで、全体を通して影響

への対策を講じていこうという考えでございます。

簡単ではございますけれども、私どもの説明は以上でございます。

○寺門参事官 ありがとうございます。

この事業につきましては、風評被害対策について効果的な実施を図るためにはどのような取り組みを重点に検討するかという観点から、公開プロセスの対象として取り上げてございます。

お手元の論点シートに記載のとおりでございまして、議論すべき論点といたしましては、東日本大震災によって対象地域の農産物等の販売金額にどの程度影響を与えているかを把握し、国として支援機関や実施効果を踏まえて、どの程度まで関与していくか。または、消費者の購買行動の変化など、広告の有効性をどのように把握していくか。さらには、被災地の農産物等の安全性をPRし、消費拡大を推進する事業として、国全体の風評被害対策パッケージの中でどのように事業の重複を排除していくかなどがあるのではと考えているところでございます。

続きまして、質疑、議論に移りたいと存じます。これまでの説明等を受けまして、御発言の先生方にはぜひ挙手をお願いしたいと存じます。

○永久先生 確認だけ、アウトカムに出ている数字なんですけれども、賛同する企業等がありますが、賛同する企業というのはこういう商品売っているところというふうに理解してよろしいですか。デパートとか、マーケットとか、スーパーとか、そういうところですか。

○農林水産省 ありがとうございます。被災地応援フェアというものを行っている、今おっしゃいましたような百貨店、デパートであるとか、スーパーであるとか、そういう企業の被災地の商品の売上げの増。

○永久先生 被災地の産品に限定した売上げの増加額ですね。これは、何社ぐらいだったんですか。

○農林水産省 昨年度実績で申しますと、約110社がございまして。そのスーパーなどが年に何回ですとか、月に何回というような形でフェアを行っている形になります。

○永久先生 それで、被災地から上がってきた商品売った額が、前年度に比べて41億円ふえた。

○農林水産省 はい。御指摘の関係で、対前年からどれだけふえたかということでございます。

○永久先生 わかりました。

○寺門参事官 上村先生。

○上村先生 このアウトカム指標のつくり方だと、事業の規模がふえれば効果が出てくるというような形になってしまっていて、アウトカムじゃなくてアウトプットのような気がします。むしろ、この事業概要を見ると、消費者の農林水産物等に関する信頼度がアウトカムであるべきだと私は思っています。つまり、アウトプットとアウトカムの捉え方がど

うなのかなと思います。

もしもこれをアウトカムで掲げるのであれば、いつの時点でこの事業を停止するという、その停止基準をどう考えるのかということについて、お聞きしたいと思います。

○農林水産省 なかなか被災地を応援する、あるいは被害を回復するということが難しいところではございます。

先ほど申しましたように、生産農業所得統計、あるいはJAの売り上げの減というのがございました。この減というのは、先ほど申しましたのは23年度の数字で、24年度以降はこれから計測をしていくことになります。それで、そういう被害額がだんだんゼロに近づいていくということ、それから被災地のほうから国としての取り組みに対する要望というのが余り聞こえなくなってくるというのが、実際のところのこの事業の終わりかなと思っております。

そういう意味で今、大変ありがたい御指摘をいただいたところで、この目標と終期の関連というのはなかなかわかりづらくなっているというのが事実でございますので、そういった点は改善させていただく必要があるかと考えております。

○寺門参事官 大久保先生、どうぞ。

○大久保先生 問題意識そのものとして、この事業は必要なのかという根本的なところに問題意識を持っているんですけども、それを幾つか細分化して何回かに分けて伺っていきたいと思うんですが、そもそも今回の被災地における農産物がどうして売れなくなったのかとか、どの程度売れなくなったのかということとどの程度分析してきているのか。そして、その原因に対して本当に有効な施策としてこういうことが打っているのかどうか。

なぜかという、明確に問題点を御指摘すると、かわいそうだから買ってくださいといっているようにしか見えないんですね。これは、多くの地域の活性化とか、農産品の販売促進でも、ほとんど失敗してきているのはそこですね。広告宣伝でぼんと3,980円でカニ食べ放題、翌年は1万人来ますけれども、3年後にはもうゼロになっている。また、お金をかけていくんだ。

こういうことで、多くの地域というのは疲弊してきているわけですけども、その延長線上でしかないんじゃないかなというのが問題意識としてある中で、一体何を訴えてどういう形で売っていきたいのかというのはどうでしょうか。

○農林水産省 ありがとうございます。先ほど、53ページの資料ということで説明をさせていただいたものと若干重複するところではありますけれども、今回の特に放射性物質による風評被害につきましては、まずは安全を確保するというのと、確保する取り組みをしっかりとしているということと、合わせて被害を受けている人たちを今おっしゃったようにかわいそうだから助けましょうというようなものと、大きく2本必要なかなと思っております。

そういう意味で、先生がおっしゃったように、かわいそうだから助けようというだけではなくて、まずその原因となっている放射性物質というのがどんなものなのか。食品の安

全というものに対してしっかり取り組んでいるということと、それから取り組んでいることをお知らせするということと合わせてやっていく必要があるのかなということとやっているつもりでございます。

○大久保先生 私は地域の活性化、それから被災地区でも何か所か支援に入って農家ともかなりつき合っているんですけども、そうすると現実とその対策のところはやはりちぐはぐしているなと思うんですが、今はとにかく復興を応援するから買ってくださいよりも先にやるのが本当はあるんじゃないか。

この間、福島のあるJAに行ってきたんですけれども、科学的に見たときに放射能というのはどういう形で除去することができるのかということについて、ビデオをつくっておられたんですね。実は産業界で行ったんですけども、一緒に行ったほとんどの方は知らなかったです。

なぜそういった科学的な根拠に基づいて大丈夫だということをしてPRしないんですか。今は、応援したいという気持ち以前に危ないんじゃないかという誤解、そういった風評が蔓延していますね。まずそこを払拭していかないと、頑張れ、頑張れと幾らお金を注ぎ込んでも、なかなか私はふえていかないと思います。そういう意味においては、今ここにサンプルが出てきているようなケースというのは余り有効な施策ではないんじゃないかというのがまず1点目です。まず、そこから伺ってみたいと思います。

○農林水産省 おっしゃるとおりだと思います。おっしゃるとおりですので、まずはその安全性を確保するということと、それから確保している取り組みをしっかりとしているということをお知らせするということと合わせて、こういった応援をしようという取り組みをやっていくことによって、両面で被害を受けた方々の被害をできるだけなくしていくということにつながるのかなと考えております。

○永久先生 さっきの続きですけども、賛同する企業があるということは、賛同しない企業もあるわけですね。でも、賛同しない企業でもその被災地からの商品は売っているわけですね。そちらのほうは、どのぐらい伸びていますか。

○農林水産省 賛同しない企業というのがあるかどうかというのはあれなんですけれども、こういうふう言葉で書くとそういうふう読めてしまうのかもしれない。大変ありがたい御指摘で、書き方には気をつけたいと思います。

○永久先生 そうではなくて、こののぼりを立てたり何かしていない企業もあるわけでしょう。そこでも、被災地の商品は売られているわけですね。そこは伸びていないんですか。

○農林水産省 自主的にやられている企業におかれましても、売り上げというのはあるのだらうと思いますけれども、当方ではそれは把握しておりません。

○永久先生 要は何を言いたいかということ、比較できないですね。これをやった効果なのか、やらなくても単純に需要がふえて出荷が上がったのかはわからないですね。それを指摘したかったんですけども、わからないということですね。この年は、前年に比べて全体の出荷高はどれだけふえたんですか。

○農林水産省 先ほど申したところでございますけれども、23年度において575億という減がございました。24年度は今、集計中でございます、それがどれだけ回復しているのかというのはその集計を待った形でのものになります。

○永久先生 これがどれだけの効果があったかといったら、科学的にどうか、まだ実証できていないというふうに理解してよろしいですね。やった場合とやらない場合が比較できないわけですから。

○農林水産省 この事業をやったことによる、その企業の売り上げというものは数字としては上がっております。おっしゃるように、究極の目的はその全体の被害がなくなるようにするというところでございますので、今、申しました700億なり500億なりがどれだけ戻っているかというのが究極の目的になろうかと思えます。

○永久先生 それは存じ上げていますけれども、この事業に参加した、賛同したところで見たら41億の売り上げが上がった。だけど、賛同していないとか、それに参加しなかった企業もあって、そこでも同じような商品が売られていて、そこは数字が把握できていないわけですから比較のしようがないですね。

この41億という売り上げが、このPR効果によるものかどうかというのはわかりませんね。していないところも同じ率で上がっていたら、PR効果というのは余りなかつただろうし、そうじゃなくて上がる率がやはりこちらのほうが高ければ、それはいささかの効果があったと認識できると思うんです。

○農林水産省 今、御指摘いただいた点でございます。確かに、その全体としてどれだけふえたかの中で賛同したところと賛同しないところがある。それで、今、委員がおっしゃるように、賛同していないところと比較対照しなければ事業の効果は見られないというのはごもつともだと思います。これは統計データでございますので、今後出てきたところでそれを比較対照しながら、効果がどれだけあったのかを検証する必要があるという認識でおりますので、今後の大きな課題だと思っております。

○寺門参事官 阿部先生。

○阿部先生 42ページの成果実績の部分で、先ほどいろいろ議論が出たことを踏まえまして、今この数字が目標値として適切であるとするならばという前提の議論になるんですけれども、24年度が目標値41億に対して45億達成されて110%の達成率である。

それで、25年度の目標値として41が妥当かどうかという部分ですけれども、予算額も相当上がっていて、事情があつて昨年度は3,800万ばかり執行できなかった部分があるようですが、25年度につきましては1億2,600万円、それから活動実績も人数比、回数比でいっても上がっている中でもうちょっと高い目標を掲げてもいいのではないかと。この目標に対する達成度というのが事業の質的な評価にもつながってくると思いますので、もう少しチャレンジ的な目標を掲げていただいてもいいのかなというのが第1点です。

それからもう一つは、単に教えていただきたい部分ですけれども、54ページにつけていただきました「風評被害を受けた産業への支援」、この項目が幾つか並んでいる中の最後

の36番目の「途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与」です。これは、風評被害を含む影響への対策ということで、この途上国支援のような位置づけで説明されている部分が少しわかりにくかったので、この内容について説明していただければありがたいと思います。

○農林水産省 まず、1点目でございます。おっしゃるように諸元におきまして、例えば、回、日の部分につきまして見込みとして多い数字を挙げてございますので、成果目標自身の数字を見直す必要があるということについては、おっしゃるとおりだと受け止めさせていただきます。

2点目につきましては、全体パッケージの中の他省の担当でございますので、ちょっと私どものほうでは。

○阿部先生 これは他省のものですか。資料の位置づけがよくわからなかったのです。

○尾関参事官 53、54ページは、復興庁のほうで風評被害対策の政策パッケージということで3月ぐらいにまとめたものでございます。それで、その中の具体的な事業一覧ということで54ページがつけてございまして、実はこの36番目の途上国への工業用品の話は23年度の補正予算で外務省の所管としてつけた予算でして、ODAの中の一環としてできるだけ被災地の工業製品を買ってODAとして途上国に供与しよう。ODAの中の被災地調達部分を上げようという狙いでつけたもので、これは一般会計予算ですが、これはもう終わって今はもうないということです。

○阿部先生 わかりました。

○寺門参事官 岩瀬先生。

○岩瀬先生 基本的なことなんですけど、もう一度、「福島発農産物等戦略的情報発信事業」というのが実施されているんですけど、その予算規模と、その中でこれを吸収してしまうという考え方について御意見を申し上げます。

○農林水産省 福島発につきましては、24年の補正で約13億、それから25年度予算として約3億でございます。正確な数字は、54ページに書いてございます。こちらの事業は、特に放射性物質が強い福島にスポットを当てたものとして、額もかなり多額になっているところでございます。

それで、私どものほうの事業は福島だけではなくて、宮城であるとか、岩手であるとか、茨城であるとか、その周辺も含めて被災地の農産物等の信頼を回復するための取り組みとして考えておりますので、やや役割分担をしながら両方ともやっていく必要があるかと考えております。

○岩瀬先生 基本的なことなんですけれども、福島以外でも結構風評被害は周りまで波及していると考えればいいんですか。

○農林水産省 おっしゃるとおりでございます。原子力損害賠償の審査会の指針におきましても、まさに北海道から西は島根まで発生しておりますので、広がっているということでございます。

○大久保先生 では、続きましてこの広報の広活効果ですね。実際に手段とその効果の部

分なんですけれども、そういう意味でまず売り方とか、メッセージの伝え方とか、その手法について極めてトラディショナルな伝統的なやり方に依存しているようにしか見えないんですけれども、今いろいろな地域活性化の中で新しいアイデアだとか手法だとかが出てきているのが余り組み込まれていない。

例えば、とにかく食べよう、食べようと言っても、押しつけられて食べるものじゃないと思うんですね。世界的に見ても、農水省さんも農産品の輸出についていろいろなことを検討していらっしゃるんですけども、世界のトレンドはコンテンツ競争ではなくてコンセプト競争ということで、スローフードを売ったらパスタとトマトソースが売れた。こういうような中で、一体何を訴えていこうとしているのかがよく見えない。

私は被災地に行ってもよく言うんですけれども、どこへ行ってもマルシェ、どこへ行っても魚介類、どこへ行っても景色、こういうコンテンツの競争をしている限りにおいてはなかなか復興というのはいまうまくいかないんだ。やはりその地域、地域におけるコンセプトというものをきちんと訴えていって、消費者にとって魅力的なものにしていかなければいけない。

先般も石巻とかに行ってきましたけれども、やはり復興何とかというものはもうほとんど売れなくなった。しかしながら、その中にある本当にいいものはちゃんと消費者が判断して売れるようになってきたんだ。そうすると、何か情緒的に訴えかけていくような広報活動というのは、かなり限界があるんじゃないかという気がするのが1つです。

それからもう一つは、その手段ひとつにしても、例えば御存じだと思いますが、フェイスブックの「いいね！ ジャパンソーシャルビジネスアワード」などというのは、フェイスブックだけで1,000万人が去年閲覧をするぐらいの規模になっていて、いろいろなマルチメディアを上手に活用することによってできるんですけれども、相変わらず新聞とテレビCMと広告で、特に新聞というのは今、効果が極めて低いと言われてますね。

私は、例えばパロマの製品回収の第三者委員などをやっていますけれども、新聞告知ほど効果が低いものはないというようなことは消費者に対しては特に言われているんですが、その辺りをどのように検証し、今後どのような媒体で広報戦略を考えていくのかというのはどうでしょうか。

○農林水産省 御指摘、伺ったところでございます。我々もその御指摘がありますように、広報の関係はやはり一度やってみたところで、改善点を浮き彫りにしながらやっていかなければいけない。そういう意識でやっておりますが、まだまだ課題はあるかと思っております。

一例でございますが、お示ししている実績のところでは24年度の広報というのが52ページにかけてございます。やはり農作物でございまして、ちょうど旬というものがございまして。要するに、売りたいとき、買いたいときがマッチしなければいけないということと、それをどのように料理をしていくのかというようなものに結びつけて、最終的に今晚ですとか週末の食事として食べたいものをやはり買うということでございますので、そういう

面からしましてどういうふうな料理をやっていくか。この時期はこういうものがありますというものも併せて伝えることで、復興といいますか、タイミングを逸することがないのかなというのが、これは幾つかある課題なので改善をさせていただいたところがございます。

また、WEBのような広報事例のようなこともございますので、そういうところで載せていくような形で、委員の御指摘はごもっともでございますので、改善できることを少しずつでもできる限り改善していきたいという意識を持って対応しているところがございます。○大久保先生 もう一点だけ、コンテンツとして改善したのはわかるんですけども、そうすると今おっしゃったように、現時点で把握している課題と、今、考えていらっしゃる次の対策というのはどんなことでしょうか。

○農林水産省 申しわけございません。御指摘の点でございますが、やはり消費者に個々に入っていくような媒体というものが有効なのではと考えております。

具体的に名前を出して恐縮ですけれども、例えばクックパッドのようなもので最終的に料理をされる方が、今日は何を作ろうかなというときに、ちょうどその産品も顔を出すような形ですとか、そういうふうななるべくきめ細かくディティールになるような方法の取り組みをこれから取り入れていく必要があるかと思うので、検討する課題と認識しているところがございます。

○寺門参事官 梶川先生、どうぞ。

○梶川先生 幼稚というか、つまらない話なんですけれども、これはある意味では協働・協賛の一種の販売キャンペーンみたいな感じもするんですが、多分会計法とかは難しいんでしょうけれども、この協賛企業がちょっと費用を負担されるということはある得ないんでしょうか。

これは成果目標としてはっきりと、皆さんの自分のところの売り上げの合計値ですね。そうだとするならば非常に受益者は明確なので、売り上げの1%とか、少しは負担してもらおうということは難しいんですか。これは、会計的にいろいろ難しさはあるのかもしれないんですけども、発想というか、思いとして非常にわかりやすいかなという気がします。

そうすると、売るほうももっと本気でこのキャンペーンを利用して、ここのお店をもっと広く使ってとか、いろいろな販売の技術論は実際は向こうのほうが餅は餅屋で、せっかくシールを張るのか、のぼりを立てるのか、何をするかはわからないんですけども、そんなことは無理ですか。

○農林水産省 御指摘の点でございます。確かに一つの考え方としてあるのかなと私も今、話を聞いて思ったところがございますが、一つの考え方からしましてスーパーなどでその売り場を割くというのが一つのコストになるかとか考え方があろうかと思えます。

スーパーならでは考えられるコストの中に、一定の考え方を持ったところを割くという中で一つのコスト、売り上げが上がるんだからそれでという意見もございますが、なかなかそういう考え方もあるところですので、一概にすぐに答えは出せないですが、これ

も一つ大きな検討課題ということで投げかけていきたいと思っております。

○梶川先生 もちろんすごく善意でやっていただいているとは思いますが、そうは言っても継続的にやっていただくためにはある経済合理性がないと、多分企業さんはそうはしにくいかもしれませんし、むしろそれがないと本当に持続的な効果を上げ続けるというのは逆に難しいのではないかと思いますので、協賛企業さんにとってもメリットがある形を、逆に言うともしそうだとなれば時の経過とともに企画されたほうが、向こうの意見も聞いて、これは全体的に新聞に出したりキャンペーンをしてくれているわけなので、何となく皆にいいということもあり得るかなど、ふと思いました。

済みません、実際は難しいのかもしれないですが。

○寺門参事官 よろしいですか。

では上村先生、その次に岩瀬先生。

○上村先生 類似事業についてですけれども、福島発ともう一つ、風評被害の予算として農産物を全国へ販路拡大するためのPRや新商品開発に対する地域ブランド活用観光推進事業というのがあるということでした。この類似事業ですけれども、特に福島発と今ここに挙がっている農産物の消費応援事業については、対象のエリアが違うということですが、この2つの事業、もしくはもう一つの地域ブランドの促進事業という3つがあるわけですが、どれが一番効果的なんでしょうか。

つまり、効果的なものが1つあれば、それに対して予算を投入するというのが本来かと思うんですけれども、何をもちって効果なのかということはもちろんあるんですが、どのように考えておられますか。

○農林水産省 先生が今ごらんのは。

○上村先生 風評被害対策等予算措置ですが、持っていないですか。

では福島発と、今かかっている農産物等消費応援事業で構いません。この2つのどちらが効果的なのかと考えたらいいのか。効果的などところに予算投入をするということが望ましいわけですが、どのように考えておりますか。

○農林水産省 ありがとうございます。福島発のほうの成果自体、私どものほうで把握しておりませんのでちょっと比較ができません。恐縮でございます。

○上村先生 把握していないということは、どちらかの効果は比較せずに、この農産物等のほうもやって、こちらの部局としては担当外だから特に気にしていなかったということでもよろしいですか。

○農林水産省 役割分担の中でやっておりましたので、そちらのほうはどれぐらい、例えば売り上げであればどんな売り上げを出しているかというのは、恐縮でございますけれども、ヒアリングをしておりました。

○岩瀬先生 冒頭の質問の繰り返しなんですが、成果の45億円というのは前年度売り上げ幾らで45億円ふえたんですか。分母というか、全体の数です。

○農林水産省 例えば、前年度100だったものが141に。

○岩瀬先生 100だったんですか。

○農林水産省 例えばということです。どれだけふえたかということで、対前年から比べてどれだけふえたか。

○岩瀬先生 それで、前年は幾らだったんですか。その規模感をイメージしたくて、これが1%増なのか、30%増なのか。

○農林水産省 企業のほうに聞きましたときに、どれだけふえたかというものにつきましては御報告いただいたのですが、どれだけあったかというところまでは把握しておりませんので。

○岩瀬先生 イメージというのがありますか。4,000億の40億なのか、400億の40億なのか、150億の40億かで、全然イメージというか、インパクトが違うじゃないですか。

○農林水産省 そこまで個別の企業がそれをどれだけ扱っていたかという、対前年度のところにありますが、どれだけふえましたかというところにつきましてはお聞きできるのですが、どれだけ扱っておられましたかというところまでは、ちょっと今は。

○岩瀬先生 対象企業の農産物の売り上げとか、多分それも把握されたほうがいいのかないかと思いました。

○農林水産省 ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり規模感ですとか、全体から先ほど申しましたように700億ですとか落ちている中でどれだけ進捗してきたかとか、あとはどれぐらい頑張らなければいけないのか。

委員もおっしゃったように、その事業の期間という考え方もあります。そういう面からしまして、こういうものを把握するというのはこれからの検討事項だということにさせていただきます。

○寺門参事官 そろそろ御予定の御議論の時間が30分ほど経ちますけれども、コメントを御記入していただきつつ、特にございましたらよろしくお願いします。

○大久保先生 やはり御説明がよく腑に落ちないんですけれども、例えば先ほど申し上げたように私は結構東北の農家とおつき合いをしているんですが、福島農家でも結構売れているところは売れているんですね。風評被害を乗り越えて、やはりそれなりの努力をして売っていらっしゃるんです。もちろん、宮城県などに行けば殊さらかなり復活してきていて、販売量も戻ってきている農家はたくさんあります。

実はそうじゃない農家もたくさんいるんですけれども、私は何が申し上げたいかというと、やはり今やるべきことは個々の企業の個々の商品に国がかかわるべきではない。むしろ、それはその農家の努力が如実に必要になってきているんだろう。確かに、震災によって一時生産がとまると大手が受け入れなくなったり、いろいろな現実的な問題があるんですけれども、かなり私も見てきていますが、いい魅力的な商品をつくっているところはやはり売れているんですね。

そういう意味において、国が何を果たすべきなのかというところをもう一回見直さなければいかなければいけなくて、ここに挙げていただいている事例を見ると、何か個々の産

品を個々に売っているという物産展みたいな話ですね。私は、各県がやっている物産展もすごく反対しているのは、あれをやったからといってその県に訪問者は増えないんです。あの物産展がもうかってはいるんですけども、あそこに納品している業者がもうかっていただけであって、ものすごく利権化してきているわけです。

それで、ここ最近それを見直そうということで、幾つかの県がゲートウェイ構想ということで、物を売ることよりも人を集めることが中心になってきている。そういうような大きな変化の中で、本当に個々の農産品を売ることだけに国がどこまで関与するかというのは、民間事業者にインセンティブのやはり起きてこないだろう。

それよりももっと大事なのは、風評被害となった原因をきちんと分析して、それは国家として対応しなければいけない。放射能除去がどうあるべきなのかとか、どうして放射能の問題はないのかということが、大丈夫だ、大丈夫だと言われてもいろいろなことが出てくるから、なかなか多くの国民は信用していないんですね。

そうじゃなくて、科学的根拠を持ってここは大丈夫なんだということは、やはり民間ではなかなかPRはできませんので、こういったところに国が予算を割いていく。あるいは、そういう番組ですね。ゴールデンタイムの時間の枠を買って、放射能についての科学的な解説をする番組を買うとか、もう少しやっていかなければいけないんじゃないかということだと思います。

なおかつ、ここに出てくる指標は何回報道したかということがあるんですけども、恐らく5万8,000回フェアをやりました。販売活動をやりました。この回数の問題ではないですね。むしろ少ない回数で、より効果的な手法というのはものすごく今、出てきているわけですから、これはやはりアウトカム指標には当然なり得ないわけであって、もう少し国がやるべき役割と民がやるべき役割をきちんと分けていかないと、このままやっていくと多分、結果として民が疲弊した状態の中で、国が見捨てることはないんでしょうけれども、ふっと国が支援をやめた途端にその格差というのは急激に拡大していくんじゃないかというのが私の印象ですが、いかがでしょうか。

○農林水産省 大変大きな御指摘をいただきまして、そういった取り組みも必要なのかと思っております。

ただ、科学的なものにつきましては、必ずしも私どものほうが言うべき立場ではないのかもしれませんが、放射性物質の化学的な性格であるとか、それから検査をしているという事実、こういったことにつきましては引き続き丁寧にお知らせをしていく取り組みをしていく必要があるかと考えております。

○寺門参事官 では、御議論のほうはよろしゅうございますでしょうか。

もう既に御提出されている先生もおられますけれども、コメントシートの御記入がまだの先生方は御記入の上、回収担当のほうにお渡しいただければと存じます。

この間、もし何かございましたら御議論をと思っておりますけれども。

○尾関参事官 ちなみに、先ほどのもう一つの観光ブランドのものですが、あれは対象は

全国で一般会計のほうでやっている予算なので、恐らく農水省さんの中で被災地向けの復興特会、それ以外の地域は一般会計の施策ということで、先ほどの3つ目のものは一般会計予算で被災地以外のところをやっているんだと思います。

○永久先生 重複はないということですね。

○尾関参事官 重複はないと思います。福島とこれはちょっと議論があると思いますけれども、3つ目のものは恐らく地域が違うので。

○岩瀬先生 余談ですが、クックパッドさんと何か一緒にやったり、話とかされているんですか。

○農林水産省 実は思わず言ってしまったんですけども、やはり最終的に消費してもらうのは販売店でもありますが、これをつくる目的で買うのはお客さんですのでクックパッドと、ほかのところのレシピモノですか、そういうところに幾つか当たってみようかと思っています。

○寺門参事官 梶川先生、どうぞ。

○梶川先生 私も余談に近いですが、さっき岩瀬さんがおっしゃった、母数がどのぐらいでどのぐらい効果があったかというのはすごく大きなことで、20%も増えるんだったらこのキャンペーンに乗ったほうが絶対にいいよねという話になるし、実際、本当に微妙なんだけれどもというのは、ちょっとよくいえばこのぐらいあったかみたいなどと、さすがに協賛してくださる方というのはさっき私が言ったように、もちろんコスト負担なんかはとんでもないわけです。

だけど、本当にこのキャンペーンは実は母数に対して、先ほど言われたように前年と比べているわけですから、やっていなかったときよりよくなったという話だと思うので、逆に言えば無理やり棚を渡した場合には落ちていてもいいような話になりかねないので、多分そこは平常な状態とこの状態の効果測定はぜひ捉えていただいて、自信を持って進められるかどうかという話にもつながると思いますので。

○農林水産省 先生の御指摘ですが、私もスーパー関係のところ実際に自分も足を運んで聞いた際に、どこから仕入れて扱っているのか。スーパーの方にとってみれば非常に大きな商売のあれらしくて、それを増やした、減らしたとか、なかなか聞かせてもらえないところもあって、そういう事情もあるんですが、こういうことも含めて理解を求めていきながらというのがあると思うので、できる限りの把握ですとか、それ以外の代替の手法ですとか、そういうところをまた考えてみたいと思います。

○岩瀬先生 商売している身からすると、直感的に4,000万円とか、3,000万円とか、1億円ぐらい使って40億、売り上げが増えましたというのはあり得ない。ほかの効果が大きいような気がしているので、そんない話があったら、では2億にすれば80億になるんですかとか、その効果をそれで見ると本当にいいのかというのがちょっとわからないんですね。本当はやるんだったらもっとお金を使ったほうがいいかもしれないですし、すごく中途半端な金額のような感覚はあります。新聞で1回やりましたとか、そういう規模なので。

○大久保先生 少し建設的な話を申し上げると、やはり全体の戦略はもうちょっとストーリーを持って御説明いただいてもいいんじゃないかなという感じがするんですね。

例えば、国民一般に東北のものは安全だ、買いましょうというキャンペーンとして、大きな話としてのブランドイメージをつくっていくということです。

ただ、実際に、ではそれはどこで流通してくるのかと考えてみると、やはりスーパーなどの流通業者、あるいはレストランとか、こういうようなところにフォーカスをしていったほうがいいと思うんですね。クックパッドもそうかもしれないんですけども、そのもっと前の段階で効果的なところがあると思うんです。

そういうようなことを何段階か段階的に打っていくというふうなストーリーとか戦略が見えてくると、いいことをやってさっき言った、ありえないと思いますけれども、1億で40億経済効果があったんだと納得できるんですが、単発でやったのにこんな効果が出ましたといってもわかりにくいと思います。

○農林水産省 先生の御指摘はごもっともなところでございます。外食ですとか、いわゆる中食といわれるところ、そういうところの扱いが増えますと、最終的には帰りに皆さんが買って行ったりとか、場合によっては最近ですとコンビニというのが大きいなところでもございますので、先生の言われるような提供する側の方が扱っていただけるような機会を増やしていくですとか、そういう全体のストーリー性というものはこれからきちんと説明する際に構築していくべきだという認識で当たっていきたいと思います。

○寺門参事官 では、取りまとめのコメント案ができましたので、先生よろしくお願ひ申し上げます。

○永久先生 それでは、取りまとめの結果を御報告します。

6名の評価結果は、「事業全体の抜本的改善」が4名、「事業内容の改善」が2名、「現状」どおりはゼロ名でした。

主なコメントとしましては、受益に対するコスト負担等を検討し、政策目標がより上がるよう考慮してほしい。

目標値について、より高い目標達成が可能と考えられるので再考を願いたい。

アウトカム指標が妥当でない。

国民の農産物に対する信頼度を計測すべき。

他の類似事業の効果を比較し、事業の再編を考えるべき。

風評被害を克服するためには、科学的データや安全性確保のための他事業と連携しながら全体的な戦略の立て直しが求められる。

広報による効果測定を行い、効果的な手法を見直す必要がある。

ということがございました。

これを踏まえまして、全体の評価結果としては「事業全体の抜本的改善」にいたしたいと思っております。

取りまとめコメントのほうは、農産物に対する信頼度等の指標を設定し、風評被害対策

全体としての目標を明らかにすべき。さらに、広報の手法を随時効果的な手法に見直すとともに、他事業との連携も含め、風評被害対策全体の戦略を検討することが必要というふうにいたしたいと思えますけれども、何か修正すべき点とかはございますか。

ないようでしたら、このようにしたいと思えます。何か特別にコメントされたい方はいらっしゃいますか。

(異議なし)

○永久先生 それでは、これでよろしくお願ひいたします。

○寺門参事官 取りまとめありがとうございました。

では、次の事業にすぐに入れかえをお願いいたします。

(農林水産省関係者退室・国土交通省関係者入室)

○寺門参事官 それでは、次の事業、「地域公共交通確保維持改善事業」の議論に移りたいと存じます。

復興庁予算における位置づけにつきましては、被災者支援の中のその他の事業に当たります。

国交省からの御説明を5分程度でよろしくお願ひいたします。

○国土交通省 それでは、よろしくお願ひいたします。

お手元の行政事業レビューシートの56ページかと思いますが、まずそれについて御説明いたします。

この事業によりまして、被災地域における生活交通を支えるということを行っております。その実施に当たりましては、既存の補助事業の要件を緩和するといった特例措置を講ずることによって対応しておりますが、支援の内容は大きく分けまして2つございます。1つは地域間の幹線系統に当たるバスを支えるということ、もう一つは地域内の輸送、例えば仮設住宅にお住まいの皆様方が普段病院に行かれる、あるいは商店に買い物に行かれる、そういった身近な足回りのところの生活輸送を支えるといった部分はその2つ目でございます。

これらの事業につきまして予算面で申し上げますと、24年度には約26億円を計上しております。執行額は15億円強ということで、率に直しますと約6割という執行率でございます。

先ほど、これらの事業を既存の事業の要件を緩和するといった形で行っておりますと申し上げました。それらの点も含めまして、もう少し細かく御説明を申し上げたいと思えます。ちょっと飛びますが、61ページ以降に補足資料をつけているかと思えます。そちらをごらんいただきたいと存じます。

まず、62ページをごらんいただきたいと思えます。

まず1つ目の事業で申し上げますと、地域間の幹線系統でございます。62ページは、一般的にオールジャパンでやっている事業の御紹介でございますが、国としましては現在赤字が見込まれる路線に対しまして一定の要件を満たしましたら、必要となる運行経費など

の一部を支援するというを行っております。

イメージ図は下に書いてあるとおりでございますが、補助要件を幾つか用意しております、例えば複数の市町村にまたがる系統であることとありますとか、あるいは輸送量が15人～150人と見込まれるといったような要件を設けているところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。こちらは、地域内の輸送を支えるものに関する既存の調査事業でございます。既存の調査事業におきましては、各地域におきましてその地域の今後の交通のあり方をどうしようというようなことを関係者に集まっていただきさまざま検討をなさる、その一部分について定額で2,000万円上限ということで御支援申し上げますが、この枠組みを活用して地域内輸送を被災地におきまして御支援申し上げているところでございます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。64ページが、被災地におきます生活交通の足の確保のための支援の枠組みでございます。

まず「地域間輸送」についてでございますが、先ほど申し上げました種々あります補助要件を緩和しております、例えば1日当たりの輸送量につきましては15人以上という要件を緩和しております。また、通常であれば路線バスのみでございますけれども、貸し切りバスなどを使う場合にあっても補助対象としております。さらに、バス車両につきましても補助の形態として、通常は減価償却費に対する補助を行っておりますけれども、被災地におきましてはバスも流されていってバス不足という実情もございまして、車両購入に対しても補助を行っております。地域間輸送に関しましては、23年度～27年度の5年間の応援ということで現在、行っております。

2つ目の「地域内輸送」につきましては、調査事業では上限額2,000万というふうに申し上げましたが、この特定被災地域における調査事業は上限額を引き上げて3,500万円まで応援するというようにしておりますし、また、通常補助対象は1年ということにしておりますけれども、最大3年間応援するというようにしております。特例措置の期間、3年間ということでございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。地域内輸送に関しましての地図でございますが、地図上、茶色に色づけしております各市町村につきまして特定被災市町村として指定しております、現在39市町村でございますが、この皆様方にこの制度を御利用いただけるように準備をしております。

市町村名の下に、下線が引いてあるものがあると思えます。全部で30ございますけれども、この30市町村の皆様方が、24年度におきましてこの特定被災地域の調査事業を御活用いただいております。

1枚おめくりいただきまして、地域内輸送に関してのイメージを持っていただくために、一例用意したものでございます。地図上に赤い縁取りがしてある数字が入った小さな丸がございまして、これは仮設住宅が各地点在している様子でございます。こうした仮設住宅にお住まいの皆様方をきちんと交通上、利便性高くピックアップできるような路線を地域

で御検討いただいて、陸前高田市でございましたらこういった路線が現在張ってございます。

店舗でありますとか、病院でありますとか、順次仮設でできたり、あるいはまた移ったりということが起こってまいりますので、そのたびに運行形態を変えて住民のニーズに応えるというようなことを随時やっていただくことにしております、この陸前高田市におきましても、例えば地図の右下のほうの広田線は往復便数を1便増やすとか、あるいは路線も少し見直すといったような工夫を地域で行っていただいております。

1枚おめくりいただきたいと思います。最後に、予算と執行の状況をまとめた資料でございます。地域間幹線につきましては、執行率が24年度6割強でございますが、余り執行率が上がらなかった主な要因としましては、基本的に幹線でございますのでまちづくりとの関係が非常に深いということもございます。被災市町村において、我々が当初思っていたような復旧・復興に向けたまちづくりが進まなかったといったようなこともあって、想定ほど系統が上がってこなかったというようなことが原因かと思っております。

幹線につきましては25年度の見込みはどうかということでございますが、現時点、執行見込みは83%ということでございます。これにつきましては、これまでの実情をきちんと踏まえるとか、あるいは要望もきちんと伺うというようなことで積算も現実的なものにしたということで、現在83%見込みということでございます。

一方、地域内の輸送でございます。こちらのほうは、24年度58%ということでございます。その要因は、先ほど申し上げました指定している市町村、約40市町村ございますけれども、その市町村の皆さんが使いたいということでお申し出になられたときに使えるような額を用意しておりましたが、実際に24年度に御活用いただきましたのは30市町村であったというようなことでございます。

25年度でございますけれども、現時点は少し多く59%という状況でございます。これは、交付決定ベースで59%でございますが、ちょっと小さな文字で書いておりますけれども、このほかに幾つか市町村から、ことし使いたいんだけどどうかというような相談を、3つ4つですが頂戴しておりますので、もう少し数字が上乘せしてくるかなという状況でございます。

資料に基づきまして、説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○寺門参事官 ありがとうございます。

この事業につきましては、民間事業者を主な対象とした事業で執行率が十分高くなかったものについて、どのような改善方法があるかという観点から公開プロセスの対象に取り上げました。論点シートはお手元に記載のとおりでございます、議論すべき論点といたしましては、被災地域からのニーズの高い事業ではあるけれども、執行率が約59%と十分に高くなかった要因を検証し、より被災地域のニーズの把握に努めるべきではないかなどがあるのではないかと考えてございます。

質疑、議論に入りたいと思います。では、上村先生お願いします。

○上村先生 こんにちは。幾つか、私のほうから質問させていただきます。

まず、執行率について今、説明があったんですけども、執行見込みが先ほど説明していただいた資料では地域間輸送だと83%の見込みで、地域内輸送だと59%ですが、これは高い執行見込み率なのか、低い執行見込み率なのか、どちらなのでしょう。基本的に予算は増額になっているわけですけども、この増額というのは適当だったのかということが1つ目の質問です。

2つ目の質問です。アウトカム指標がバス路線の維持率になっていますけれども、こちらがずっと100%になっているわけです。適当なのは利用者数なのではないかと思います。やはり利用者数が大きくなっていく。あとは、目標利用者数という成果目標があって、そこに到達するためにどのように事業をするのかというようなところが本来あるべき事業のやり方なんじゃないかと思っています。これについてどう思われるのかということが2つ目です。

3つ目です。地域間輸送の事業においては、車両の購入を補助対象としています。こちらは、実績はどのような形に推移されているのでしょうか。つまり、車両購入の補助が減ってきているのか、むしろ増えてきているのか。そういうニーズはあるのかどうかというところが3つ目の質問です。

4つ目の質問ですけども、地域間輸送の特例措置の期間が5年間ということで、27年度までということになっています。地域内輸送が3年間ということで、25年度までです。つまり、この期間が最初に切れるのが地域内輸送なんですけれども、今後この地域内輸送の3年間で切れた後、どのように考えておられるのでしょうか。以上です。

○寺門参事官 どうぞ。

○国土交通省 地域間輸送を担当しております旅客課でございます。今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、執行見込みでございます。執行見込みにつきましては、地域間輸送の場合、24年度は61%でございました。これは67ページにございますとおり、当初、系統数ベースで申しますと206系統、これは震災が3月に起きて8月の段階でなるべく幅広く見込もう。これは要件緩和をしておりますので、通常では補助対象にならないものも含めて幅広く見込もうということで206系統を対象としました。結果として、執行は132系統にとどまったということでございます。

それで、25年度は83%になっておりますけれども、金額が予算ベースでは増えてございます。これは、2つ理由がございます。

1つには、系統数ベースについては精査をいたしまして見込みを減らしたんですけども、他方、後でお話に出てまいりました車両に関しましては、やはり相当津波で流されたりして車両ニーズが高いということがわかりまして、これはきめ細かく各社から伺った上で車両数の上積みを図りました。

もう一つ、単価といたしますか、1系統当たりの欠損額、これも震災後いろいろなものが営業所も含めて破壊されておりますので、その分、減価償却を新たに積みまして、1系統当たりの欠損見込みも増えました。その結果、予算額としてはちょっと多くなったという経過がございます。

結果として83%でございますけれども、これにつきましてももちろん100%近いことにこしたことはないですが、被災地でございますので、いろいろなニーズに随時応えられるように少し多目にしておくのが私どもとして合理的なのではないかと考えてございます。

それからもう一つ、利用者数に関してでございます。目標としてということですが、これは実は被災地ではなくて、この制度におきましては全国を目標として利用者数をターゲットとしております。これは、系統別に1系統でどれだけ運んでいるか。結果として、例えば1日当たり15人を割りますと、そもそも補助対象ではなくなりますし、そこは利用促進なども含めて利用者層をターゲットとしています。

ただ、被災地はちょっと特殊でございます。今回要件を外しておりますのも、通常の場合であれば人数を十分運んでいただくということが基本になるんですけども、これはなかなか今、当事者がそうしたくてもそうできない事情がございます。そういう意味で、被災地に関しては利用者数というのは必ずしもなじまないのではないかと考えてございます。

それから、地域間の車両購入でございます。ニーズにつきまして、これは実は24年度の見込みを想定した時点では、当初5両分を見込んでいたんですけども、結果として24年度は32両分のニーズがございました。それで、さらにその後詳しくお話を伺いまして、25年度は予測ベースで各社のお話を伺いまして、同じく32両を見込みとして予算計上の積算といたしました。それで、結果的に執行見込みは現在35両となっております、そのニーズがふえているということでございます。

○国土交通省 それでは、地域内輸送のほうの御説明を申し上げます。

まず執行率の件でございますけれども、先生から御指摘いただきました予算がふえている点に関しましてちょっと補足をさせていただきますと、資料の64ページです。被災地における支援の枠組みの資料でございますけれども、その「地域内輸送」の枠をごらんいただきたいと思っております。

25年度予算におきましてはちょっと工夫をいたしまして、括弧書きのところですけども、有償による実証運行を行う場合は、補助上限額を3,500万から4,500万に引き上げるということを枠組みでつくりました。これは、制度3年間これでいきますよということで立ち上げはしたものの、かなり一定の仮説を置きながら額などを決めていくしかなかったものですから3,500万でスタートいたしましたけれども、多少実績が出てきて、各市町村からその額は足りないといったような要望も多数寄せられました。

その中で、いろいろ内部でも財政当局とも議論をした中で、有償運行をされる場合は4,500万円まではいいいんじゃないかなということで制度をつくりました。その制度をつくったことに基づきまして、既に補助申請の段階で3,500万を突き抜けているような自治体さん

については箇所数として拾っていきまして積算をやり直しまして、1億円の増みたいな形になっております。

それで執行率の評価ですけれども、まだ相談があるので少しふえていくとは思いますが、現時点で言えば昨年並みですので、必ずしも高くないということかとは思いますが。

それから、この事業に関しましては期間が3年間ということで、今年度で終わりになります。それで、今後についてはどうかという御質問だったかと思えます。それにつきましてはこれから検討にはなりますけれども、現時点におきましても御活用いただいている市町村からもこの点は気になさっておられて、ぜひ続けてくれといった要望を受け始めておりますし、また、本日この場での御議論の結果なども十分踏まえながら検討していきたいと思っております。

○永久先生 この域内のほうはどれだけの方が御利用されているかという数字はございましたか。

○国土交通省 人数ですか。それは、整理すれば出てくるとは思いますが、ちょっと時間はかかると思います。

○永久先生 路線によっても違うんだらうと思えますが。

○国土交通省 路線によって違うということと、基本的にこの事業というか、この路線によりまして収入を上げましょうという目的ではなくて、一時的にとにかく足がないのは本当に困るだらうということなので、利用者数を目標にしている事業ではないものですから、恐らく時間をかければわかると思えますが。

○永久先生 こういうのはとても重要だと思うので、移動できないというのは困るわけですが、と言って利用者が余りないところに置いていく合理性というのはどこにあるんだらうということも考えなければいけないところですね。ですから、それをまず知りたかったと思ったんです。

この路線を変えとか、変えないとかというのは、この自治体の中で決められるということですか。

○国土交通省 そこは自治体の中でもアンケート調査などをとられておりまして、無駄な路線、こんなところは通らなくていいよというものはやめてショートカットで行くとか、そういうことは現になされているところですので、そこは地元のニーズに即した形でやっていただいているものだということです。

○永久先生 それは、復興の進行度合いによっても変わってくるわけですね。

○国土交通省 そうですね。

○永久先生 それに対応する形で、このバスの域内のものは変わってきたというふうに理解してよろしいですか。

○国土交通省 柔軟に変更していただきながら、使い勝手よくやっていただいているということです。

○永久先生 わかりました。

○寺門参事官 では、梶川先生よろしく申し上げます。

○梶川先生 単純な質問ですけれども、これは有償の実証運行の場合のほうが補助の限度額が高まるというのは、便数がふえるとか、運行頻度が変わられるのでとか、そういうことなのでしょう。

○国土交通省 ここは政策的な意味合いが多少ありまして、被災してそんなに時間も経っていないものですからまだ無償でやっておられるところもございまして、「無償運行を含む」と書いてございしますが、有償、無償はいろいろまだらに地域の実情に応じて、住民の方々も交通のことだけじゃなくいろいろなことで感情がおありだと思いますので、地域、地域の事情が違ふかと思っております。有償、無償、まだらでございまして。

ただ、徐々に有償にしているところが多くなってきておりまして、高額ではなくても一定の自己負担をしていただいているところが多くなってきていまして、なるべく公共交通でございまして一定の御負担をいただく方向には、急激には変えられなくても誘導していくべきなのかなということも考えておりまして、それで有償運行についてはということです。

○梶川先生 それで、少しずつ高目ということですね。

○寺門参事官 大久保先生。

○大久保先生 これは、事業者から申請があって要件を満たせば補助していくという形ですね。この交通網のものです。

○国土交通省 62ページの全国の制度についてでございますけれども、2段階ございまして、右にブルーで「主な補助要件」がございまして。この中で生活交通ネットワーク計画、これは都道府県単位で自治体を中心に協議会をつくっていただきまして、そこでまず議論をしていただきまして、そこで設定した計画に基づく運行ということで、それを計画にオーソライズされたことを前提として事業者から申請いただく。こういうことになってございます。

○大久保先生 ちょっとよくわからないんですけども、住民が都市計画ができ上がってからそれに依拠して交通網を敷設するというのはわかるのですが、逆の発想というのは難しいんですか。交通を中心に都市計画をつくっていく。

というのは、各地でかなり都市計画づくりがおこなわれていますね。そもそもまとまっていない地域もいまだに結構ある中で、むしろ大事なことは住民たちの思いも大事なんですけれども、しかしあちこちに点在していろいろなものができても結果として大変になるだけです。

そういう意味で、交通網はこれでいくんですよということを決めれば、それを中心にまちづくりを考えていくという考え方に切りかえることはできないんでしょうか。

○国土交通省 御指摘のとおりだと思います。今、コンパクトシティという言葉がいわれていますけれども、公共交通を中心になるべく効率よく配置して、交通も便利にして、マイカー依存を減らして公共交通を進めていくということが基本としてあります。やはり、

そこは自治体のほうでまちづくりと交通をどうバランスさせていくのかという発想で取り組んでおられます。

また、交通に関しても鉄道のようなインフラの整備を伴うものと、道路があればどこでも走れてルート割と柔軟に設定できるバスと、ちょっと考え方は違うかもしれませんが、バスに関しましては地域のまちづくりに応じてルートを変更して、新しい施設ができたならそこにルートを変えるとか、いい形の柔軟性が発揮できるものですから、そこら辺は自治体のほうで事業者ともよく話し合っただけで設定していただいているというふうに理解しています。

○寺門参事官 どうぞ、岩瀬先生。

○岩瀬先生 余談ですが、この調査事業というのはもはや調査事業を超えているような感じがするので、ネーミングを変えたりはされないんですか。

○国土交通省 ネーミングにつきましては、そこまでまだ頭が回っておりませんが、ただ、考え方としましては、これからもまだ復興についてはまちづくりというのは、ややおくれているとはいえ、これから徐々に進んでくる。

それによって、また住民の生活の位置が変わってくる。それが一時にできるわけではなくて徐々に変わってきて、また店舗もできてくるというようなことで、まだしばらく柔軟に路線を設定できるような、あるいは住民のニーズが柔軟に酌み取れるような仕組みがいいかと思しますので、あくまでも実証運行的な位置づけでやるのがいいのかなとは考えています。

○寺門参事官 いかがでございましょうか。

上村先生、お願いします。

○上村先生 非常にニーズの高い事業だとは思っているんですけども、公金を入れている以上、やはり利用者数を把握するというのはすごく大事なことだと思います。被災地なので難しいことはわかるんですが、どのようにすればその利用者数を把握できるようになるのか。例えば、暫定的でもいいので、そういうような仕組みというのは考えられないでしょうか。

○国土交通省 数に関しましては、結局、欠損を出す過程で事業者のほうで利用者数を把握しますので、これは事後的でございましては把握できます。

目標としてどうかというところは先ほど申し上げたところでございましては、利用者数そのものは把握してございません。

○国土交通省 地域内輸送のほうも、コミバスとか乗り合いタクシーみたいな小さなものになりますけれども、東北の現場にいる人間と今、話をしたら、ある程度数字は取れるのではないかと思います。ただ、その精査まではなかなか行き届いていないというだけであって、できるのではないかと思います。

ただ、その数字が多い、少ないをどう評価するかというのは非常に難しく、目標というのはなかなか立ちにくいかと考えております。

○寺門参事官 いかがでしょうか。コメントを御記入いただきながら。

では、大久保先生。

○大久保先生 岩瀬さんもおっしゃっていたとおり、やはり調査という域を出ていると思うんですけども、ただ、交通網というのは大きな国の政策の方向性があるって、それに応じてやっていくんだと思います。

そうやってきたときに、今どうお考えになっていらっしゃるのかなというのは、例えば今たしか沿岸部などはほとんど鉄道は敷設しないでバスで代替していく方向になっていますね。赤いBRTでもやっていく。それで、JRももうそこには線路は再興しないというようなことを言っている地域が結構ございますね。

そういう中で、今後例えば過疎化などが進んでいくような地域において、一番その効果的な交通網のあり方というのはどういう考え方があって、例えばそういう考え方に対してこういうような被災地の支援の中で、それをどういう形で反映していこうとしているんでしょうか。

○国土交通省 まず、BRTにつきましては沿岸部で宮城県なり岩手県なり、それぞれ動き出しております。それは、あくまで鉄道が復旧するまでの間の暫定的な措置というふうに伺っておりますので、それにつきましてはまた地域で議論が行われていくと思います。

それは別といたしまして、一般的なバスにつきましてはやはり復旧のまちづくりが一段落して、広域的な県庁所在地との関係なども含めて、どういう形でバスのあり方を考えていくか。これはやはり地域、先ほど協議会があると申しましたが、都道府県単位の協議会がございまして、ここで議論していただいて、かつ国はもちろん御支援申し上げますけれども、当然、自治体も一緒になって御支援いただいている路線ですから、やはり効率的にやらないと、それぞれ皆、負担が増えてしまいますので、そこの中で検討していただけるものと考えております。

○寺門参事官 記入しましたら、御提出をお願いいたします。

阿部先生、お願いします。

○阿部先生 予算をきちんと確保して、申請があった場合に対応できる状況を確保しておくというのは非常に重要だと思うんですけども、現地の地方公共団体、あるいはその事業者に対する周知というか、説明の部分ですとか、あるいは現地からこういう要件を緩和してほしいというようなリクエスト等のくみ上げですか。そういった部分については、今後どのような対応を検討されているか、御説明をお願いしたいと思います。

○国土交通省 これは、私ども出先機関でございます運輸局を通じまして、県あるいは関係市町村、それから事業者、頻繁に非公式に意見交換していますし、時々、皆が集まる全体会議も開いてやっております。この場を通じて、密接に情報を意見交換して御意向を反映させていく。これに尽きるというふうに考えております。

○国土交通省 地域輸送につきましては、先ほど上村先生からも御質問がありましたが、今年度で一応制度が切れるということもございまして、来年度どうするかということ

考えなければいけないということが1つあります。

そのためには、これまでも対象となっている市町村の皆さんとはコミュニケーションはしているつもりですけれども、なお今後のありようなどももう少し議論をしなければいけないかと思っております。それに当たりましては、本日の御議論の結果なども十分踏まえて議論したいと思っております。

また、これまでもいろいろな御意見を頂戴していますが、基本的にこの調査事業の枠組みが使いやすいだろうということで始めましたが、この点についてはやはり地元の皆様方もそういうことで受けとめていただいております。それを直してくれというお話はないんですが、一方で、これも先ほど御説明しましたが、額の面ではやってみたら3,500万では全然足りないというようなどころもたくさん出てきました。

それは地域の事情が違いまして、仮設住宅の戸数も違いますけれども、それが1か所のできるのならばまだいいですが、それが点在するというようなことになると全然運行距離も変わってきますので、それぞれ地域によって本当にやってみたら事情が千差万別出てきてしまったというようなニーズがあって、それで25年度も一部4,500万に引き上げるといったような工夫をやってみたとところでございます。

○寺門参事官 永久先生。

○永久先生 この事業だけに関する話ではないんですけれども、こうしたものの例えば利用者というか、この場合は事業主と自治体になるんでしょうか。窓口というの、どこにあるんでしょうか。国土交通省さんの出先機関なのか、それとも復興局なのか。どういうふうになるんでしょうか。

○国土交通省 基本的には運輸局で、地元のほうの復興庁さんとも連携は十分とっておりますけれども、基本的には運輸局のほうで執行しておりますので、東北運輸局のほうで幹線も地域内のほうも御相談させていただいております。

○永久先生 それは、私が利用者だとすると復興庁というのがあって、復興に関する事業は復興庁が中心であるわけですね。だけど、実際にやっている執行体は各省庁さんで、何かよくわからないという感じがするわけです。

先ほど、この前の前ぐらの事業だったか、忘れちゃったけれども、復興庁にいく場合もある。その辺りの調整がどういうふうになっているのかというのは、極めて復興庁をつくった理由からして重要なところなわけであって、その辺りはどういうふうに調整というか、統合というか、戦略というのができていますか。

○尾関参事官 では、私からお答えいたします。

○国土交通省 済みません。こちらへの質問なんですけれども。

○尾関参事官 1つはまず復興局ですが、先ほど言いましたように3県に復興局があって、その中に地域担当というのを決めていて、この人は被災沿岸地域のこの市の担当、この町の担当と全部割り振っていて、彼らは大体週に1回か2回は必ず市役所、町役場に行くようにしています。そこで、市役所なり町役場の人に話をして、どういう問題が生じている

かというのを聞いてきて、ではどうやって解決しようかということをやっているのが1つ。

それと、それをやっている人たちというのは、実は復興庁というのは10年間の時限組織なので新卒者を採っているわけじゃなくて、実は各省から来てもらっている。いわゆる全省庁から来てもらっていて、結局、国土交通省の人にも来てもらって、実はその人は国土交通省のつなぎでもあるし、国土交通省の事業をわかっている人でもあるので、その人が運輸局なりと話をするというふうな仕組みを今とっています。

そうは言いながらも、やはり何とかバス会社との関係を全部わかっているわけではないので、実はもう一つの仕組みとして運輸局の担当課長クラスに皆、併任をかけて復興庁の職員でもあるようにして、指揮命令系統ですから復興大臣からもいくようにしてある。

ただ、専門的知識はそれなりに持っている方々がたくさんいますから、例えばバス会社との連絡とか話し合いはむしろ運輸局でやってもらったほうがスムーズにいきますので、問題意識は共有しつつ、誰がやるのが一番いいのかという物の見方で今、動いているという感じです。

○寺門参事官 引き続き御質問、コメント等ございましたらよろしくお願いいたします。

では、梶川先生。

○梶川先生 地域内輸送のプログラムですが、現在59、もうちょっとパーセンテージの執行率が見られるかとは思いますが、来年以降の形も見えない中ではなかなか多分事業者さん、地域も含め、こんなところからそう大きくふえるということもそんなにはないんじゃないか。

逆に言えば、そのどのニーズというのを少し代替ないしはその補助対象も御考慮いただいて、より地元のニーズと事業者のニーズに沿って、この場合には有償ですから事業者がやられるということかもしれませんけれども、何か予算の中身、補助対象なども含めて、ちょっと早目に置きかえをされていかれたほうが結果的に執行率も上がられるような気はするんですけれども、どうでしょうか。素人のあれですが。

○国土交通省 地域内輸送は、いずれにしましても延長するかどうかも含めまして、しっかり検討しなければいけない。しかも、概算要求までですので、残り時間がない中で検討しなければいけないと思っております。

今、梶川先生が御指摘いただいたように、地元のニーズをもう少し丹念に確認をして、本日も論点として執行率というところで取り上げていただいておりますので、執行率が少しでも上がるように工夫できる検討をしていきたいと思っております。

○梶川先生 こういうものは、少しは継続するかどうかはわからないと、多分応募される方も何とも判断できないと思っておりますので、そちらも含めて、それはその次の予算になってしまうので今は何とも言えないお立場だとは思いますが、そんな気がしたもので。

○上村先生 事業の継続をするかどうかというのはすごく大きなところだと思っていて、特に住民の方々の不安をいかに軽減するかというのはすごく大事なポイントだと思っておりますので、その辺は慎重にして周到に検討していただければと思います。

○国土交通省 現政権におきましても、被災地に寄り添うということを基本にしろということは一貫しておりますし、既に来年度以降も継続してくれという要望を受けておりますので、そこを十分踏まえて早目に決めていきたいと思っております。

○寺門参事官 それでは、取りまとめ案の準備ができましたので、永久先生よろしくお願ひします。

○永久先生 6名の評価結果ですけれども、「事業全体の抜本的改善」とされた方がゼロ名です。「事業内容の改善」とされた方が4名、「現状どおり」が2名でした。

主なコメントとしましては、被災地においてニーズの高い事業であり、当面持続すべきと考えられる。

利用者数などの把握に努め、よりきめ細かい対応を行うべき。

地域内輸送については、利用状況を把握して25年度以降の対策を検討すべき。

被災地の需要に対応できるよう、制度の柔軟な運用を検討していただきたい。

国としての交通政策のあり方を明確にして、人口動態に応じた指針を示していくべきではないかというものがございました。

これを踏まえまして、全体の評価結果としては「事業内容の改善」ということにいたしたいと思っております。

そのコメントは、被災地においてニーズが高い事業であり、地域全体の復旧状況を勘案しながら適切な予算執行を行っていくべきということ。

2点目が、ニーズを証明する観点からも、利用者数の把握など、実態を示せる指標の設定を検討していく必要があるということですのでけれども、何かこのコメントに御意見、修正点がございましたらお願いいたします。

(異議なし)

○永久先生 ないようでしたら、これでお願ひしたいと思っておりますけれども、要は極めて重要な事業だという認識は皆さん御一緒だと思いますが、より効果的、効率的な運用をお願ひしたいということだと思います。以上です。

○寺門参事官 ありがとうございます。

では、説明者の入れかえに少々お時間をいただきますので、このままでお待ちください。

(国土交通省関係者退室・環境省関係者入室)

○寺門参事官 それでは、きょう最後の議論でございますけれども、「放射性物質・災害と環境に関する研究」の議論に移ります。

復興庁予算におきます本事業の位置づけは、原子力災害からの復興再生にかかる除染等の事業に該当いたします。

環境省から、5分程度で御説明をお願い申し上げます。

○環境省 お手元の資料で申しますと、68ページからになります。

「放射性物質・災害と環境に関する研究」という題目で平成23年度から予算をいただきまして、実際には24年度に繰り越しまして、24年度から開始をしまして24年、25年と進め

ております。本年度の金額は、9億円となっております。

この事業の概要ですが、災害廃棄物、今回の震災でさらに原子力事故で発生しました多くの放射線物質の廃棄と災害廃棄物を安全に処理する。また、放射性物質による山や川、海といった環境汚染の対策を進めるための研究でございます。

研究の概要につきましては、ちょっと後ろになりますが、補足資料74ページから概略を説明させていただきます。

74ページでございますように、この研究は大きく2つの分野に分かれております。1つは①でございますように、汚染された廃棄物、それから除染で出てきます土壌等の安全で効率的な処理、処分の技術をつくるというもの。2つ目は、環境中に出了た放射性物質が環境の中で大気から土、水、どのように移動していくのか。また、生物にどのように影響を与えているのか。これを調べるといふものでございます。

この自然のものは除染などによって、左側に書いてありますような処理システムの中に入っていきますし、または処理システムの中でうまくコントロールしなければ、これは逆に環境に出ていきますので、この2つをセットにしまして一体的に研究を進めているところでございます。

1枚めくりまして、75ページです。この研究と政策と申しますか、この放射性物質の汚染対策との関係についてまとめております。これは特別措置法ができておまして、その基本方針の中で国が何をやるべきかというのが規定されておまして、ここにもございますように大きく4つ、監視・測定、汚染廃棄物の処理、土壌などの除染、それから調査研究の推進、これらを行うことになっておまして、特に赤字で書いてありますが、汚染廃棄物の処理につきましては国がこの処理基準をつくる。それから、土壌の除染したものにつきましても、この処理基準を国がつくる。環境大臣としてありますが、つくることになっております。

また、高濃度のもの、または高濃度汚染地域から出るこれらのものについては国が直接処理を行う。特に福島におきましては中間貯蔵施設、それから福島外の5つの県につきましては、この処理施設を国が責任を持ってつくるとなっております。

これらのために必要な知見をつくるというのがこの研究でして、研究の成果としましてこれまでに廃棄物関係のさまざまなガイドライン、除染関係のガイドライン、あるいは森林の除染に関する考え方の整理などに活用されているところでございます。

1枚めくりまして、研究分野の1つ目の汚染廃棄物関係のものにつきましては大きく4つの分野に分かれております。メカニズムの解明、処理技術、測定分析技術、それから全体の処理システムの中での汚染物がどのように流れているかというフローの把握という4分野になっております。

1枚めくりまして、77ページです。例えばどんなことをしているかでございますが、左側にありますような焼却施設で汚染された廃棄物を焼却した際に放射性セシウムが飛灰、ガスと一緒に出て行く細かい飛灰ですが、それが排ガス処理でとめられて集まってくるの

ですが、それが焼却灰にどう集まっていくか。

あるいは、右側にありますように、仮置き場や処分場にこういった廃棄物ですとか除染したものを置いたときに、どんな対策をとれば外にセシウムが溶け出してこないかといった技術の検討をしております。これらの成果が、国の基準やガイドラインに活用されております。

1枚めぐりまして、2つ目の分野であります環境中の挙動解明につきまして、これもここにありますように3つの分野、実際の動態の把握、それから今後20年、30年とどのように環境の中でセシウムが動いていくかというモデリング、それから実際に福島、あるいはその周辺の生物や生態系に影響が出ているのか、いないのか、出てき得るのかといった調査をしております。

1枚めぐりまして、79ページでございます。特に、この生態系ですね。環境動態にかかる調査は、それ自体が私ども環境省としても大変な関心事項、政策課題なわけですが、またはここでわかった環境の中でセシウムがどのように移動しているかというものについては除染の方針にも活用しております。

1枚おめぐりいただきまして80ページに、その研究成果の活用例を幾つか挙げさせていただいております。例えば、上から2段目の「一般廃棄物等の焼却過程では」で始まるところでございます。これは、一般廃棄物などを焼却したときにセシウムがどうなるかというのを解明したものです。焼却しますと、セシウムが水に溶けやすい形になって、飛灰のほうに偏って集中するということがわかりました。

また、埋め立てをした場合に、これがセシウム以外の金属イオンなどがたくさん入っておりますので、そちらがセシウムのかわりに土壌についてしまって、セシウムがなかなか土壌に吸着されないというようなことがわかってまいりました。これを踏まえまして、とにかく埋めたときには雨水を入れないということで、いろいろな技術基準をつくって実際に運用しております。

それから、一番下の段でございます。森林においてセシウムがどのように移動しているかの研究ですが、これによりますとセシウムというのは非常にゆっくり木の上についたものが木の下に落ちて葉っぱのリターなどにくっついていく。葉っぱのかすにくっついていく。これは、1年以上かけてゆっくりとだんだん降りてきている。しかも、そこから川に流れていくというのも、これまた非常にゆっくり動いていくということがわかってまいりました。

そういったことを踏まえまして、優先的にまず落ち葉を除染する。それから、水についてはかなり長期的にモニタリングする必要があるということがわかりまして、これらを除染の国の方針に活用しております。

ここで、資料は戻りまして71ページにいただいておりますでしょうか。ただいま、事業の概要を説明いたしました。今度は、研究費の流れについて以下3枚で説明させていただきます。

この研究は、環境省から独立法人国立環境研究所に受託をしてもらって進めております。この研究所は、廃棄物の処理とか、環境中の有害物質の動態把握で非常に実績のある機関でございます。またごみの焼却とか埋め立ての模擬プラントを実際に持ってございまして、直ちにそういう試験もできるということですので、ここにやっていただいております。

24年度の研究では、共同研究機関としまして大学、それから他の研究機関、合わせて5社に加わっていただきまして共同研究をしております。また、測定や試験の一部につきましては、民間の環境測定会社やコンサルト会社に外注している部分もございます。

1枚めぐりまして、72ページです。受託先が国環研ですが、そこから共同研究機関と外注先について一番金額の大きいものをここに挙げております。福岡大学と太平洋コンサルタントで、この国立環境研究所の欄にあります外注費ですとか共同委託研究費というものが、この福岡大学や太平洋コンサルタントにお願いしているお金がその一部ということになります。

最後に、73ページでございます。ここには共同研究機関5機関、それから外注先の主要10機関のリストを掲げております。このような機関と協力しまして、研究を現在しているところでございます。

概要は、以上でございます。

○尾関参事官 引き続きまして83ページ、最後の紙ですけれども、事前の勉強会のときに放射性物質に関する研究開発全体がどうなっているのかを示していただきたいという御指摘がありましたので、復興庁のほうでこの83ページの1枚紙を用意してございます。

左端に「分野」と書いてございますけれども、食品、農畜水産物、あるいは農地、それから森林、林産物、除染等、あるいは人への影響ということで、この6分野についてそれぞれ右側にありますけれども、幾つかの事業が行われているということでございます。

厚労省の食品でありますとか、農林水産省のほうでやっております農地とか溜池、あるいは森林の関係の研究開発、環境省が主になってきますけれども除染にかかわってきます、きょう話題のここに⑤と振っていますが、「放射性物質・災害と環境に関する研究」、それから除染、そういったものが並んできて、下のほうにいきますと人への影響ということで幾つか事業がある。これが、全体的な形になってございます。以上です。

○寺門参事官 この事業につきましては、研究開発予算についてどのような点に留意しながら執行を進めるべきかという観点から本プロセスとして取り上げてございます。

お手元の論点シート記載のとおりでございます。主な論点としては各研究課題についていつまでにどういった成果を出していくか。また、効果的な研究を進めるためには既に存在している、あるいは現在、進められている研究開発の成果をどのように把握、活用しているかということがあるのではないかと考えてございます。

それでは、ここから質問、御議論に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

上村先生、お願いします。

○上村先生 1つだけ確認させてください。

今、最後に説明があった最後の紙ですね。それで、これは類似の事業に当たるんじゃないかと私は思うんです。つまり、除染関係という意味では類似の事業に当たると思うのですが、事業シートの類似事業名に重複排除欄やそちらが掲載されていないのはどういう解釈をすればよろしいのでしょうか。

○環境省 この83ページの事業それぞれにつきまして、私どもこの調査とは5分野と違うところがあるということでここには入れていません。

例えば、私どもの災害と環境に関する研究の直下にございます日本原子力研究開発機構の予算でございますが、これはJAEAというところで、もともと原子力の事業の関連のさまざまな研究開発をされていたところでございますが、現在は特に除染ですね。これまでの知見を生かして、除染のやり方につきまして非常に技術開発をされているところでございます。

それで、私どもの調査はJAEAとも連絡を取り合いながら、実際この除染の作業に出てきた廃棄物や土について、これを今後仮置き、中間貯蔵、管理型遮断型処分場に入れていくというところで技術的な課題が出てくる。ここについて、取り組みをしようということに進めているところでございます。

また、もう一つ下に環境研究総合推進費というものがございます。これは、私ども公募型でやっている推進費という調査費の中に枠を設けたものでございます。これも、緊急対策で26年までの限定で募集をかけております。

中身は、放射線関係にとどまらないものでそのとき直ちに必要だった、例えば瓦れきの中のアスベストをどうするか。これについて、マイクロ波で処理するといった技術開発をしていただいたり、あるいは下水処理場が壊れて海が汚染されてしまった。これを実際にどう現状を把握して、消毒の可能性があるかといったことを緊急に調べていただく。あるいは、放射線関係では現地で放射線量を測るのはなかなか時間がかかりますので、特殊なカメラを使って瞬時に濃度の高いところを見積もるといった技術の開発というものを、この25年、26年までの限定で募集をかけましてやっているところでございます。

等々でございまして、この研究については重複というのは私どもの認識では排除されていると思っております。

または、そうは言っても、こういう研究についてはやはりよく連絡を取り合って、重複の排除もそうですが、協力し合ってやっていく必要があると考えております。お手元の資料の82ページに、現在の研究体制を書いております。上半分が、共同研究の先ほどの5社の陣容でございます。それから、2. にありますのは、それとは独立して国立環境研究所が呼びかけまして、いろいろな研究機関や大学と連絡会議というのをつくって、お互いに何をやっているか、これから何が課題なのか、お互いに重複や漏れ落ちがないかといったことを議論いただいて、研究の方向性をそれぞれ議論いただくような場も設けております。

こういったことで、お互いに協力して効率的に早く成果をそれぞれ出すという取り組みができていていると思っております。

○寺門参事官 続けてどうぞ。

○上村先生 重複排除欄ですが、国民の目から見て類似事業じゃないかと思う事業を掲載すべきだと私は思うんです。担当されている方がこう解釈をするから、ここは書くべきじゃないと思うんじゃないかと、やはり国民の目から見てどうも類似だと思われるものについてはやはり書くべきだと私は思っています。

○永久先生 今のお話の続きですけれども、ここで挙げられた事業のほかに、例えば文科省で環境修復技術早期確立一般会計から出ているものとか、経産省のバックエンド分野、放射性廃棄物処理・処分の規制支援研究事業とか、同じ環境省予算では放射線による自然生態系への影響調査費とか、ここに書かれていないものも結構あるような気がするんです。

重複があるか、ないかは私は専門家ではないのでわかりませんが、こうした原子力等の今回の災害を含めた全体的な調査のコントロールというのはどういう形でされているのかと思うんですけれども。

○環境省 そこにつきましては、先ほど上村先生からも御指摘がありました、それは重複が排除されていても類似の事業であれば書くべきではなかったかということにつきましては、確かに類似のものについては書いた上で重複がないという説明をすべきだったかと思っております。

それから、先生から御指摘がありましたほうは、先ほども御説明をいたしました、82ページのところにありますように、確かにいろいろな研究機関が国環研だけじゃなくて研究をしております。そこについては、1つは共同研究という体制で、日本原子力開発機構などとは共同研究という形でやっている。

もう一つは、それぞれがやっているものを情報共有、連携をとりながら、私どものほうで国立環境研究所が中心になって、特に最初のポンチ絵で御説明をしましたように、放射性物質汚染対処法に基づいて汚染廃棄物の処理、それから土壌等の除染等の措置に関する研究については国立環境研究所が中心となってまとめていると思っております。

○永久先生 情報共有とか連携とかと言われると、どういうふうにしているのか、具体的なイメージが湧かないんですね。具体的に、どのような共有と、どのような連携があって、どのような結果が出たのか、教えていただけませんか。

○環境省 まず情報共有のところですが、82ページの真ん中に書いてある連絡会議というものを昨年夏と今年の春に開催しております。そこで、それぞれの研究機関が廃棄物の分野、それから環境中の動態の分野などでどんな研究を今しているか、これから何をしようとしているかといったことをそれぞれ説明いたしまして、お互いにそれではこういう分野は今後一緒にできるんじゃないかですとか、こういうところはまだ不足しているんじゃないかといったような意見交換をして、そこで今後の共同研究に向けた議論などもしております。

共同研究の話と申しますと、一番上の1. のところの絵でございますが、この5機関の共同作業につきましてはそれぞれ各機関でそれぞれの単位の、例えば飛灰中のセシウムの

洗浄分離の実証試験などをやっていただきまして、それを毎年、24年度でしたら24年度の研究の中で国環研に報告いただきまして、その中身を統合しまして国環研で全体の調査体系の中に成果を位置づけて統合成果として出しております。

○永久先生 具体的に何が成果なんですか。成果を出していますというふうにおっしゃっておいりましたけれども。

お互いにコラボレーションしてやることはとても重要だと思いますし、相互補完は重要だと思うんですけども、それで何かが出てこない、そういうことをやりますよ、いいですねぐらいに終わってしまうようなイメージになってしまうので、そうじゃないんだ。具体的にこういう成果が出ているんだというふうにおっしゃっていただくと、すごく理解がはかどるのですが。

○環境省 例えば、82ページの共同体制の中では、京都大学で粘土系遮水工による云々というものがあります。これは、飛灰を処分場に埋めたときに上を遮水シートで覆うとして、中にまだ可燃性のものが残っていたりするとガスが出ます。ガスも逃しながら水は絶対に逃げないという工夫をしなければいけない。しかも、セシウムをちゃんととめないといけない。京都大学にいろいろな実験設備がありまして、普通のプラスチックとかのシートではなくて、粘土系の特殊な素材で実験ができるということでこれをやっていただきました。

それを使って、80ページの2段目に簡単に書いておりますが、処分場での雨水排除対策のところ。ここに、「雨水の浸入を防ぐため、遮水シートや粘性土壌等の不透水層で埋立区画の上部を覆う」という記載がありますが、これをもうちょっと具体的にこういうスペックでというようなことの情報を入れながら、環境省も出しています廃棄物関係のガイドラインの記述を入れております。このガイドラインを使いまして、それぞれの処分場で飛灰などの安全な埋め立てをやっていただいています。

○永久先生 それは、国立環境研究所が統括したことによってできた成果ということですね。

○環境省 はい。

○永久先生 余り細か過ぎるとちょっと長くなってあれなんですけれども、ではほかに先ほど私が申し上げました文科省とか経産省とか、そうしたものの事業との連携というものはあるんですか。あるいは、連携の必要のないものなのか。放射性廃棄物の処分とか、そういうものが事業の内容としてあるんですけれども、今の話とすごく近いような話があると思うのですが。

○環境省 直接、一緒に連携してやっているのは、先ほど情報連絡会議であったようなモニタリングの話などはお互いにカバーしながらやっているのですが、今、御指摘のあったものについては、例えば今、福島を廃炉したときにそこをどうするかと、そういうようなものも含んでいるんじゃないかと思うんです。

○永久先生 単純に答えていただければいいんです。こうしたものとの連携があって、その連携した結果、何か成果というものはあるのですかというふうな質問です。あるならば

ある、ないならばないで結構です。

○環境省 あります。それを情報も全部、世の中にあるものはいただき、交換しながら私どもこの研究成果をまとめて、それを実際の処分場をつくるための技術基準とかつくっていています。

○永久先生 それは、文科省のものもあるわけですね。

○環境省 そうですね。例えば、原子力開発機構というものがありますが、文科省のやっている話はここからもいただいておりますし、そういう形でやっております。

○永久先生 経産省のものもあるわけですね。

○環境省 そうですね。82ページですと、産業技術総合研究所というのが左下のオレンジ色の欄にありますが、これは経産省の外郭です。この辺りともコラボをしています。

さらに下にまいりますと独法の港湾空港技術研究所、これは国交省の機関ですが、こういうところにも全部入っていただいてコラボしています。

○寺門参事官 梶川先生。

○梶川先生 この除染及び放射線の処理という復興に直接関連する研究の部分というのは、この予算を基本的に委託研究という形で何となく急がなければいけないし、研究成果が上がってはっきりしやすいという感じもするのですが、この2番目の生態系の放射線の実態把握とか動態解明というのはかなり長期にわたって今後続けなければいけない事業だと思うんですけども、これの研究と国環研の通常の運営費交付金での研究の線引きみたいなものというのは、今もそうなんですけど、今後どんなふうにお考えでしょうか。何か国環研の主要業務に位置づけられているような気もするんですけども、そこのところをちょっと教えていただきたいと思います。

○環境省 もともと環境省もそうですが、この国立環境研究所も放射線というものはやっていなかったわけですが、震災後、この国環研の業務の中にも位置づけをいたしました。実質をつくっていきこうということで、この研究費を使いながら廃棄物と環境が両方できるという強みを生かして進めているところでございます。

やはりこの廃棄物の処理との絡みがありますので、当面は一緒にやっていくことになっているかと思いますが、かなり息の長い研究をやっていかないといけないかとは思っております。ですから、今後どういうふうにお金を使っていくかというのはいろいろ考えていきこうかと思っております。

○梶川先生 そういう意味では、2番目のものは運営費交付金の中の予算措置のほうが見合われているような気はするんですけど、そういうことはないのでしょうか。

○環境省 私どもも今、先生から御指摘がありましたように、やはり委託費ということでもありますと毎年度、毎年度ということになります。

今回、正直申しまして事前の先生方との勉強会なども通じて、お金の形が今のままでいいのかという問題意識を私どもも持ちましたので、そういうことは来年度以降の予算要求において考えていかなければならないことかなと、先生方との意見交換を通して感じた

ころでございます。

○寺門参事官 大久保先生、お願いします。

○大久保先生 今回は委託費ということなんですけれども、通常この研究に対する成果とか評価というのはどこで行うんですか。

○環境省 委託費ですので、1年ごとに契約をいたします。私どもでこういう研究をしてくれという仕様書を出しまして、それをやって報告書をいただく。それで、その報告書がちゃんと我々の期待している成果が出ているかを発注元である環境省がチェックをするという形になります。

○大久保先生 一般的な運営費交付金の場合には、評価委員会にその分野の専門家の方がいらっしゃって、その方たちが研究成果を評価していくんですけれども、そういうような仕組みには入っていないんです。

○環境省 このお金以外にもいろいろ受託している調査もありますので、国環研全体のやっていることについてのパフォーマンスを評価いただくという中に入るかとは思いますが。

ただ、確かに交付金とはちょっと性格が違うので、私どもの委託結果は私どもでまずはチェックするのが最初になるかと思えます。

○大久保先生 これは公募事業で一者応札なんですけれども、落札率はどれぐらいになりますか。

○環境省 企画競争ですので、予算を示しまして、その範囲内でできるだけ成果の効率的な事業を行ってほしいという形になっております。そういう意味では、ほぼ100%に近い形での契約になっております。

○大久保先生 なぜ、他者が応札できなかったんですか。

○環境省 私ども企画競争という形ですので、複数の者が出てくることを当初考えていたわけなんですけれども、結果としてずっと国環研が2年取っているというのは、1つには廃棄物の話と環境調査の話を合わせてやって、しかも新たな災害廃棄物といった問題もできる場所というのは、なかなか日本の中では限られていたんだらうと結果としては思っております。

○大久保先生 もともと国環研自体の研究対象として、放射性物質によるところは入っていませんでしたね。これは、平成23年度の中期計画の中に新しく放射性物質による研究というのが組み込まれているんですけれども、それとこの受託した時期とが重なったというのは偶然なんでしょうか。それとも、もともとある程度、国環研が受注することを想定してやっていらっしゃったんでしょうか。

○環境省 国環研の中期事業計画自体は、震災を受けてこういうことをやらなければいけないということで、一応独立している動きだと思います。

もともと、確かに放射線の研究というのは国環研はやっていませんが、要はセシウム137でございますので、重金属による環境汚染、あるいは廃棄物の重金属対策には国環研は長い長い蓄積がありますので、これをうまく使って、セシウムだってこういうふうに挙動す

るはずだというのを押さえてやっていってもらっていると思っていますので、全くゼロから始まったわけではありません。

研究のための焼却プラントとか、最終処分のモデルプラントなどもそのまま使えておりますので、結果としてうまくやっていただいていると思います。

○大久保先生 そうすると、再委託で民間事業、外注とかに出しているんですけども、ここでの委託の選定というのはどういうふうに行っているんですか。随意契約でしょうか、それとも入札等を行っているんですか。

○環境省 共同研究は共同研究ですので、こういう特別な実験能力、調査能力を持っているところと直接契約をさせていただいています。

○大久保先生 随意契約ですね。

○環境省 はい。それから、外注部分につきましてはいわゆる測定の類いがございますして、これは入札です。

○大久保先生 その入札の業者というのは、どこに出ていましたか。

これは、入札者数と落札率が出ていないんですけども、支出先上位リストというのがありますね。

○環境省 そこまでの数字は実は報告のほうをいただけておらず、ルール上、必ずしも報告というふうになっていないものですから、こういった形で整理をさせていただきます。

○大久保先生 印象なんですけれども、別にこの事業自体は大事なことですし、やるべきなのでしょうが、国の政策として国環研を利用して国環研から外注するんですけども、結果として見てみると割と随意契約がしやすい環境になっているんじゃないかなというところで、この辺りは発注形態としてこういう形態でいいのかなと。

これは、科学研究所補助金とかでやれば、ちゃんと事業自体の評価ももう少し客観性を持った形で専門家が検証してくれるような仕組みもありますし、発注に対するルールそのものももう少し厳格になるような感じがするんですけども、一方でこういうような形で、全体の執行のところが見えにくくなっているんじゃないかという印象を受けたんです。

○環境省 大久保先生から直接の御指摘がありました測定の業務とか、分析の業務に関しては、入札という形でやらせていただいているということでございます。

○寺門参事官 上村先生。

○上村先生 復興庁さん、もしくは環境省さんで、この研究に対してここまでの成果を上げてくださいという研究目標みたいなものは掲げられているんでしょうか。

○環境省 これは単年度ごとの委託調査という予算形態をとっていますので、1年ごとにこれをやってくれということを示すという形になっております。

ただ、私どもの背景としましては、今この汚染廃棄物の状況がどうなっているかというところ、出てきて今、一時保管されていて、一部のものは焼却されて、これから埋め立てに持っていかなければいけない。その施設をつくらなければいけない。あるいは、中間貯蔵施設をつくらなければいけないというところがございます。

ですから、この中間貯蔵施設、それから最終処分場の技術、構造ですとか維持管理の仕方、こういったものを今はお願いしたいというようなメッセージは伝えております。

○上村先生 一応、目標を持っているということなので、それが一種の成果目標みたいなものになっていて、そこが今までの予算の中では、決算、執行の中では達成されているというように考えていいのでしょうか。

○環境省 はい。単年度の成果も出ていると思いますし、それが先ほどの絵で申しますと75ページの下にございます廃棄物関係ガイドライン、除染関係ガイドライン、これは複数のガイドラインを束ねたものですけれども、これは最初に23年12月に取り急ぎつくったのですが、25年の3月、5月に改定をかけています。このときには、この国環研の24年度にやった研究成果をふんだんに盛り込んで、その技術的な成果を使って改定しています。そういうことで、ちゃんとそういう成果を期日までにいただいて反映させていると思います。

○上村先生 これは事業の終了年度は未定になっていますけれども、最終的にどこが目標になるか。つまり、この研究目標はどこにあるか。それで時間をさかのぼって現在に戻ってきて、単年度こういう計画でやるというような中期計画というか、そういうものは存在するのでしょうか。

○環境省 確実な中期計画と申しますのは、先ほど申したようにこれは単年度ごとの委託なのでそれ自体はないんですが、ただ、私どもの目標としましては、まずは中間貯蔵施設や最終処分場の基準づくりをするための技術をつくっていただく。その研究をまずやっていく。

それをいつ終えんに持っていけるかというのは難しいところがあって、なかなか周期を今、決めにくいところがございますが、そういう政策の進捗と合わせまして、それに応じてこの調査の範囲というのをだんだん絞り込むといいますか、変えていくようになるかと思えます。

○永久先生 先ほどの御説明で、国環研がそうした連携とかをやられて成果も出しているということは一応理解したつもりなんですけれども、全体としてこの放射性物質の災害をいろいろな形で回復させていくというか、さらには環境をもっとよくしていくというような極めて重要な役割の責任はどこにあるのでしょうか。

なぜこんなことを聞くかといいますと、全体のそうした放射能対策の中のどういう位置にこれが占められていて、どういう形でこの研究成果が生かされていくか。そうした全体的な戦略というのがわからない中で、ここだけ議論してもという気持ちがどこかであるのですが。

○環境省 実は、事前の勉強会でもそういう御指摘をいただきまして、75ページのポンチ絵というのは私どものほうでつくらせていただいたところがございます。

それで、では放射性物質によって汚染された廃棄物の処理、あるいは除染等については、誰がどういう責任を持つのかということにつきましては、これは法律の3条から6条、国

の責務、地方公共団体の責務、原子力事業者の責務、国民の責務という形で、責務として定められている。

それで、具体的には先ほど室長からも申しましたように、監視及び測定は誰がやるのか。それから、汚染廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置は誰がどういう責任を持ってするのかという体系がありまして、そして法律の54条に調査研究等の推進という条が設けられています。

そこでは、国は事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を促進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康、または生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならないと定められていて、調査研究の部分も国が責任を持ってやる。

○永久先生 私が伺っているのは、国のどこだという話なんです。環境省なのか、復興庁なのか、あるいは官邸とか、そこら辺にあるのかどうかはわかりませんが、全体的なこの運用といいますか、これを実施していくプロセスの中で一番戦略を立てて、それを適切に運用するように指揮命令しているところというのはどうなっているのでしょうか。

○環境省 国の意思決定全体は内閣のほうで束ねておりますが、具体的に今やっていることについては私どもと復興庁が責任を持ってやっておると思っております。

○永久先生 そうしたら、この国環研に任せている仕事と同時にいろいろなものがあって、それ全体としてさまざまな計画をお立てになっているというふうに理解してよろしいのですね。

○環境省 私どものほうで、その全体をどう進めるのかということも常に持ちながら政策を進めておるところでございます。それは、その汚染廃棄物の処理についても除染についてもということです。

○永久先生 廃棄物の処理とか除染についても、環境省さんがやられているということですか。

○環境省 やっております。

○永久先生 復興庁さんはどういうことをやられているんですか。

○岡本統括官 復興庁はその全体で、例えば廃炉の話は環境省ではなくて経産ですし、そういうもので全体は復興庁が見ながら、それぞれの担当分野はそれぞれにやってもらうということになっています。それで、環境省さんの場合は除染と廃棄物処理、廃炉は経産省さんということです。

○永久先生 それで集まって、全体的にどうしましょうねとやっているわけですね。

○岡本統括官 そうですね。あとは、モニタリングみたいになっているのはどちらかというと規制庁で、どういうモニタリング計画で、どこでモニタリングしたらいいのかとか、それは規制庁さんがやっているけれども、全体としての統括は復興庁がやっているということです。

○永久先生 それは無駄なく、もちろんうまく整合性が合うようにやられているということですか。

○環境省 まさにそこの整合性の部分を復興庁さんのほうで見ていただいている。それで、個別のところはそれぞれの経産省なり、環境省なりが担っていると思っております。

○阿部先生 今まで出た議論とも関係するのかもしれませんがけれども、教えていただきたいのは、24年度の予算が7億円で、それから25年度が9億円と、2億円ふえるわけですがけれども、この予算をどういう方式でというか、積算で算出されているのか。あるいは、研究範囲が広がるということでこの2億円が増加するのか。

その辺りの説明と、あとは何回も出ているんですけども、このいただいた資料の中で71ページの図で、国立環境研究所が7億の予算を持って共同委託研究と外注を合わせると約3億円になるんですけども、その残りの4億円を国立環境研究所が研究の統括に使われていることと、先ほど示していただいた82ページの図からしますとキノコ類等の動向把握の研究を担われているということなのですけれども、この統括の費用及びこのキノコ類の研究の合計が4億円かかっているという理解でよろしいのでしょうか。

○環境省 7億円、9億円という金額ですが、これは私どもでまずやっていただきたいことを決めますので、それに合わせて幾らかかるはずだという積み上げをしております。それで、7億から9億に増額をしたのは、だんだん佳境に入ってきて減容化とか中間貯蔵といった施設をつくらないといけない。このために実証実験を増やす必要があるだろうということで増額をしています。

それから、もう一つのほうが細かい透き間の部分の4億円という話ですけども、こちらのほうは資料の72ページを見ていただくとわかりやすいかと思えます。全体、6億9,000万円のうち、外注費が一番上で2億2,000万円、あとは共同委託研究費ということで中段のほうに4,500万円というような数字がございまして、これ以外のものが国環研のほうで使われている。それで、外に出している研究を統括して取りまとめのほかに、研究所のほうで別途備品費であるとか、賃金であるとか、こういったお金の費用がかかっておりまして、トータルで6億9,000万というような数字になってございます。

○環境省 すなわち、取りまとめというと、何かこの5つの者にやらせて国環研は何もしないというような向きはありますが、そんなことはなくて、ここに出ている外注共同委託以外のお金というのは国環研の調査、自分の作業に使っています。賃金とか消耗品費にしても、これは実際に自分たちが作業をするための費用でございまして、国環研は相当部分、自分で研究をし、成果を出しています。

○寺門参事官 シートの御記入をいただきながら、御発言がございませばどうぞ。

○上村先生 これは研究ものなので、成果実績とか成果指標というのは結構難しいとは思いますがけれども、私などが研究計画を出して文科省から補助金をもらうときもちゃんと計画があつて、達成すべき目標があつて、それで終わった後でも報告書を書かないといけないとか、いろいろ書類を求められるわけです。

そういう意味ではこれも同じで、こういうことをやってくださいというふうに委託されているわけですから、その部分についてはちゃんとできています。ここの部分はできていないというようなある程度の書類なり、そういうものはあってしかるべきだと思います。多分、持たれていると思うんですけども、やはりある程度国民に対して明示的にすることが必要なんじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○環境省 おっしゃるとおりだと思います。私ども最初に仕様書で、これとこれとこれを今年度やりなさいと言っています。それで、報告書はこんな感じで出てくるわけですが、当然この項目を一個一個見ていって、我々の4～5ページにわたる仕様書の一個一個をチェックして、何か抜けているものはないかとか、そういうものはちゃんとできているか確認をしています。

それで、これについてこの成果を国立環境研究所も一般の方々にわかりやすく示そうということで、いろいろパンフレットをつくったり、冊子をつくったりしてネットに出したりしていただいているのですが、ここはもうちょっと力を入れていきたいと思います。特に、今後処分施設をつくっていくに当たって、こういう安全や安心についてよく御理解をいただくのに大変重要な資料だと思っておりますので、御指摘があったところはさらに力を入れていかなければいけないと思っています。

○大久保先生 そういう意味では、国環研の地域計画の中にも入り込んで、放射能研究というのは非常に重要な今、我が国における研究分野でもあり、長期的な分野でもあると思うんです。

なおかつ、成果が非常に測定しにくいということであるならば、できればやはり委託費という形ではなくて、通常の国環研の運営費交付金の中に組み込んでいって、当然ですけども、国環研の中には研究者はたくさんいらっしゃるわけですが、その方たちの研究分野の転向というようなことを含めて考えていくような枠組みにしていかないと、一過性の委託費でやってちょっと中途半端で、それで外注ばかりしていくということではないのではないかということでは、少し予算の出し方について別途検討いただくことがあってもいいかと思いました。

○環境省 先生方の御指摘、重く受けとめさせていただきたいと思います。

○寺門参事官 集計中でございますけれども、御意見をどうぞ。

○上村先生 まだ時間があるようなので、研究成果をわかりやすく説明するというのも必要だと思います。先ほど言ったように、研究成果からどういよう行政に應用されたということも見せる必要があつて、多分そういう工夫をされて仕様を出されているわけですが、わかりやすく説明する責任というのはやはりあるんじゃないかと思います。

○環境省 環境省の責任だと思います。ちょっと説明につたないところもあつて申しわけございませんでした。

実際に環境省がいろいろな基準をつくったり、今ですと中間貯蔵施設の検討会をこれから立ち上げますが、こういうときには必ず国環研に入っていていただいて議論に加わっていた

だいて知見も出していただくことはしております。ここら辺をちゃんとこの研究のお金がこう使われて、実際に世の中をこう変えているということをもっとしっかりわかりやすく出すようにしていきたいと思います。

○環境省 まさに今回のこの行政事業レビューを通じて80ページの資料をつくらせていただきましたけれども、先生方の御指摘、御指導を受けてつくったこういった形、これは一例という形で出させていただきましたが、こういうものをつくってオープンにしていくというような努力をしていきたいと思います。

○大久保先生 これは委託費なので、単年度で執行しなければいけないので、繰り越しができない予算ですね。繰り越しはできるんですか。

○環境省 繰り越しは基本的にできません。

○環境省 別途、個別の協議をした後に繰り越しは可能にはなっております。例えば、事故が起こったとか。

○大久保先生 特別な負担行為みたいなことですから、基本的にはだめですね。

○環境省 基本的にはそうです。

○大久保先生 実は、補助金不正を一応私は専門領域でずっと政府の委員もさせていただいているんですけども、やはり単年度でこれだけの大きな研究を無理やりやらせるということもいささか現実的ではないですね。特に後半のほうの実験というのは本当にちゃんとやっているのかなとすぐに勘ぐってしまうんですけども、繰り越し可能な研究の財源として出していくというのはさっきの話と同じことなんですが、やはり単年度の委託費ということは早急に直していただいてやらないと、研究者の方たちもかわいそうではないかと思えます。

○環境省 基金にするとかですか。

○大久保先生 基金化するとか、幾つかの手段があるかと思えます。

○環境省 私どものほうでも検討して、財政当局と協議させていただきたいと思っております。

○寺門参事官 もうちょっとお時間がありますけれども。

○尾関参事官 きょうの幾つかの議論の中で出口戦略というか、いつまでやるのかという議論が幾つかありましたけれども、この話もどこかの時点で運営費交付金みたいな話もありますが、基本的に今の政府は23年から27年度までの最初の5年間で集中復興期間で、残りの5年間はさらにもう少しやって、10年で復興をきちんとやろうじゃないかというのがとりあえずの目標になっています。

恐らく、集中復興期間が終わる27年度のときにもう一回どうするのかという方針を見直すべき時期がくると思いますがけれども、そこら辺りでもいつまでやるのか。どの事業をいつまでやるのかというのが、多分かなり議論になってくるんじゃないかとは思っています。

○寺門参事官 それでは、取りまとめ案のポイントをお願いします。

○永久先生 そうしましたら、評価結果を御報告します。

「事業全体の抜本的改善」がゼロ、「事業内容の改善」が5名、「現状どおり」が1名という結果です。

主なコメントとしましては、研究成果の測定が見えにくい。

研究成果を評価していく枠組みが不可欠。

除染という緊急に復興に要するテーマと国環研の主たる研究テーマに含まれる分野は、予算手当てとして区分して扱ってほしい。

他の組織との統一的な計画をつくる等、連携を強めてほしい。

研究目標のゴールと進捗状況の推移を説明する努力が必要。

研究の時間軸の管理、予算の適正さの管理に注意を払い、事業を継続してほしい。

放射性物質に関する研究は、全体としての戦略があるという印象が希薄。

全体的な戦略と計画を、より鮮明に示す必要があるというものがございました。

これを踏まえまして、全体の評価は「事業内容の改善」ということにいたしたいと思えます。

取りまとめのコメントとしましては、放射性研究の取り組みは重要性が高い一方、全体像が見えにくい印象がある。研究全体の戦略、計画を明らかにしていくべき。

次が、一般会計等も含めて他の研究予算との重複の排除や連携、具体的な成果を明確にすることについて引き続き留意しながら予算を執行し、これらの点をレビュー等を通じて国民にもわかりやすく示す必要があるというふうにしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○永久先生 ないようでしたら、これにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○寺門参事官 ありがとうございます。

本日の議論は全て終了いたしました。

閉会でございますが、最後に当たりまして尾関参事官から一言御挨拶を申し上げます。

○尾関参事官 それでは、きょうの公開プロセスの閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本来であれば、統括官の岡本がいればと思いましたが、所用で今、席を外していますので、私のほうから一言御挨拶申し上げたいと思えます。

まず、長時間、朝からわたりまして取りまとめ役の永久先生を初めといたしまして、先生方に長時間御議論いただきまして本当にありがとうございました。

厳しい財政状況の中で、予算執行の実態を把握、検証して効率的な実施を図っていくことは当然の我々の責務だと思っております。特に復興事業、これも例外ではありませんけれども、特に復興事業につきましては復興増税という広く国民の負担をお願いしているという観点もございまして、それから昨今ちょっとお騒がせしていますけれども、去年以来違う、流用という言葉が使われていますが、復興に直接関係ないようなところで使われているんじゃないかというような御批判も受けておりますので、各事業が復興に資す

るよう、効果的・効率的な使われ方をされるように、透明性を確保して外部への説明責任を果たしていくということが重要であると考えております。

本日、先生方にいただきました貴重な御意見につきましては、復興庁の中のレビュー推進チームとしてもしっかりと受けとめまして、今後の予算の執行、あるいは26年度、来年度の予算要求に向けた作業の中で生かしていきたいと思っております。

それから、本日は6事業だけでしたけれども、復興庁全体の全事業は一括計上予算で各省の事業は全て乗ってしまして二百数十事業ございますので、それらにつきましても推進チームの中で点検を進めて、本日いただいた御意見も参考にしながら研究していきたいと思っております。

こうした公開プロセスを初めといたしました行政事業レビューの取り組みを通じまして、引き続き復興予算のより効果的・効率的な実施を行っていききたいと思っておりますので、また引き続きの御指導をよろしくお願いいたしたいと思っております。

ありがとうございました。

○寺門参事官 ありがとうございました。